

**タイ国取引競争法の運用に係る
キャパシティービルディング
支援計画調査**

ファイナル・レポート

2005年9月

序文

日本国政府は、タイ王国政府の要請に基づき、同国国内取引局取引競争部の取引競争法運用および違法案件審査にかかる能力向上を目的とする開発調査を行うことを決定し、国際協力機構がこの調査を実施致しました。

当機構は、2004年11月より2005年7月までの間、6回にわたり、株式会社UFJ総合研究所の石田雅之を団長とする調査団を現地に派遣しました。同調査団は、タイ王国政府関係者と協議を行い、その協力を得て、取引競争法と関連下位法令、およびその運用体制について分析し、課題を抽出した上で、国内取引局取引競争部職員を対象に各種の能力開発トレーニングを行いました。本報告書は、右の調査結果を取りまとめたものです。

本報告書が同国経済の公正かつ自由な競争の促進に寄与し、また、両国友好親善の一層の発展に役立つことを願います。

終わりに、本報告書の実施にあたり、多大のご協力を頂いた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

2005年9月

独立行政法人 国際協力機構
理事 伊沢 正

2005年9月

独立行政法人 国際協力機構

理事 伊沢 正 殿

伝 達 状

タイ国取引競争法の運用に係るキャパシティービルディング支援計画調査のファイナル・レポートを提出いたします。本レポートは、本プログラムを通じて展開された技術移転活動の内容と成果、および今後の同国取引競争法の運用にかかるキャパシティービルディングのための提言から構成されています。

本プログラムは、我が国競争当局及び専門家等の経験と知識の共有化、カウンターパート側の継続的自助活動のための枠組み整備を通して、タイ政府関係者の知識及び能力の基盤整備・強化をはかることを目標としました。本支援協力は、国際協力機構から株式会社UFJ総合研究所が委託を受け、2004年10月1日にタイ政府との間で合意された実施細則（S/W）に基づき、2004年11月から技術協力活動を開始し、去る2005年7月にバンコクにて開催された第4回ワークショップ及びウェブ開発計画・実施をもって完了しました。

本プログラムでは現地でのセミナーおよびワークショップによる技術移転活動が展開され人材育成に貢献したほか、日本の競争当局及び専門家を講師として現地に動員し、日本の経験の共有を図るとともに、今後のプログラムの継続的自助活動推進のための技術移転を実施してまいりました。タイ政府では、本プログラムの成果を活用し、更なるキャパシティービルディングに取り組み、タイ国競争法の更なる運用推進に寄与することが期待されます。

本プログラムの実施にあたりまして、貴機構、公正取引委員会、教育機関からの専門家及び関係各位の貴重なご指導、ご支援に深く感謝いたします。また、タイ側のカウンターパートである商務省国内取引局（DIT）をはじめ関係機関のご協力に心より感謝申し上げます。

タイ国

取引競争法の運用に係るキャパシティービルディング
支援計画調査

統括 石田 雅之

略語表

1. タイ

TCA	Trade Competition Act	取引競争法
TCC	Trade Competition Commission	取引競争委員会
OTCC	Office of Trade Competition Commission	取引競争委員会事務局
TCB	Trade Competition Bureau	取引競争部
MOB	Monitoring and Operation Bureau	モニタリング・オペレーション部
DIT	Department of Internal Trade	国内取引局
MOC	Ministry of Commerce	商務省

2. 日本

AMA	Antimonopoly Act	独占禁止法
JFTC	Japan Fair Trade Commission	公正取引委員会

◇◆◇ 目 次 ◇◆◇

はじめに.....	1
I. 本調査の活動概要	2
1. 本調査の目的.....	2
2. 本調査の活動内容.....	2
2.1 ベースライン調査及び市場調査.....	2
2.2 ガイドライン及び要綱等策定に係る必要技術・実務的手続に関するキャパシティービルディング技術支援.....	3
2.3 アドボカシー活動.....	3
2.4 提言.....	4
2.5 その他.....	4
3. 現地調査概要.....	4
3.1 第1次現地調査の主な活動.....	4
3.2 第2次現地調査の主な活動.....	5
3.3 第3次現地調査の主な活動.....	5
3.4 第4次現地調査の主な活動.....	5
3.5 第5次現地調査の主な活動.....	5
3.6 第6次現地調査の主な活動.....	6
4. 本調査活動のスケジュール概要.....	7
II. 支援協力活動の背景	8
1. 競争法制定・実施確保の重要性.....	8
2. アジア諸国における競争法制定の動き.....	9
III. 取引競争法（TCA）執行当局に係る最新状況	11
1. 組織面に関する調査結果.....	11
1.1 組織フレームワーク.....	11
1.2 執行のフレームワーク.....	18
1.3 他のドナーからのキャパシティービルディング活動.....	25
2. 法的側面に関する調査結果概要.....	26
2.1 支配的な地位の濫用.....	26
2.2 企業の吸収と合併.....	32
2.3 カルテル.....	38
2.4 不公正な取引方法.....	40

IV. キャパシティービルディング活動	45
1. ワークショップ	45
1.1 活動計画策定手法の開発と共有化.....	45
1.2 本調査における実施プロセスの概要.....	46
1.3 第1回ワークショップ	49
1.4 第2回ワークショップ	53
1.5 第3回ワークショップ	58
1.6 第4回ワークショップ	62
2. アドボカシー活動	68
2.1 DITによるアドボカシー活動の現状	68
2.2 アドボカシー・セミナーの開催.....	73
2.3 ウェブサイトによる情報発信の拡充.....	84
3. スタディ・ビジット.....	93
V. 市場調査.....	95
1. タイ市場構造の概観.....	95
1.1 タイ経済の構造.....	95
1.2 製造業及びサービス部門における市場構造.....	98
1.3 競争の観点から見た市場構造.....	101
2. 海運サービスに関する詳細な市場調査.....	103
2.1 本市場調査の方法論.....	103
2.2 タイにおける海運市場サービスの概観	103
2.3 タイにおける海運サービスの市場構造	104
2.4 タイにおける海運サービスの慣行	106
VI. 総括.....	107
1. 競争当局における現状の課題	107
2. キャパシティービルディング活動の展望	109
3. タイ競争政策に対する期待.....	110
VII. 提言.....	112
1. 包括的提言.....	112
1.1 更なるキャパシティーデベロップメント活動の継続推進.....	112
1.2 継続的な情報支援基盤の拡充.....	113
1.3 アドボカシー活動の拡大.....	116
2. 法制度整備に係る提言	117
2.1 手続法制度の整備.....	117

附属資料

I. Documents Related to Findings of Baseline Survey

1. 7 Acts under DIT's Responsibility
2. Center of Complaints Department of Internal Trade
3. List of the Products and Services Under TCA's Supervision and Survey

II. Documents Related to Sector Study

III. Documents Related to Guideline Workshops

1. Documents Used for Identifying Cases for Case Studies
2. Documents for the Second Workshop – Moot Court Practice –
3. Documents for the Third Workshop – Role Playing Materials –
4. Documents for the Fourth Workshop – Comparison of Merger Regulations –

IV. Documents Related to Advocacy Activities

◇◆◇ 図表リスト ◇◆◇

表 2-2-1: 北東・東南アジア諸国（エコノミー）の競争法	10
表 3-1-1: 取引競争委員会	12
図 3-1-1: タイ商務省組織図.....	12
図 3-1-2: タイ競争当局組織図	13
図 3-1-3: OTCC の全体的な構造と機能	15
図 3-1-4: TCB の全体的な構造と機能.....	16
図 3-1-5: DIT の構造.....	17
表 3-1-2: TCB 専門ユニットにより受理された苦情数.....	18
図 3-1-6: JFTC における事件の端緒.....	20
表 3-1-3: TCC への OTCC 報告の内容.....	21
図 3-1-7: TCC 審査手続	23
表 3-2-1: 日米欧の許可申請基準.....	36
表 3-2-2: 日本独占禁止法とタイ取引競争法の比較.....	44
表 4-1-1: マトリクス・ワークシート	48
表 4-2-1: DIT によるラジオ放送プログラム（2003-2005 年）	68
表 4-2-2: 2003 年に放送されたインタビュー/トーク番組のテーマ.....	69
表 4-2-3: ニュースレターの発行号数	70
図 4-2-1: DIT ホームページ（和訳）	85
表 4-2-4: ウェブターゲットグループ	87
図 4-2-2: ウェブ基本構成（英語）	89
図 4-2-3: ウェブ基本構成（タイ語）	90
図 4-2-4: ホームページ GUI 版イメージ.....	93
表 4-2-5: スタディ・ビジット・プログラム.....	93
図 5-1-1: GDP の部門別構成比（1951-2003 年）	96
図 5-1-2: 部門別実質 GDP 成長率及び寄与度の推移（1951-2003 年）	96
表 5-1-1: 部門別雇用割合（2004 年第三四半期）	97
図 5-1-3: 貿易依存率の推移（1960-2003 年）	97
表 5-1-2: 製造業部門における GDP 構成比（1996-2003 年）	99
表 5-1-3: サービス部門における GDP 構成比（1996-2003 年）	99
表 5-1-4: 製造業の分野別統計の総括（2000 年, 千パーツ）	100
表 5-1-5: 製造業における外資系企業の数及び割合（1999 年）	101
表 5-1-6: 製造業及びサービス部門における市場構造（2002 年）	102

表 5-2-1: タイの主要港における貨物の種類別貿易量.....	104
表 5-2-2: 海上輸送サービスにおける業態別の市場規模及びシェア（2003 年） ..	105
表 5-2-3: タイにおける海上コンテナ輸送会社及び市場シェア（2003 年）	105
表 5-2-4: 海上輸送サービスにおける業態別の市場集中度及び HHI（2003 年） .	106
表 7-1-1: アドボカシー活動のツールとターゲット	116

はじめに

はじめに

タイでは1979年に価格統制・独占禁止法が制定されたが、これは価格統制と独占禁止の2つの視点から企業活動の規制を行うもので、競争の促進を目的とするというよりも、規制業種に指定した業種の価格統制を行うことを目的とした広義の価格統制法ともいえるものであった。

1980年代、タイの経済が急速に成長するに従い、保護と市場介入による既存の経済産業政策には限界があり、更なる経済成長のためには市場主義に根ざした経済への移行が必要であるという指摘がなされるようになった。このような状況を受けてタイ政府は1990年代初めから法改正、新法制定の準備を始め、アジア通貨危機とその後の構造調整プロセスの中で、1999年4月に新しい「取引競争法（Trade Competition Act: TCA）」を施行し、同年末には取引競争委員会（Trade Competition Commission 以下 TCC）を設置した。

新法施行による新しい体制発進から5年近くが経過しているが、TCCとしては、実務及び技術レベルでの法執行に係る知識・ノウハウ充実・向上の観点から、職員のキャパシティービルディングの重要性を認識している。

係る事情からタイ政府及び日本政府は、以下における「タイ国取引競争法運用に係るキャパシティービルディング支援計画調査（以下、「本調査）」の実施に合意するに至った。

以下は、本調査におけるベースライン調査結果及び各活動の実績等を取りまとめたものである。

I . 本調査の活動概要

I. 本調査の活動概要

1. 本調査の目的

本調査では、(1) 競争法執行に係る我が国競争当局及び専門家の経験と知識を共有化すること、(2) タイ側カウンターパートの積極的参画を助成し自助活動による継続的活動推進に資する支援を実施すること、もって、(3) タイ側当局政府関係者の知識及び能力の基盤整備・強化を図ることを本調査の基本的目的とした。

上記に係るキャパシティービルディング活動の観点からは、人材育成に係る包括的な視野からの取り組みが重要であるが、特に、本調査における取り組みでは、その趣旨に鑑み、我が国公正取引委員会における長年の実績と知識を、研修プログラム・アドボカシー活動において活用することとした。

また、本調査では、タイ及び我が国の競争当局担当者の経験・知識共有化を通して、我が国独占禁止法執行に係るより実務的・手続的な知識移転に注力した。

2. 本調査の活動内容

本調査の活動内容は、(1) ベースライン調査及び市場調査、(2) ガイドライン及び要綱等策定、(3) アドボカシー活動、(4) 提言で構成される。

2.1 ベースライン調査及び市場調査

ベースライン調査及び市場調査では、以下の活動を実施した。

- (a) TCA 執行に係る実績と課題の明確化
- (b) 競争政策に係る主な課題の明確化及び評価
- (c) 競争政策当局としての権限、組織、運営・管理等の面から TCC の実情と課題の明確化
- (d) TCA 執行上の主な課題の明確化のためのタイ経済・産業・市場構造及び商慣行等の分析

2.2 ガイドライン及び要綱等策定に係る必要技術・実務的手続に関するキャパシティービルディング技術支援

ガイドライン及び要綱等策定に関しては、日本の独占禁止法履行に係るガイドライン・基準の策定事例と共に、カウンターパート（DIT）における同様の活動に資する事例の紹介・分析に重点を置きつつ、以下の活動を実施した。

2.2.1 ワークショップの開催

－カウンターパートにおける関心分野として提起された「独占的地位の濫用」、「企業結合」、「不公正取引」、及び「カルテル」の4分野の事例を中心とした検討を行った。

－具体的には、本調査期間中、4回のワークショップ（3～4日間）を実施し、講義形式、疑似裁判形式、グループ作業形式等のプログラムを通して技術支援活動を実施した。

2.2.2 市場調査

－セクターを特定した詳細市場調査を、タイ国調査機関に再委託の形で実施した。機関選定・調査内容の検討にあたってはカウンターパートとも協議を行い、調査実施に係る技術支援を調査開始準備段階から実施した。なお、対象となるセクターの特定（海運セクター）についても、内部検討プロセスを重視し、カウンターパート側からの要請を絞り込んで決定した。

2.3 アドボカシー活動

タイにおける競争政策に関する社会一般への周知・啓蒙を目的として、以下のアドボカシー活動を実施した。

2.3.1 アドボカシー・セミナー

－TCA 履行の意義に加え、競争環境推進及び公正な市場環境確立の重要性に係る意識向上を目的としたセミナー（1日間）を実施した。

2.3.2 ホームページの開発支援

－当局によるアドボカシー活動推進に資するホームページの開発支援を行った。

2.4 提言

－人材育成を含むキャパシティービルディング活動強化の観点から、TCA 履行に係る更なる OTCC の機能強化に資する包括的な提言をとりまとめた。

2.5 その他

－本調査機関中に、カウンターパート側ハイレベル官僚を含む政府関係者を日本に招請する研修の実施に際し、我が国公正取引委員会と協議の上、本件活動を踏まえた研修プログラムの枠組みを策定した。

－また併せて本調査機関中、適宜、ASEAN 及び近隣東アジア諸国における関係当局の情報交換に資する支援を実施した。

3. 現地調査概要

本件調査団（TA コンサルタントチーム¹）は、以下のとおり、全 6 回の現地調査を実施した。

3.1 第 1 次現地調査の主な活動

日程：2004 年 11 月 14 日から 12 月 3 日まで

- 1) インセプションの合意
- 2) ベースライン調査の着手
 - a) 競争政策に係る既存の政策手段及び取引競争法に関連する下位法令に関する追加情報収集、及び同法執行の為に必要なキャパシティービルディング分野の抽出
 - b) 競争当局による競争政策上の成果に関する追加情報収集
 - c) 組織の構造及び機能に関する追加情報収集
 - d) 他のドナーによる技術支援に関する追加情報収集
 - e) マクロ面からの経済・市場構造調査の方法論に関する合意

¹ TA: Technical Assistance コンサルタントチーム

- 3) 市場調査準備（調査対象分野における市場分析）
- 4) ワークショップのスケジュール、及び主な課題の協議
- 5) アドボカシー活動のスケジュール、及び主な課題の協議

3.2 第2次現地調査の主な活動

日程：2004年12月12日から21日まで

- 1) ベースライン調査及びセクタースタディーの取りまとめ
- 2) アドボカシー活動とワークショップのスケジュールの調整
- 3) 市場調査準備

3.3 第3次現地調査の主な活動

日程：2005年1月12日から29日まで

- 1) 第1回ワークショップ準備・実施
- 2) 第2回ワークショップのスケジュール調整・テーマの選定
- 3) 市場調査のフォローアップ
- 4) アドボカシー活動準備

3.4 第4次現地調査の主な活動

日程：2005年2月24日から3月12日まで

- 1) 第2回ワークショップ準備・実施
- 2) 第3回ワークショップのスケジュール調整・テーマの選定
- 3) 市場調査の取りまとめ
- 4) アドボカシー活動準備
- 5) インタリム・レポート協議

3.5 第5次現地調査の主な活動

日程：2005年5月23日から6月7日まで

- 1) 第3回ワークショップ準備・実施
- 2) 第4回ワークショップのスケジュール調整
- 3) 市場調査のファイナライズ
- 4) アドボカシー・セミナーの準備・実施
- 5) ウェブ開発支援

3.6 第6次現地調査の主な活動

日程：2005年7月3日から7月21日まで

- 1) 第4回ワークショップ準備・実施
- 2) ドラフト・ファイナル・レポート協議
- 3) ウェブ開発支援

4. 本調査活動のスケジュール概要

Figure: Overview of the Study Program Schedule

	Preparatory Work in Japan (Nov. 2004)	The First Field Survey (Nov.14-Dec.3)	The Second Field Survey (Dec.12-21)	The Third Field Survey (Jan.12-29 '05)	The Forth Field Survey (Feb.24 - Mar.12)	The Fifth Field Survey (May 23-June 12)	The Sixth Field Survey (July 3 - 21, 2005)		
1. Baseline Survey & Market Analysis	Formulation of the Work Plan	Baseline Survey & Preparation of Market Analysis	Market Analysis		Progress Report		Wrapping-up of C/B Activities & Final Reporting		
2. T.A. Activities related to the Guidelines and the TCA				Workshop 1 Jan. 25 - 27	Workshop 2 Mar. 7 - 10	Workshop 3 May 30 - June 2		Workshop 4 July 11 - 14	
3. The Advocacy Activities on the TCA					Seminar Preparation	Advocacy Seminar May 27			
4. Recommendation					Web Development				
Reports	Inception Report		Progress Report		Interim Report		Draft Final Report Final Report		

Note: The dates of submission of the Draft Final Report and the Final Report are July and Sept. respectively. The schedule for Web Development completed in Sept.

Ⅱ. 支援協力活動の背景

II. 支援協力活動の背景

1. 競争法制定・実施確保の重要性

市場における適切な競争環境を担保する為の競争法、及びそれに関連する競争政策は一国の持続的な経済成長を実現する上での重要な手段として近年認識され始めている²。一般論として、市場で適切な競争原理が働いている場合、企業は市場環境の諸変化に対して柔軟かつ迅速に対応せざるを得ず、この結果、消費者・ユーザー企業にとって最良の品質の財・サービスを可能な限り安価で供給するインセンティブが生じる。

このように競争は一国経済、特に消費者やユーザー企業にとっては望ましいものであるが、他方で既に市場に参入している既存企業にとっては、市場支配力を獲得・維持する為に競争を阻害しようとする各種の誘引（優越的地位の濫用や共謀等）にかられる。このような反競争的な行為を削減・除去し、適切な競争環境を実現する為の政府の各種取り組みが競争政策であり、その中心的役割を負っているのが競争法である。

ただし、競争法の導入・実施は競争環境を構築する上での十分条件ではないことに留意する必要がある。競争を阻害する要因には市場の構造や市場における企業の反競争的な行為のみならず、貿易政策、投資誘致政策、国営化政策、業種別参入規制等、政府によるその他の政策も含まれ得るためである。したがって、適切な競争環境を担保する為には、競争法の導入・執行のみならず、自由化、民営化、規制緩和等との関連性を踏まえた総合的な取り組み、すなわちより広義の競争促進的な政策も念頭に置く必要があろう。

国内市場の競争環境が整備されることは、輸出企業にとってはより安価な中間財・サービスにアクセスできるようになることを意味するため、経済成長の多くを輸出に依存しているタイを始めとする ASEAN 諸国にとっては価格競争力を維持する上で重要な意味を持つものである。

なお、賃金水準の低さによって実現する安価な輸出価格のみに依存しては、途上国企業が持続的に国際競争力を維持することは困難である。特にタイのように途上国の中でも所得水準が高まりつつある国の企業が先進国企業にキャッチアップし、追い越していく為には、保護による産業育成のみならず、柔軟かつ迅速に市場環境へ適応する能力、および経営・技術面におけるイノベーションを促すような政策の導入が不可欠である。そのような意味においても、タイにおける競争政策の適切な運営は短期的な（価格低下に伴う）

² 例えば UNCTAD, The Relationship between Competition, Competitiveness and Development, TAD/B/COM.2/CLP/30, 23 May 2002.

経済効率性の上昇に貢献するのみならず、長期的に企業に市場変化への適応能力や各種の自己革新努力を与え、賃金水準のみに依存した競争力から脱却する上でも大きな役割を果たすといえよう³。こうした企業レベルにおける自己革新は当該企業の国際競争力を高めるのみならず、一国経済の持続的な成長の源泉となることは言うまでもない。

2. アジア諸国における競争法制定の動き

1980年の韓国における「独占規制及び公正取引に関する法律」の制定はアジア諸国における競争法の先駆けといえるが、総じて、90年代後半以降、北東アジア及び東南アジア諸国は積極的に競争法の制定及び運用開始に着手している（表 2-2-1 参照）。これには1997年のアジア金融危機を受けて、主にIMFや世界銀行（世銀）の指導のもと、政府管理型経済から市場型経済への移行をはかろうとする国が増えたことが影響していると考えられる。他方、競争政策の導入は、IMFや世銀といった国際機関の「コンディショナリティ」のみによって進展しているのではなく、両地域における経済の発展段階が上昇し、保護による産業育成政策のみではもはや成長を促すことが出来なくなりつつあるという実体経済上のニーズに基づく側面も無視できないと考えられる。実際、IMFや世銀といった国際機関の動きとは一線を画す形で、2000年以降もマレーシア、シンガポール、フィリピン、さらには中国といったアジア諸国において、競争法を議会の審議プロセスに乗せようとする動きが顕在化している。

³ ただし、競争政策の実施はイノベーションを促進する為の必要条件であっても十分条件ではない。イノベーションを促進する為には適切な知的財産権制度はもちろんのこと、人的資本への十分な投資、あるいは国家による通信・交通・運輸といった基本的なインフラの整備も不可欠である。

表 2-2-1: 北東・東南アジア諸国（エコノミー）の競争法

	法律名（制定・改定年）	競争当局
〔北東アジア地域〕		
①韓国	「独占規制及び公正取引に関する法律」 (1980年制定, 86年, 90年, 92年, 94年, 96年, 98年 及び99年(99年は2月及び12月の2回)改正)	韓国公正取引委員会
②台湾	「公正取引法」(1991年制定)	台湾公正取引委員会
③中国	「反不正当竞争防止法」(1993年制定) 「価格法」(1998年制定)	国家工商行政管理局(価格法は国家発展計画委員会等)
④モンゴル	「不当競争禁止法」(1993年制定)	国家開発庁
〔東南アジア地域〕		
⑤フィリピン	「独占及び結合に関する法律」(1925年制定。ただし、57 年に実体規定部分が刑法第186条に移され、手続き規定の みが残存)	司法省
⑥タイ	「取引競争法」(1999年制定, 旧法「価格統制及び独占禁 止法」は, 79年制定)	TCC
⑦インドネシア	「独占及び不公正競争禁止法」(1999年制定)	事業競争監視委員会
⑧シンガポール	「競争法」(2004年制定)	シンガポール独占禁止 委員会 (CCS)
⑨ベトナム	「競争法」(2004年制定)	競争管理庁及び競争評 議会

出所：本城昇「アジアにおける市場経済化と競争法」⁴17頁参照

⁴ 本城昇「アジアにおける市場経済化と競争法」小林昌之編『アジア諸国の市場経済化と社会法』アジア経済研究所2001年所収15頁以下

Ⅲ. 取引競争法（TCA）執行当局に係る最新状況

Ⅲ. 取引競争法（TCA）執行当局に係る最新状況

本調査においては、以下の目的に基づいてベースライン調査を実施した。

- 取引競争法（TCA: Trade Competition Act）の実施に係る実績と問題を理解すること。
- 競争政策とその措置の問題を評価して理解すること。
- タイの取引競争委員会（TCC: Trade Competition Commission）を調査して競争当局としての地位、権限、組織、活動とその運営に関して問題を理解すること。
- 他のドナーからのキャパシティービルディング活動に関して概観すること。
- TCA に関して問題があるかどうか調査するために、マクロ経済学的な視点（例えば市場構造とビジネス習慣）からセクターを調査すること。

本調査は、主に 3 つの面から上記の目的に対処した。すなわち、組織面、法律面、経済面である。組織面に関しては本調査においては（1）組織的フレームワーク、（2）実施フレームワーク（審査手続とガイドラインを起草しているプロセスを含む）と（3）他のドナー活動に焦点をあてた。また法律面に関してはタイ取引競争法の条文分析を行い、さらに経済面に関してはタイの産業のセクター研究を実施した。

なお上記の調査からは、右事項が確認された。すなわち（i）我が国審判事例等に基づくワークショップを通して我が国公正取引委員会（JFTC）の経験・ノウハウを共有することで、取引競争委員会事務局（OTCC: Office of Trade Competition Commission）が経験や更なる知識を必要とする分野において、競争当局としての立場を強化するのに効果的に機能する点、（ii）省令が TCC/OTCC において準備されている現状を踏まえると、JFTC の諸種ガイドラインの紹介/説明は、OTCC による省令の立案作業に貴重な示唆を与えることが期待される。

1. 組織面に関する調査結果

1.1 組織フレームワーク

1.1.1 取引競争委員会（TCC）

1999 年に導入された TCA の第 6 節に基づいて、取引競争委員会（TCC: Trade Competition Commission）は競争政策の執行当局として設置された。TCC は、商務大臣（委員長）、商務省事務次官（副委員長）、財務省事務次官を含む 16 名のメンバーから構成され、これまで以下 3 期を経過している。

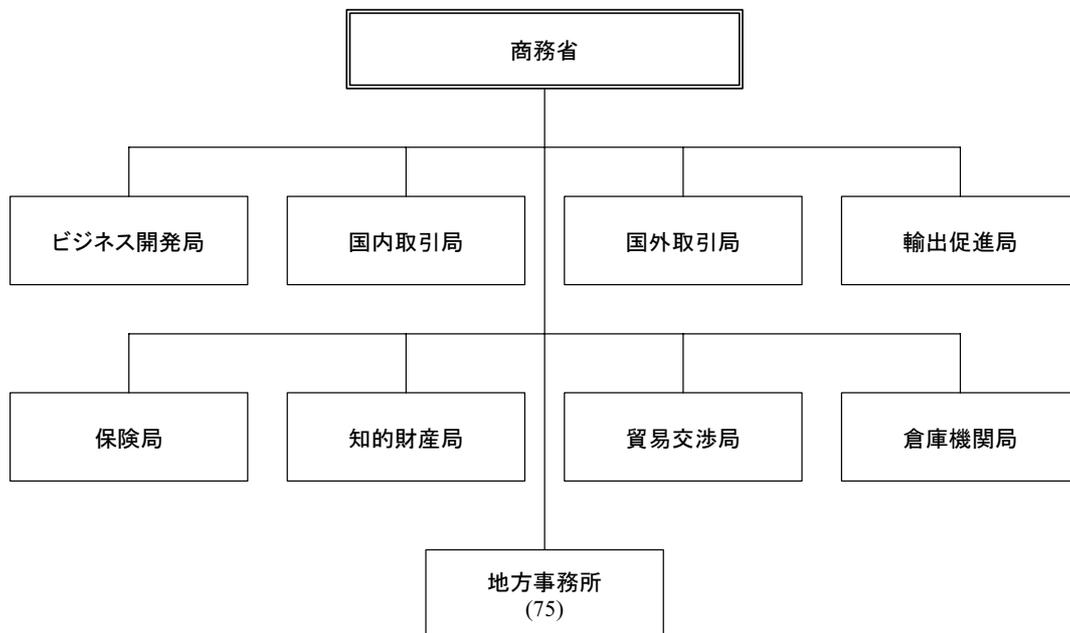
表 3-1-1: 取引競争委員会

期	期 間
第 1 期委員会	1999 年 11 月 16 日～2001 年 11 月 15 日
第 2 期委員会	2002 年 4 月 23 日～2004 年 4 月 22 日
第 3 期委員会	2004 年 5 月～ 現在

出所 : OTCC

委員会の主要な権限と義務は、(i) 事業者が市場支配力を有するとみなす際に参照される市場占有率と売上高を定める通達を出すこと、(ii) 第 26 条 2 項に定める市場占有率、販売量、資本金、株式シェア、資産の量を規定した通達を出すこと、(iii) 第 30 条、第 31 条に基づいて、事業者による活動について、差し止め、停止、改善、修正を命じる命令を出すこと、そして (iv) 第 35 条に基づいて企業合併ないしは競争を共同して減殺ないしは制限する行為に関する許可申請に係る書式、規則、手続、条件を定めた通達を出すことである。なお、TCC 事務局は商務省を構成する 8 つの局（下図参照）のひとつである国内取引局（Department of Internal Trade）内に設置されている。

図 3-1-1: タイ商務省組織図

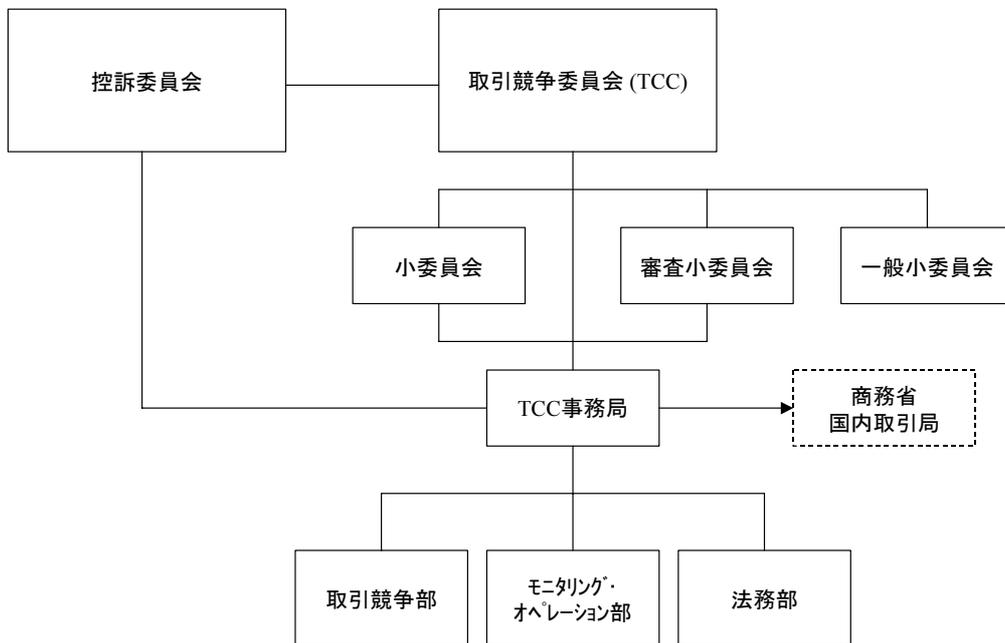


出所 : OTCC

1.1.2 控訴委員会

内閣は、TCA 第 31 条または第 37 条に従って委員会の命令に対する訴えを検討して、決定を下すために、控訴委員会を任命することができる。控訴委員会は、法律、経済、経営または行政において知識のある最大 7 人の専門家から構成される。控訴委員会は、TCA の制定以来、一度だけ召集されたことがある。なお控訴委員会を含む、タイ競争当局の組織図は下記のとおりである。

図 3-1-2: タイ競争当局組織図



出所：OTCC

1.1.3 小委員会

(1) 小委員会

TCA は、TCC に小委員会（第 11 条）、専門小委員会（第 12 条）と審査小委員会（第 14 条）を任命する権限を与えている。第 11 条に基づいて設立される小委員会（いわゆる一般小委員会）は、「委任される如何なる行為でも実行し、TCC に報告書を提出する」ことが求められる。1999 年以降、3 つの一般小委員会が設立された。過去に TCC に提出された報告書は、「市場支配の定義」、「不公正な取引方法」、「吸収・合併」等のガイドラインのあり方に焦点を合わせ検討がなされている。

(2) 専門小委員会

専門小委員会は、法律、科学、エンジニアリング、製薬、経済の分野において知識がある、4人以上6人以下の専門家から構成される（第13条）。国内取引局（DIT）の代表もまた、メンバーである。専門小委員会は、市場、合併、競争の規制・減殺といった行動のような問題に関して意見を提出する。1999年以降、4つの専門小委員会が設立されて、TCCに意見を提出した。なおこれらの専門小委員会は特定の事例（例えばビール/ウィスキー・ケース、ケーブル・テレビ・ケースその他）に関するものを含む。

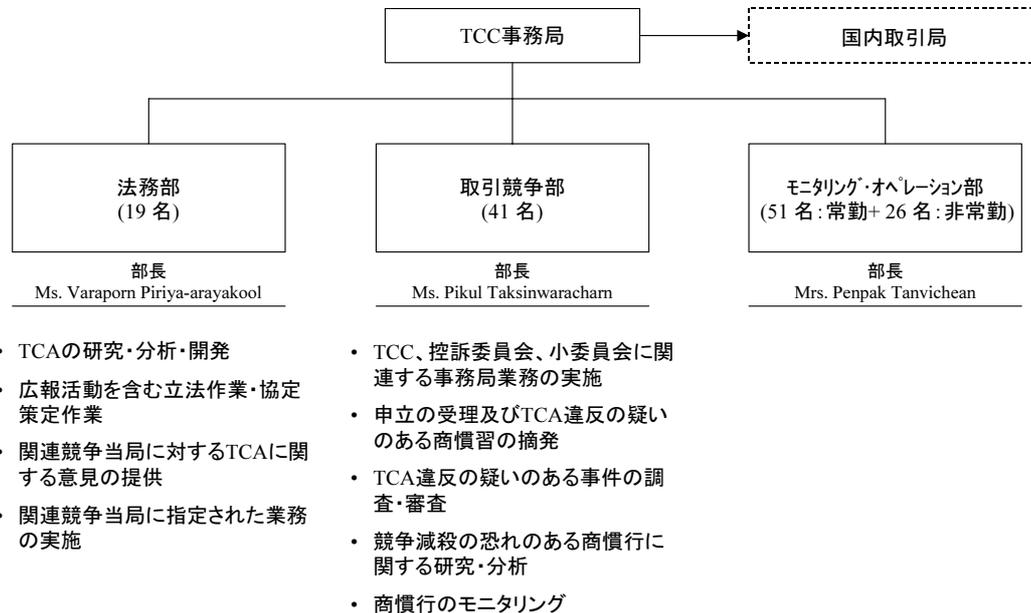
(3) 審査小委員会

審査小委員会は、刑事上の事件（警官/検察官）に関して知識のある1名と経済、法律とビジネスの分野で経験を有する4名以内の公務員から構成される（第14条）。審査小委員会には事案を審査してTCA違反を調査する権限があり、TCCにその意見を提出する。審査小委員会は、1999年以降、設立されていない。

1.1.4 取引競争委員会事務局

取引競争委員会事務局（OTCC）は、DIT中に設立されて、TCC、控訴委員会と小委員会（Sec.18）のために事務局作業を担当している。OTCCには、3つの主な機能（すなわち事務局機能、法務機能、モニタリング機能）があり、上記3つ全ての機能に対して責任を全体として有している。なおOTCCは3つの異なる局/部、すなわち取引競争部（TCB）、法務部とモニタリング・オペレーション部（MOB）から構成される（次ページ図3-1-3参照）。

図 3-1-3: OTCC の全体的な構造と機能

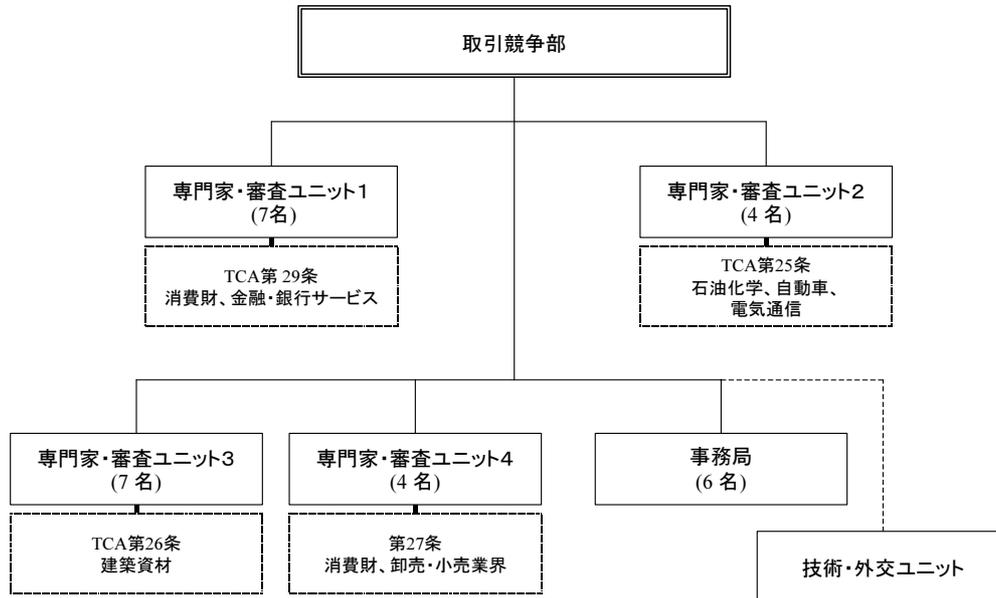


出所：OTCC

(1) 取引競争部 (TCB)

TCB は、4つの専門ユニット（予備調査に対して責任がある）、技術・国際ユニット、総務ユニットで構成される。各専門ユニットはガイドライン策定に関連する業務については条文毎に担当が分かれている一方で、申し立てを受けた個別の事件の調査・審査に関しては分野毎に担当が分かれている。専門ユニット1（7人の職員により構成される）は、主として第29条関連業務（ガイドライン策定等）を担当すると同時に、個別事件の申し立てに関しては食品と金融サービス部門に関するケースを取り扱っている。専門ユニット2は4人のメンバーで構成され、石油化学製品、自動車、テレコミュニケーションに関連するケースを取り扱っている。また第25条に関連する業務を担当している。専門ユニット3は、建設資材と海運に関連するケースを担当しており、担当職員数は、7名である。なお条文別の担当としては、第26条を担当している。非食品と小売と卸売に関する問題は専門ユニット4によってカバーされる。同ユニットは6名の専門家により構成され、第27条関連業務を担当している。技術・国際ユニット（本調査の一義的コンタクトポイント）は、国際的な問題を取り扱って、8人の職員で構成される。なお、その他に総務ユニットは、ビュロー内で全ての事務局の問題を担当している（次ページ図3-1-4参照）。

図 3-1-4: TCB の全体的な構造と機能



出所：OTCC

(2) 法務部

法務部は、TCA を含む国内取引局の主管する 7 つの法律を管轄している。法務部は、20 人の職員により構成され、上記の法律について責任を有する。

(3) モニタリング・オペレーション部 (MOB)

MOB は、TCA を含む国内取引局の主管する 7 つの法律を管轄している。MOB は商品・サービスの価格システム及び供給量を公正に管理し、消費者のために売り手やサービス提供者と交渉する。

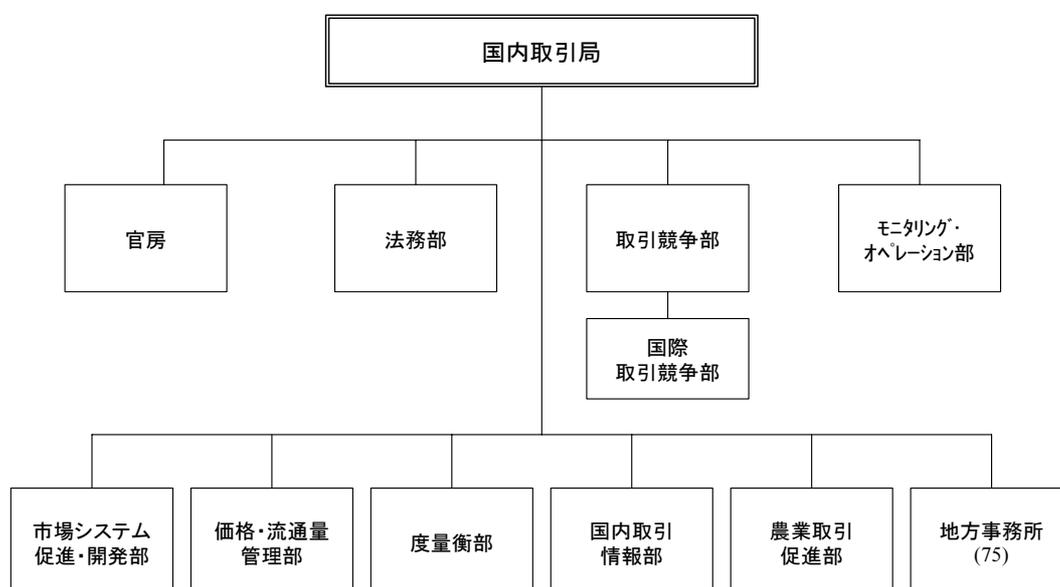
MOB の下には TCA に関連する 2 つのユニットが存在する。すなわち苦情受付センター (1994 年設立) とモニタリング/オペレーションユニットである。前者はおよそ 20 人の職員で構成される、そして、後者は 40 名程度である。2004 年に、MOB は 3,000 件以上の苦情を受け付けている。そのうちほぼ 2% が TCA に関連し、所定の手続を踏んだ後に TCB へと送致されている。MOB は TCA に基づいて、現在 72 の製品とサービスを監督・調査している。製品とサービスのリストは、市場ニーズと状況に基づいて、定期的に変更されている。このように MOB は価格動向の監督・調査を行っているものの、必ずしも競争政策の観点から

の監督・調査（例えば市場集中度分析、品目間の代替性の有無、参入障壁の把握）が主たる業務ではなく、あくまでも価格の動向を監督・調査しているという点には留意が必要である。

(4) 地方事務所

MOC は、タイ 75 全行政区で地方事務所を持っている。地方事務所の責任のうちの 1 つは、TCA 違反に関連する情報収集である。

図 3-1-5: DIT の構造



出所：OTCC

1.1.5 留意点

OTCC は、現在のフレームワークのなかで効果的に TCC の任務に従って TCA を実施している。しかし OTCC 内において TCA を担当する職員の数は、想定される取扱苦情/ケースと比較してかなり少数に留まっている。苦情/ケースを審査して、省令（ガイドライン）を起草するにあたり、TCB、法務部、そして MOB は全体（OTCC）として機能しているとされる。しかし実際の調査・審査においては、TCB が中心となり活動しており、法務部や MOB の関与はごく限定的である。MOB は通報の窓口として一般からの苦情・通報を受け付ける機能を果たすのみであり、競争関連事件の実際の調査・審査にはほとんど関与していない。

また法務部については、TCB が作成した調査・審査報告書についてアドバイスするに留まる。なお今後の課題としては、各部局間の定期的なコミュニケーション枠組みの設置が挙げられる。同種の枠組みは、効果的情報交換のためだけでなく、職員の間で TCA の更なる実施を促進する基盤にも関して貢献することができると考えられる。

1.2 執行のフレームワーク

1.2.1 審査手続き

(1) 事件の端緒

OTCC と公正取引委員会との違いとして、公正取引委員会では調査を担当する部署と審査を担当する部署とが分かれているのに対して、OTCC では事件の調査と審査それぞれを同一の部署・担当者が担当している点が挙げられる。まず OTCC の調査機能についてであるが、具体的には、TCA 違反に関する申し立てを受けた商慣行を分析して、TCA 違反行為の防止に関してアドバイスを TCC に提出する。1999 年以降、OTCC は 53 件の苦情を受けているが、そのうち 20%が MOB のコールセンターから直接 OTCC に提出されている。53 件の苦情のうち、12 件の苦情は TCA 第 25 条に関連があり、同第 26 条に関連する苦情はゼロ、15 件は同第 27 条に関連している。また同第 29 条に関連する苦情は 26 件である。OTCC は、現在 10 件の苦情について審査している。

表 3-1-2: TCB 専門ユニットにより受理された苦情数

	第 25 条 (私的独占の 禁止)	第 26 条 (M&A 規制)	第 27 条 (カルテル 規制)	第 29 条 (不公正な取 引方法)	合計
Unit 1	3	-	6	4	13
Unit 2	3	-	3	7	13
Unit 3	4	-	4	4	12
Unit 4	2	-	2	11	15
合計	12	-	15	26	53

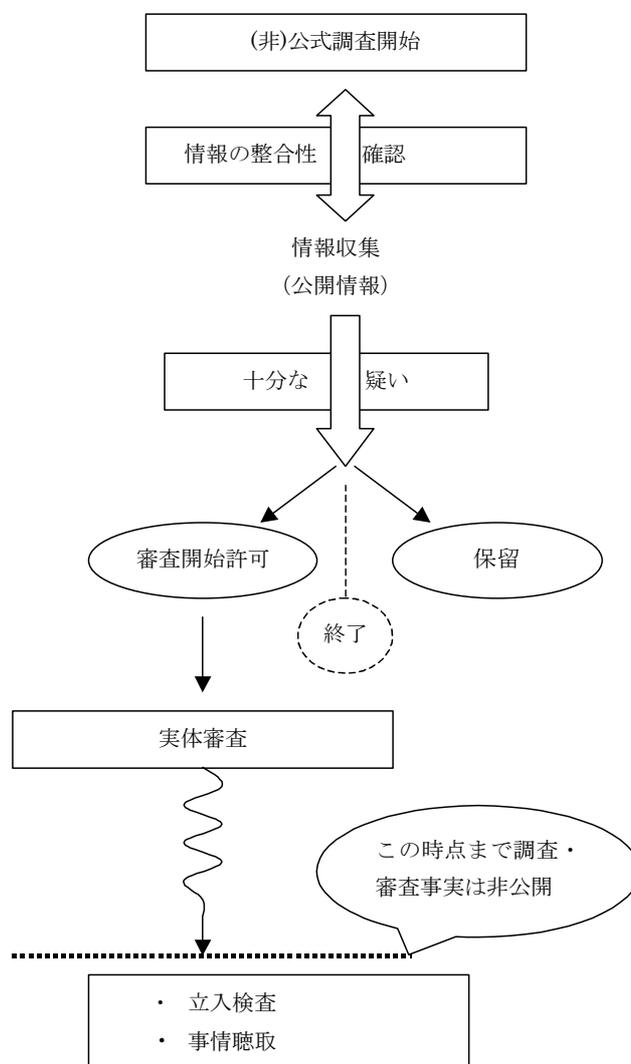
出所：OTCC(2005 年 7 月現在)

受理した苦情、更には自らのイニシアティブに基づいて、OTCC は商品とサービスに関する調査を開始することができる。最初の段階として、OTCC は市場構造と関係する商慣行を分析する。同段階で TCA 違反のために十分な容疑を見つけた場合、OTCC は第 2 の段階(法

審査)へ更に進む。この第2段階で、ケースは再検討され法的にチェックされる。第2の段階分析において当該活動が違法であることを明らかになった場合、OTCCは詳細な調査のためにそのレポートをOTCC局長(DG)に提出する。DGは同報告書を支持する場合には、OTCCを通してTCCに対して同レポートを提供する。1999年以降、およそ25件のレポートがTCCに提出されている。

なお本段階を我が国公正取引委員会の手続と比較すると、申告を受けた後に情報管理室が正式審査手続きの開始の有無を「調査」する段階に該当する。日本同様、OTCCには被疑企業に対する立入検査を実施する権限は認められていない。我が国においては被疑企業による証拠の隠滅・破棄を防ぐ為に、調査段階においては被疑企業との接触はもちろん、被疑企業の競合他社や取引先との接触も極力避けられるのが通常である。また正式審査手続きの開始を決定する公正取引委員会も、関係者への接触なしに収集可能な公開情報から判明する事実に基づいて作成された報告に依拠して、審査手続きの開始を認めている。

図 3-1-6: JFTC における事件の端緒



出所: JFTC

他方、タイにおいては正式審査手続きの開始を決定するにあたり、我が国公正取引委員会が求めるよりも高いレベルで違反事実の蓋然性を示すことが求められている。このため OTCC は当該「調査」段階において、被疑企業を含む関係者に対して任意の事情聴取を行うケースも見られる。しかし立入検査を含む関係書類等の収集の権限は、次の段階である専門小委員会による審査手続時においてはじめて認められる。よって、被疑企業及びその関係者への審査・調査事実の漏洩に伴う証拠の隠滅・破棄をどのように防ぐかが、OTCC が現在直面している課題といえる。

表 3-1-3: TCC への OTCC 報告の内容

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 苦情と被告の名前2. ケースの概要3. 当該の TCA 条文4-1 市場スタディの結果4-2 市場の構造4-3 取引慣行5. 市場参入障壁6. 分析結果 <p>コメント</p> |
|--|

出所：OTCC

(2) 専門小委員会による審査

OTCC からの報告を受け、通常、必要に応じて詳細な情報を集め、更に詳細な調査を実施するために専門小委員会が TCC により設立される (TCA 第 11 条)。我が国の手続との比較で言うと、正式な審査手続の開始である。なお OTCC は専門小委員会の事務局として機能する。専門小委員会には、被疑企業に立入検査をして書類等を収集、関係者を取り調べて供述を聴取する権限が与えられている (同第 13 条)。1999 年以降、OTCC は強制捜査を 4 回程度⁵実施している。通常、強制捜査は TCB 専門ユニットにより実施されるが、人的資源の制限のため、他の TCB 専門ユニット職員、更には地方事務所職員が審査を支援することもある。

このように TCA 第 13 条には、専門小委員会が TCC による任命を受けて、同第 25 条から第 29 条に違反する行為について調査し、TCC に対して勧告することを認めている。また調査に際して、立入検査や事情聴取を行う権限も認められている。他方、専門小委員会における調査・審査手続については、未だに公開された規定が存在しない。このため専門小委員会の審査手続きのどのタイミングで被疑企業に反論の機会が認められるのか、さらにはそもそも反論の機会自体が認められるのかといったデュー・プロセス保護の観点からは若干の問題も存在する。

(3) 審査小委員会 (Inquiry Committee) による審査

なお、TCA 第 14 条は、TCC による任命を以て審査小委員会を許容しており、同小委員会は、違法性の真偽を審査し、TCC に対して見解を提出することとしている。

⁵ タイ競争当局担当官からのヒアリング結果による。

(4) TCC による審査

専門小委員会による報告及び勧告は、TCC により審査される。審査により TCA 違反が認められた場合には、TCC には二つの選択肢が存在する。すなわち検察官に対して起訴を申し立てるか（同第 16 条）、または当該事業の停止/排除を命じる（同第 30 条及同 31 条）ことができる。但し、これまでに TCC が違反行為を認めて第 16 条に基づいて検察官に起訴申し立てを行った事件は一件に留まる⁶。さらに第 30 条及び 31 条の運用については、その運用手続規定が未整備であることもあり、同条文に基づいて停止/排除命令を TCC が出したケースは今のところ一件も存在しない。

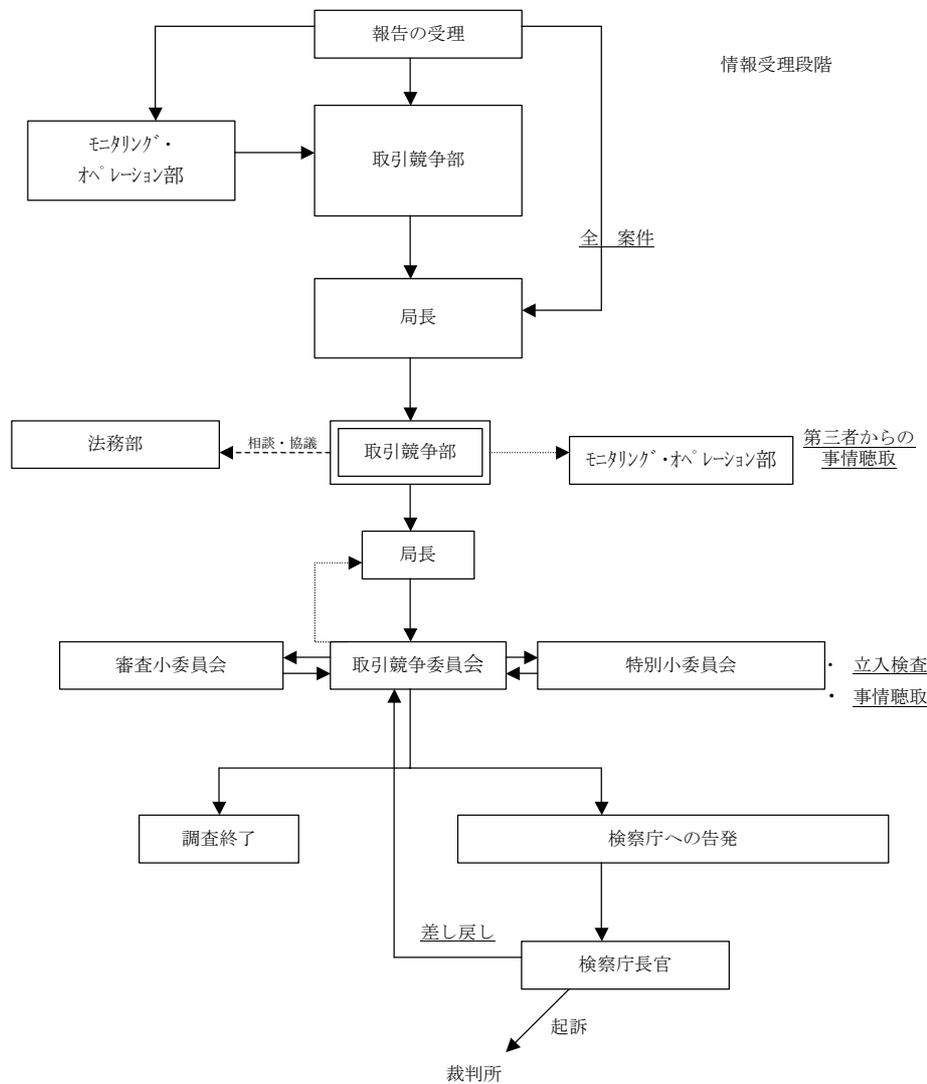
専門小委員会における審査手続きと同様に、TCC による審査手続についても手続規定は公開されていない。このため被疑企業に反論の機会が保証されていないことや、第 16 条と第 30 条（及び第 31 条）という二つの手続がそれぞれどのようなケースに対して適用されるのかが不明確である等、デュー・プロセス保護の観点からは、適切な手続規定の早急な整備が必要となろう。

また日米欧等での実務においては、違法性・反社会性の比較的高くないケースについては、詳細な立証責任が当局側に求められる刑事手続きの代わりに、行政命令を発出することで当該行為の是正を図る手段が有効に機能している。このため第 30 条及び第 31 条に係る運用手続を整備するとともに、同手続を効果的に運用していくことが、タイにおける競争政策の実効性を担保する為には有用と考えられる。

なお、ワークショップ時にタイ競争当局担当者より審査手続に関する説明がなされた際に用いられたフロー図を参考までに以下に掲載する。

⁶ AP ホンダ事件。

図 3-1-7: TCC 審査手続



出所：OTCC

1.2.2 ガイドライン手続の起草

TCA は TCC が「本法に従って省令を制定することに関して、大臣に対して勧告を行う権限を持つ」（第 7 条）と定める。2003 年、同権限に基づいて TCC は『支配的な地位』の基準草案を発表している。しかし同草案は 2004 年に差し戻され、再検討に付されている。

OTCC は、TCC の事務局機能を担っており、TCC によって命じられた任務を実施することができる（第 18 条）。なお TCC は OTCC に担当大臣に対する勧告を起草するよう命令することができる。草案を作成するにあたり、OTCC は内部の議論を行って、法的・経済的視

点から、分析している。OTCC は全体として通常草案を TCC に提出する責任を有する。特に、法務部が同プロセスのなかでは主要な役割を果たしている。

後述のとおり、OTCC は「支配的地位の濫用」、「合併」、「共謀」と「一般事業及び卸売・小売事業に関する不公正な取引方法」の分野で TCA に基づくガイドラインを準備している。ガイドラインが現在準備プロセスにあるので、上記の分野に関する公正取引委員会ガイドラインについて紹介・説明することは有益であると考えられる。特に、公正取引委員会は最近企業の買収・合併に関する新しいガイドラインを導入しており、日本経済・産業の状況に合致する基準を設定した際の経験は、OTCC にとって非常に貴重であると考えられる。

1.2.3. 留意点

TCC による TCA の運用は、OTCC 職員の高い専門性と運用強化への熱意とにより、着実に成果を挙げつつある。更なる運用強化と効率性の確保のためにも、上述のとおり、(1) 審査開始決定基準の緩和、(2) 行政命令手続 (TCA 第 30 条・第 31 条) の整備、(3) 専門小委員会・取引競争委員会審査手続の整備といった制度の早急な整備が必要と考えられる。

TCA 第 30 条・第 31 条

第 30 条

委員会は、市場占有率 75%以上で市場支配力を有する事業者に対して、当該市場占有率を維持、放棄ないしは変更することを書面にて命令する権限を有する。このため、委員会は当該合法性についての規則、手続、条件、期限を規定することができる。

第 31 条

第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、または第 29 条に事業者が違反していると委員会が認める場合には、委員会は当該行為を維持、放棄ないしは変更することを事業者に書面にて命ずる権限を有する。このため、委員会は当該合法性についての規則、手続、条件、期限を規定することができる。

第一段落に基づく命令を受け不服のある事業者は、第 46 条に基づいて上訴する権利を有する。

なお委員会が第一段落に基づいて命令したことを理由として、事業者は委員会に対して補償を求めることはできない。

1.3 他のドナーからのキャパシティービルディング活動

OTCC は、日本以外のドナーからもいくつかの技術協力を受けている。他のドナーが後援する最近のプログラムは、以下の通りである：

1.3.1 台湾公正取引委員会（TFTC）

TFTC は、2003 年 11 月に競争法の審査/執行に関してセミナーを提供している。期間は 2-3 日間であった。TFTC はまた、2002 年 5 月と 2004 年 4 月の二回、2 名の OTCC 職員を 1 ヶ月間招聘している。

1.3.2 オーストラリア競争消費者委員会（ACCC）

ACCC は 2003 年 8 月にセミナーを実施した。セミナーのテーマは、競争政策の審査/実施手続であった。プログラムは、ケーススタディ、更にはロール・プレイング活動を含んだ。2004 年に、ACCC は 2 人のコンサルタントをセミナーをフォローアップするために派遣した。同コンサルタントはそれぞれ 1 ヶ月の間 DIT に滞在し、様々なアドバイス・コンサルティング業務に携わった。DIT は、研修期間トレーニングのために ACCC に 2 人の職員を 3 ヶ月間派遣した。

1.3.3 アメリカ連邦取引委員会（USFTC）

USFTC は、2004 年に審査/実施手続に焦点を当てた 3 日間のセミナーを提供している。また 2004 年に設立された ASEAN Competition Forum（タイ DIT の Siripol 局長が初代議長）に資金面でのサポートを行っており、会合開催費用およびウェブ開発費用等をすべて負担している。

1.3.4 ニューージーランド

タイ-ニューージーランド間の自由貿易協定（FTA）関連支援事業として、ニューージーランド競争当局は 2005 年に M&A 規制担当者 2 名（法律家及びエコノミスト）を 2 週間、TCB に派遣し、コンサルティング・サービス及び講義を提供している。

2. 法的側面に関する調査結果概要

2.1 支配的な地位の濫用

TCA 第 25 条

市場において支配力を持っているビジネス事業者は、以下のいかなる行為も実施することを禁じられる：

(1) 不当に販売のレベルまたは商品またはサービスの購入価格を固定するか、維持すること；

(2) 直接であると間接であるを問わず、自己の取引相手の事業者に対し、商品の生産、購入若しくは流通又は役務の受領若しくは提供を制限すること、又は商品の購入若しくは販売又は役務の受領若しくは提供又は他の事業者からの与信の機会を制限することを要求する強制的な条件を不当に設定すること；

(3) 正当な理由がないのに、商品の生産、購入、流通、引渡し若しくは輸入又は役務の受領若しくは提供を中断し、削減し又は制限すること、又は品質を市場の需要を下回る水準に引き下げるために商品を毀損し若しくは損害を与えること；

(4) 正当な理由がないのに、他の事業者の事業活動に介入すること。

2.1.1 タイにおける現状

(1) TCA 第 25 条の法構造

日米欧諸国における独占禁止規定と同様に、TCA 第 25 条は独占企業による濫用行為を禁止している。まず適用対象である「独占企業」に関しては、第 25 条は「市場において支配力を有する事業者」を適用対象とすると規定している。次に禁止される「濫用行為」に関しては、TCA 第 25 条は禁止される行為を例示として列挙している。独占企業による禁止行為を例示として列挙する規定方法は、EC 条約第 82 条と同じである。

(2) 支配力に関するガイドライン

TCA 第 3 条

この法令において：

(中略)

「市場支配力を有する事業者」とは、商品またはサービスに関する市場において、市場競争状況について考量したうえで、内閣の承認に基づき取引競争委員会により定められ、官報に掲載された市場占有率と総売上高を超える一ないしは複数の事業者を指す。

TCA 第 25 条の「支配力を有する事業者」に該当する事業者については、その「総売上高」および「市場占有率」を内閣の承認の下に TCC が明示的に規定すると、TCA 第 3 条に定められている。同規定に基づき、2003 年、取引競争委員会は「支配的地位」の基準（案）を発表した。同案では、以下のとおり「支配的地位」の一般基準と産業別基準（卸売/小売産業、自動二輪産業等）とに分類していた。なおタイにおける「ガイドライン」は、「法適用指針」という性格付けがなされている日米欧のガイドラインとは異なり、TCA 第 25 条を適用する閾値（threshold）を明示した法令という性格付けがなされている点には注意が必要である。

「支配的地位」の基準に係る 2003 年取引競争委員会案

「支配的地位」の基準（一般要件）

- ①33.33%以上のマーケット・シェア
- ②前年の売上高が 10 億パーツ以上（22 百万米ドル）

「支配的地位」の基準（産業別基準）

(1)卸売/小売事業

- ①単一企業による 20%以上のマーケット・シェア+270 億パーツ以上の前年売上高
- ②上位三企業による合計 33.33%以上のマーケット・シェア+450 億パーツ以上の同三社合計売上高
- ③マーケット・シェア 10%以下の企業は適用除外

(2)自動二輪産業

- ①単一企業による 33.33%以上のマーケット・シェア+50 億パーツ以上の前年売上高
- ②上位三企業による合計 66.66%以上のマーケット・シェア+100 億パーツ以上の同三社合計売上高
- ③マーケット・シェア 10%以下の企業は適用除外

出所：取引競争部 HP⁷ 及び Nipon(2002) より

しかし Wattana 前商務大臣は同案を取り上げ、その再検討を指示している。2004 年 5 月のバンコク・ポストの報道によれば、取引競争委員会は現在「市場に対して支配的地位を有する事業者」の基準を、「当該市場全体における市場占有率が 50%以上を占め、かつ売上高が 10 億パーツ以上」の企業としている。また併せて「当該市場全体に上位三社の市場占有率の合計が 75%以上で、かつそれぞれの売上高が 10 億パーツを超える」上位三企業すべてとしていると報道されている⁸。

⁷ <http://www.dit.go.th/english/> 参照

⁸ Phusadee Arumas Woranuj Maneerungsee, Board redefines 'dominant player,' Bangkok Post, 17 May 2004

(3) 過去の事例

このように TCA 第 3 条が TCC に対して求めている「支配力を有する事業者」の定義が未だに定められていない。このため過去の決定のなかで TCC は、当該定義を定めたガイドラインが未制定である以上、同第 25 条に基づく TCA 違反の認定は不可能という立場を示している。以下、第 25 条違反に基づく申し立てが審査された、ウイスキー・ビール事件とケーブル・テレビ独占事件を概観する。

(a) ウイスキー・ビール事件

本件はタイ取引競争法のもとで審査されたはじめての事例である。1999 年 12 月になされた消費者からの申立に基づいて、Surathip グループ（蒸留酒の独占企業かつ Chang ビール製造）によるウイスキーとビールの違法な抱き合わせ販売が審査された。同抱き合わせ販売により、タイの第一位ビール製造業者である Singha ビールは多大な損害を被ったとされる。本件に関しては 2000 年 1 月、取引競争委員会が承認のために提出した「支配的地位」に関するガイドラインを内閣が承認しておらず、当該行為が「支配的地位の濫用」に該当するかどうか判断できないとの理由で本申立は棄却されている。但し、取引競争委員会は本件に関して専門小委員会を設置し、同小委員会の勧告に則る形で、当該抱き合わせ販売は「不適切 (inappropriate)」であったとの見解を公表している。

(b) ケーブルテレビ独占事件

本件ではケーブルテレビ事業に従事する IBC 社と UTV 社の合併により誕生した UBC 社の支配的地位の濫用が問題となった。なお申立によれば、UBC 社は合併によりタイのケーブルテレビ事業で唯一の事業者となった結果、合併以前よりも視聴料を引き上げることが可能となり、消費者の利益を減じているとされた。本申立に対して、取引競争委員会は専門小委員会を設置して検討し、合併後視聴料が上昇しているうえ、ケーブルテレビ市場には高い参入障壁が存在するとの結論に至っている。しかし UBC 社が独占事業者であるため、取引競争法第 25 条の「支配的地位」の濫用に関するガイドラインが策定されるまでは、当該行為の違法性を判断できないというウイスキー・ビール事件と同様の理由により、本申立を棄却している。

(4) 「私的独占」と「不公正な取引方法」について

このように「独占」の基準を定めたガイドラインが制定されないこともあり、本来は私的独占の禁止を定めた TCA 第 25 条に基づいて判断されるべきケースが、タイにおいては

不公正な取引方法に関する規定（同第 29 条）で起訴されるという状況が発生している。実際に、現在係争中の AP ホンダケース（自動二輪）においても、第 25 条ではなしに第 29 条による申し立てがなされている。ちなみにタイにおいては、第 25 条および第 29 条のどちらの規定も刑事罰の対象とされており、不公正な取引方法が刑事罰の対象となっていない日本とは異なっている⁹。

なお現地カウンターパートに対するヒアリング調査によると、第 25 条と第 29 条の違いは、前者は当然違法原則（*per se illegal*）¹⁰に基づいて判断されるのに対して、後者は合理性の原則（*rule of reasons*）に則って審査される。すなわち、第 25 条違反については事業者による行為が当該条文に規定されている構成要件を満たすことにより違反事実が認定され、原告が当該行為の反競争的効果を立証することは求められない。他方、第 29 条違反については、原告は当該被疑行為が反競争的影響を生じさせていることを立証することを求められる。但し、第 25 条の禁止規定が価格拘束に留まらず広範囲に及ぶため、効果要件を勘案しない当然違法ルールが同規定に基づく規制に馴染むかについては疑問が残る点には注意が必要である。

2.1.2 法規定の国際比較

(1) 適用対象

上記のとおり、TCA 第 25 条は「支配的な地位の濫用を禁止」している。適用対象と禁止行為の 2 つのポイントから、その特徴を指摘することができる。まず適用対象に関しては、第 25 条の適用対象となる行為が「市場において支配力を有する事業者」による行為と第 25 条に規定されている点に注意する必要がある。

日本の独占禁止法の下では、私的独占は第 2 条（5）において定義されて、第 3 条によって禁止される。第 2 条（5）は「一定の取引分やにおける競争を実質的に制限する」ことを「私的独占」として規定している。なお「競争の実質的な制限」というフレーズは、過去の審決・判例をとおして、支配的な市場地位を獲得し、保持し、強化するための行動を含むと解釈されている。

⁹ なお、私的独占（TCA 第 25 条）及び不公正な取引方法（同第 29 条）はともに刑事罰に加えて、理論的には同第 30 条及び第 31 条に基づく行政処分も可能となっている。詳細に関しては上述「III. 1.2. 執行のフレームワーク」の項を参照のこと。

¹⁰ *per se doctrine*（当然違法原則）とも呼ばれ、「再販売価格維持のように、該当する事実があればその効果がどのようなものかを問わずそれだけで違法とされる」（田中英夫編(1991)『英米法辞典』東京大学出版会 p635）原則で、米国反トラスト法の判例のなかで発達してきた。

独占禁止法第 2 条(5)

この法律において私的独占とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、もしくは通謀し、その他いかなる方法を以てするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

他方、アメリカではシャーマン法第 2 条において「独占化し、独占化を企画した者はすべて・・・違反者とみなす」と規定され、違反行為が明確にされている。なお、日本とアメリカ両国の競争法は、支配的なプレーヤーによる行為すべてを規制しているのではなく、当該独占力を獲得/維持する行為に限って禁止している点には注意が必要である。

シャーマン法の第 2 条

州間もしくは外国との取引または通商のいずれかの部分を独占化し、独占化を企画し、または独占化する目的を他の者と結合しもしくは共謀する者は、重罪を犯したものとし、有罪の決定があったときは、法人の場合には 1,000 万ドル以下の罰金に処し、その他の者の場合には 35 万ドル以下の罰金もしくは 3 年以下の禁固に処し、もしくはこれを併科する。

(2) 禁止行為

第二に、禁止される行為に関しては、TCA 第 25 条は制限される行為を EU のように列挙している。上述のとおり、EC 条約の第 82 条も同様に支配的な市場プレーヤーによる禁止行為を例示している。

EC 条約第 82 条

一人または複数の事業者による、共同体市場またはその実質的（相当）部分における支配的な地位の濫用行為は、それが加盟国間の取引に影響を与えるおそれがある場合、共同体市場と両立しないものとして禁止されるものとする。

とりわけ、次の各号の一に該当するものは濫用行為に該当するおそれがある。

- (a) 直接または間接に、不公正な購入もしくは販売価格またはその他の不公正な取引条件を課すこと；
- (b) 生産、販売または技術開発を制限し、消費者に不利益をもたらすこと；
- (c) 同種の取引を行う相手方に対して異なる条件を課して、相手方を競争上不利な立場におくこと；
- (d) 商品の特質または商業上の用途に照らして、契約の対象と関連を有しない付加的義務を相手方が受諾することを契約締結の条件とすること。

他方、独占禁止法第2条(5)は「他の事業者の事業活動を排除し、又は支配する」行為を単に禁止すると規定するに留まっている。第2条(5)における「除外」は、他の運営者の活動を困難とし、または新規市場参入を妨害する行為と解釈されている。また「支配」という用語は、他のビジネス行為者による意思決定の自由を束縛することを意味するとされる。

日本同様にアメリカにおいても、シャーマン法第2条においても禁止行為の例示は列挙されておらず、その内容については判例法を確認しなければならない。支配的な市場プレーヤーによる「濫用行為」を定義した初期の判例は、グリーンネル社対アメリカ合衆国事件である。同判決においては、違法な独占が「より優れた製品、ビジネス上の洞察力、ないしは歴史上の偶然の帰結として成長・発展から区別される支配力の意図的な取得と維持」と独占力の所有により構成されると定義されている。なお現在、支配力の「意図的な取得と維持」を問題とした事例は、略奪的価格設定、製品のイノベーション、取引拒絶、そしてレバレッジングに関連する問題に集中している。

(3) 市場占有率の基準点

日本では上述の通り、独占禁止法の第2条(5)において、独占者による行為すべてが禁止されているではなく、むしろ独占化行為に絞って規制がなされている結果、独占のための特定の市場占有率等といった基準点は定められていない。

一方、米国裁判所は70%を上回っている市場占有率が独占力の推論を裏づけるとをしばしば指摘している。しかしながら市場支配力を測る際には、米国判例上は市場占有率を単独で評価することはほとんどない。すなわち通常、米国においては市場占有率に加えて、市場参入条件、一定期間にわたる市場占有率の規模と安定性、及び利益率等が検討される。また独占力を未だ有していない企業による濫用行為が問題となる「独占化の企図」に関連するケースでは、法廷はより緩やかな推定を適用し、「50%以下の市場占有率は、独占的地位を得る危険性を示すには不十分」と述べるに留まっている。

他方、ヨーロッパでは米国とは異なり、支配的な地位にある事業者による行為のみが禁止される。言い換えると、EC条約第82条は支配的な地位を有さない事業者による行為を規制対象としない。このため当該事業者が「支配的な地位」にあるか否かを判断する基準を定める必要が発生する。支配的な地位に関する基準点について欧州委員会は、50%以上の市場占有率が支配的地位には必要としている。但し、市場参入バリアのような更なる要因がある場合には、50%未満の市場占有率でも支配的な地位を構成するのに十分であるとしたケースが存在する。このように欧州委員会においても、必ずしも市場占有率のみでは「支配的な地位」の有無を判定できないとの立場が採られている点には注意が必要である。

市場支配：欧州委員会の定義

独占的地位とは一事業者により享受される以下のような経済力を有する地位を意味する。すなわち、他の事業者が適度に競争相手、顧客、エンドユーザとして独立して振る舞うことにより関連市場において効果的な競争を担保することを妨げるような地位である。

2.1.3 留意点

タイ競争当局が現在直面している主要な問題の 1 つが、市場占有率と総売上高基準に関する独占ガイドラインを策定することである。しかし独占状態の認定に当たっては、上記のとおり日本のみならず米国及び EU をみても、市場占有率を法律又はガイドラインによって明記している国は見あたらない。これは関連市場の状況によって独占状態が認定される市場占有率が上下することに起因する。例えば 70%の市場占有率を有する企業が独占力を認定されないような市場がある一方で、40%の市場占有率でも独占力有り判断される市場も存在しうる。実際、独占に関する日本とアメリカの過去の判例では、独占力よりもむしろ当該独占力の「濫用」が重視されている。また EU においても、支配的地位の有無は、市場占有率に加えて市場参入等のその他の関連要素によって決められる。このため一定の市場占有率を法令またはガイドラインという形で明記してしまうことには、一定の留意が必要と考えられる。

2.2 企業の吸収と合併

TCA 第 26 条

事業者は、別途許可を得た場合を除いて、委員会により官報に明記され公表された独占または不公正な競争を創出するような事業合併を禁じられる。取引競争委員会による規定・公表は、一定程度以上の市場占有率、総売上高、資本総額、株式保有率、又は資産保有率の取得をもたらすような事業結合に対して第 26 条が適用されることを明記する。なお上記の事業結合は以下のものを含む：

- (1) 製造業者間、流通業者間、製造業者と流通業者との間、又は役務提供事業者間の合併であって、一方の事業の存続と他方の事業の廃止又は新規の事業の創設をもたらすもの；
- (2) 事業の管理、監督又は経営を支配するために、他の事業者の資産の全部又は一部を取得すること；
- (3) 事業の管理、監督又は経営を支配するために、他の事業者の株式の全部又は一部を取得すること。

なお委員会による許可の申請は、第 35 条に従って事業者により委員会に対して提出される。

2.2.1 タイにおける現状

(1) タイ取引競争法第 26 条の構成

企業結合規制について定める TCA 第 26 条は、「独占または不公正な競争を創出するような事業合併」を禁じている。さらに「独占または不公正な競争を創出するような事業合併」を判断する具体的な基準として、「市場占有率、総売上高、資本総額、株式朋友率、又は資産保有率」を TCC が定めるものとされている。同規定に基づいて策定中なのが、『金融セクター企業結合ガイドライン』と『非金融セクター企業結合ガイドライン』である。

なお同条は上記基準に関する規定に加えて、規制の対象となる事業活動について三つの行為類型を挙げている。すなわち (a) 企業結合（事業者間の合併であって一方の事業の存続と他方の廃止又は新規の事業の創設をもたらすもの）、(b) 資産の取得（事業の管理・支配を目的とした他の事業者の資産の全部/一部の取得）、(c) 株式の取得（事業の管理・支配を目的とした他の事業者の株式の全部/一部の取得）である。

(2) ガイドライン

1999 年、上記 TCA 第 26 条に基づいて TCC は、(i) 関連市場における合併、(ii) 他の企業株の獲得と (iii) 他のビジネスの資産の獲得に関する基準を調査・検討する小委員会を設立した。しかし合併の基準が「支配的な地位の濫用」の基準と関連することから、支配的な地位の基準がまだ承認されていないことを理由に、同小委員会において検討された合併基準は採用されなかった。

その後、TCC は再度、TCA 第 26 条に基づく事業者の合併・買収に関する規制基準を検討することを目的として、専門調査委員会（WG）を設立している。同 WG は民間メンバー 5 名、政府関係者 4 名の合計 9 名で構成され、現在二つの『ガイドライン』について検討している。すなわち『金融セクター企業結合ガイドライン』と『非金融セクター企業結合ガイドライン』である¹¹。特に前者に関しては、1997 年の財政危機のため、タイ金融業界は再編成のただ中にあるため近い将来の金融会社による多くの企業合併と買収が実施されることが予想されており、早急な採択が必要とされている。

次に、WG において審議されている『ガイドライン』の中身であるが、『金融セクター企

¹¹ なおガイドライン策定にあたり TCB では、ガイドラインの規制対象とする企業結合を(a) Merger、(b) Acquisition、(c) Takeover、(d) Holding Company、(e) Interlocking Directorates、(f) Joint Venture、(g) Cross Investment の 7 つに分類し、各国（日本も調査対象国）における規制状況を調査している。

業結合ガイドライン』及び『非金融セクター企業結合ガイドライン』それぞれについて、市場占有率と総売上高に関する基準が検討されている。まず前者の『金融セクター企業結合ガイドライン』については、事業統合前の市場占有率が 25%以上もしくは統合後に 33.33%以上であり¹²、かつ統合前もしくは統合後の総売上高が 1,000 億バーツ以上の事業統合が第 26 条に基づいて原則禁止されることが予定されている。また後者の『非金融セクター企業結合ガイドライン』に関しては、市場占有率に関しては金融セクターと同じく、事業統合前が 25%以上もしくは統合後が 33.33%以上、総売上高に関しては統合前もしくは統合後の総売上高が 50 億バーツ以上とされている。

但し、WG に関する議論は基準点に関してのみであり、日本の 2004 年ガイドラインが提示しているような審査指針、さらには審査手続に関する規定は含まれていない点には注意が必要である。審査指針と審査手続に関しては、日本の 1998 年企業結合ガイドライン等を参考にしつつ、DIT 内部資料として現在検討されている。なお同資料は原則として非公開とされる予定である。

(3) タイ取引競争法第 35 条及び同第 37 条

TCA 第 35 条

第 26 条または第 27 条 (5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10) において規制される行為を実施する許可を得ようとする事業者は、委員会により官報に明記され公表された書式、規則、手続、そして条件に従って申請書を提出しなければならない。当該申請書は、少なくとも以下の内容を含むものとする；

- (1) 適切な理由を明記しかつ当該行為の必要性を特定すること；
- (2) 予定されている関連手続を特定すること；
- (3) その期間を特定すること。

TCA 第 26 条に基づいて規定された「ガイドライン」の基準を上回る事業統合は原則禁止される。このため同基準に該当するような事業統合を実施する際には、TCA 第 35 条に基づいて当該事業統合の許可をタイ取引競争委員会に対して当該事業者は申請する必要がある。

申請書を受理した委員会は 90 日以内に当該申請の許可・不許可について審議のうえ、決定する (TCA 第 36 条)。審議に当たっては以下の点が考慮される。すなわち①事業におけ

¹² 市場占有率の算出根拠としては、競争法を制定・執行しているアジア諸国の中で、比較的経済発展レベルがタイに類似している台湾における基準が参考にされている。他方、総売上高に関しては、タイの事業者を総売上高別に分類したうえで、競争に影響を与え得る事業者の総売上高を算出したとされる。

る合理的必要性、②事業促進への有効性、③タイ経済全体への負の影響、④一般消費者の実質的かつ正当な利益への影響である。左記の審議の結果、問題が認められない場合には、当該合併は認可される（TCA 第 37 条）。

TCA 第 37 条

審査の結果、第 35 条に基づいて事業者が提出した申請が当該事業にとって合理的に必要な事業の促進に有効であり、経済に重大な悪影響を及ぼさず、一般消費者の重要な利益に影響を及ぼさないと委員会が判断した場合には、委員会は当該事業者に対して書面にて許可を付与する。なお、委員会が許可しない場合には、当該事業者はその旨を書面にて遅滞なく通知する。

第一段落に基づいて許可を付与する場合には、許可を受ける事業者が遵守する時期又は条件を確定することができる。また委員会が検討した経済状況、事実、又は行為が変化していると認められる場合には、委員会はいかなる場合にも当該時期又は条件を修正、追加、又は無効とすることができる。

委員会の命令に不服のある事業者は、第 46 条に基づいて上訴する権利を有する。

2.2.2 日本とアメリカの基準点

日本においては、以下の基準を満たす企業合併については公正取引委員会に対して報告をすることが求められる。まず株式保有（独占禁止法第 10 条）に関しては、(i) 20 億円以上の総資産をもち、親会社と子会社の合計資産が 100 億円以上の企業が、(ii) 10 億円以上の総資産を有する企業の議決権を日本において取得した結果、(iii) 株式保有率が 10%、20%、50%をそれぞれ越える場合に報告が求められる。また (i) 総資産額 100 億円以上企業が、(ii) 同 10 億円以上の企業について、企業合併（同第 15 条）、会社分割（同第 15 条の 2）、営業譲受（同第 16 条）を実施する際にも報告が求められる。なお株式保有に関する報告は、事後報告、その他については事前報告がそれぞれ求められている。

米国では、Hart-Scott-Rodino 法（以下 HSR 法）が一定の基準点を上回る合併または吸収に関して FTC と DOJ へ当該取引について報告することを求めている。すなわち取得する議決権付株式と資産の合計が 2 億米ドルを越えるような買収を伴う取引はすべて、当該事業者の規模に関わらずに報告されなければならないとされる。また加えて以下の取引もまた報告することが求められている。買収者が 5,000 万米ドル以上 2 億米ドル以下の資産を有する場合で、(a) 売り手の総資産が 1,000 万米ドル以上かつ買い手の純売上高ないしは総資産が 10 億米ドル以上の場合、(b) 売り手の年間売上高ないしは総資産が 10 億米ドル以上かつ買い手の年間売上高ないしは総資産が 1,000 万米ドル以上の場合である。

表 3-2-1: 日米欧の許可申請基準

	条文	要件
米国	クレイトン法 7 条 (ハート・スコット・ロディノ反トラスト強化法)	①水平合併 (1992 年水平合併ガイドライン) (a) HHI<1000 ・競争制限の恐れなし (b)1000<HHI<1800 ・HHI の増加<100→恐れなし ・HHI の増加>100→懸念有り (c)1800<HHI ・HHI の増加<50→恐れなし ・50<HHI の増加<100→懸念有り ・100<HHI の増加→推定 ②垂直合併 (1984 年合併ガイドライン) ・極めて得意な状況下のみ ・垂直合併により共謀が助長 ・垂直合併により高い参入障壁が形勢 ③混合合併規制 (1984 年合併ガイドライン) (省略)
EU	EC 集中規制規則	①市場における地位および参加事業者の経済力と金融力 ②供給事業者および購買事業者の選択可能性 ③生産市場および供給市場への参入可能性 ④法的または事実上の市場参入障壁 ⑤当該商品およびサービスについての受給の展開 ⑥中間消費者および最終消費者の利益 ⑦消費者に貢献し競争を阻害しない範囲での技術経済の前進的發展 (集中規制規則 2 条 b 号)
日本	独禁法第四章	①合併等によって、②一定の取引分野における競争を、③実質的に制限 【届出義務】 (独禁法 15 条) ①日本企業同士：当該会社の国内の親会社・子会社の総資産を加算した総資産合計額が「100 億円超の会社」と「10 億円超の会社」がある場合 ②外国企業同士：合併当事会社の中に当該会社の国内の子会社及び営業所の「国内売上高」が100 億円超の会社と同10 億円超の会社がある場合

出所：UFJI 作成

注：HHI はハーフィンダール指数の略

2.2.3 留意点

ここでタイにおける「ガイドライン」の性質・位置づけについて、確認をしたい。すなわち同「ガイドライン」が、審査指針を示した日本等におけるいわゆる「ガイドライン」ではなく、むしろ申請や審査のための「客観的な数値」を定めたものであることをまずは確認する。その後、当該「客観的な数値」が、①届出基準なのか、②審査におけるセーフ・ハーバー基準なのか、③違法性推定基準なのかについて、その位置づけを分析する。

(1) 客観的な数値基準としてのタイ「ガイドライン」

上記のとおり TCA 第 26 条は、「ガイドライン」において「市場占有率、総売上高、資本総額、株式保有率、又は資産保有率の取得」について規定するように取引競争委員会に対して求めている。同『ガイドライン』が定められていないため、第 25 条（私的独占）のケースと同様に、第 26 条の適用は未だ不可能となっており、同条に基づく「報告」件数もゼロとなっている。現在、ワーキング・グループ（WG）において検討されているのもまさに同条に関する「市場占有率、総売上高、資本総額、株式保有率、又は資産保有率の取得」である。よって同『ガイドライン』は、タイ取引競争法の企業結合規制規定を適用するための「解釈指針」というよりもむしろ同法を適用するために必要条件である「客観的な数値」を定めるものと解するのが妥当である。

(2) 違法性推定基準としてのタイ「ガイドライン」

そこで次に問題となるのが、タイの「ガイドライン」が①届出義務を課するための閾値か、それとも②企業結合規制を適用するにあたってのセーフ・ハーバーに該当するのか、さらに進んで③違法性推定基準に該当するのかである。タイの「ガイドライン」は、TCA 第 26 条の「委員会により官報に明記され公表された独占または不公正な競争を創出するような事業合併を禁じられる」という文言に基づいて制定される。すなわち「ガイドライン」により規定される事業合併は、「独占または不公正な競争を創出するような事業合併」に該当するため、同基準は①届出基準や②セーフ・ハーバーではなしに、むしろ③違法性推定基準に該当すると解釈するのが相当である¹³。

(3) 留意点－「ガイドライン」以下の企業合併の取扱い－

このように「ガイドライン」に規定された閾値以下の企業結合については、TCA 第 26 条の適用自体が不可能となる。これは日本において独占禁止法第 10 条以下に定められる諸基準を下回る企業結合が、届出義務はないものの、公正取引委員会による規制の対象となり得るという日本の法構造とは異なる点には留意が必要である。

¹³ 第四回ワークショップにおけるタイ競争当局担当者からのコメントによる。

2.3 カルテル

TCA 第 27 条

事業者は、以下の方法で、他の事業者と共同で一定の商品・サービス市場において独占化ないしは競争を減殺し、または競争を制限することを禁じられる：

- (1) 商品若しくは役務の販売価格を同一若しくは合意した水準に設定すること、又は商品若しくは役務の販売数量を制限すること；
- (2) 商品若しくは役務の購入価格を同一若しくは合意した水準に設定すること、又は商品若しくは役務の購入数量を制限すること；
- (3) 市場の占拠又は支配をもたらす協定をすること；
- (4) 商品又は役務の入札において、ある事業者が落札できるようにし、若しくはある事業が応札できないようにするために協定をし、又は共同で条件を設定すること；
- (5) 各事業者が他の事業者による競争を排除して、商品又は役務を販売できる地理的範囲又は顧客を決定すること；
- (6) 各事業者が購入できる商品又は役務の地域又は購入先を決定すること；
- (7) 市場の需要より少なくするために、各事業者が生産し、購入し、販売し、又は提供する商品又は役務の数量を決定すること；
- (8) 当初の又はより高い価格で商品又は役務を販売することにより、以前に生産され、販売され又は提供されていた水準より低い水準に品質を低下させること；
- (9) 同一又は同種の商品又は役務の総代理店又は総供給者を指定すること；
- (10) 商品又は役務の購入又は販売に係る条件又は方法を同一に設定し、又は合意すること

ビジネス上の理由から一定期間、上記 (5)、(6)、(7)、(8)、(9) ないしは (10) に該当する行為を行うことが必要な場合には、事業者は第 35 条の規定に従って取引競争委員会に対して許可を申請するものとする。

2.3.1 タイにおける現状

TCA 第 27 条は「事業者が他の事業者と共同で活動し、市場において独占ないしは競争状態の減殺ないしは競争の制限をもたらす」ことを禁止するとともに、禁止された共謀の類型を規定している。このため TCC は、共謀ガイドラインを検討するためにこれまで小委員会を設立していない。

2.3.2 日本とタイのカルテル規制比較

日本ではカルテル（不当な取引制限）は独占禁止法の第2条（6）の下で定義されて、第3条によって禁止される。独占禁止法においてカルテルは以下の4つの要因により構成される。すなわち (i) 事業者が他の事業者と（共同性）、(ii) 相互にその事業活動を拘束し対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ（相互拘束）、(iii) 公共の利益に反して（公共の利益）、(iv) 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること（関連市場への影響）である。

独占禁止法の第2条（6）

この法律において不当な取引制限とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもってするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

タイでは、TCA 第27条はその柱書で (i) 共同性、(ii) 相互の制限、(iii) 関連市場への効果といった我が国独占禁止法と同じ構成要件を規定する一方で、公共の利益については規定していない。他方、TCA 第27条は、独占禁止法とは異なり、特に禁止されるカルテルを明示している点が注目される。またカルテルが独占禁止法の下では課徴金の対象となりうる。すなわち日本においては、刑事罰に加えて課徴金の支払いを命じることにより「不当利益を返還させる」というシステムが存在するのに対して、TCA では課徴金制度は採用されておらず、刑事罰（及び行政措置）のみの対象とされている点にも注意が必要である。

なお日本では不当な取引制限として多くの談合事件が公正取引委員会により摘発されている。他方、タイでは、談合事件は首相府の所管事項とされており、TCC は直接管轄権を有していない。

2.3.3 留意点

我が国独占禁止法のように個別の禁止行為を明記しないカルテル規制は、関連市場における競争を実質的に制限する行為すべてを規制対象とすることが可能である。他方、タイのように競争法が制定されてから間もない国においては、競争当局と産業界の間でいかなる行為が競争法の規制対象となるかについての相互理解が欠けているケースも想定される。したがって、TCA のように規制対象行為を列挙し明示することにより相互理解を深めるタイプの規制は、タイにおいては有効に機能するものと考えられる。

2.4. 不公正な取引方法

TCA 第 29 条

事業者は、公正かつ自由な競争ではなく、他の事業者の事業活動を駆逐し、疎外し、妨害し、延期させ、若しくは制限し、又は他の者が事業を行うことを妨げ、若しくは事業から撤退させる効果を有するいかなる行為もしてはならない

2.4.1 タイにおける現状

(1) TCA 第 29 条

TCA の第 29 条の下で禁止される不公正な取引方法は、独占禁止法の第 19 条の『不公正な取引方法』に相当する。タイ TCA 第 29 条は、我が国の不公正な取引方法に関する規制と同じく、私的独占やカルテルに対する禁止規定とは異なり、禁止行為を個別・具体的に明記しないことにより、多種多様な反競争的行為を規制することを可能としている。このため 29 条の規定は、その曖昧さを理由として一部では批判されている。たとえば一部の専門家は、『不公正な取引法に関する日本公正取引委員会 (JFTC) 1982 年一般指定に類似したガイドラインを採択する』ことを提案している。

(2) 小売/流通取引に関するガイドライン

1990 年代、セントラル・グループはカルフルやビッグ C、CP グループはロータス等へ出資し事業展開を図ってきた。しかし 1997 年の金融危機により資金繰りに窮した現地企業はその出資を手放したため、これらの外資系小売企業は名実ともに外資主導の経営となった。その結果、カルフルやロータスは急激な多店舗化を進めたため、地方の中小企業がタイ政府に救済を求めた。このような状況を受けて TCC 内では TCA 第 29 条に基づいて、小売/流通取引に関するガイドラインの策定が検討された。しかし外資導入と輸出振興を大きな政策の柱とするタイ政府は外資規制を望まず、都市計画法を策定し ART (Allied Retail Trade Thai Co. Ltd.) を設立して地方の中小企業を支援することで解決を図ったとされる。このように都市計画法や ART の設立等により一定の対応が図られたため、TCC 内で小売/流通取引に関するガイドライン策定作業は活発には機能していない。

(3) タイにおいて多く見られる不公正な取引方法

上記のとおり、我が国の不公正な取引方法に関する規制と同じく、タイ TCA 第 29 条も抽象的な規定を設けることにより、多種多様な反競争的行為を規制することを可能とする

法構造をとっている。このためタイにおいて第 29 条により規制対象となりうる商慣行、言い換えるならば、TCA 第 25 条（私的独占の禁止）や同第 27 条（カルテルの禁止）によりカバーされないものの、タイ国内においては反競争的とみなされる商慣行を見極めることが重要となる。左記のような問題認識に則って、本調査においてはワークショップの開催に当たり、現地カウンターパートのニーズを確定するため、以下のような調査を実施し、タイにおいて問題となっている「不公正な取引方法」に関連するケースの抽出を行った。

(a) 現地において問題となっている違反行為類型の把握

まず我が国判例百選を利用して現地において問題となっている違反類型を把握することを目指した。例えば不公正な取引方法については、一般指定に規定されている 15 の行為類型それぞれに関連した事例を紹介したうえで、タイ側カウンターパートが、過去及び現在、実際に審査している事例と類似するケースの有無を調査した。

(b) 公正取引委員会最新事例の紹介

上記判例百選を利用した事例紹介と並行して、公正取引委員会国際課より提供された過去 2 年間に公正取引委員会が取り扱った事例をカウンターパートへ紹介すると同時に、個々のケースに対する関心の有無を確認した。

(c) 現地のニーズ

タイ側カウンターパートは審査ユニット長全員（4 名）及び国際ユニットと協議のうえ、上記の紹介された事例のうち、タイ側の関心が高い事例（すなわちタイ側カウンターパートが過去・現在に直面している事例）を抽出した。本節においては、特に不公正な取引方法の分野に焦点を絞って、タイ側カウンターパートが抽出した事例とその理由について言及する。具体的には、先方より関心の示された「不公正な取引方法」に関連する事例は、以下のとおり①排他条件付取引（及び不当妨害）、②不当廉売、③抱合せ販売、④平行輸入制限とに分類される。

①排他条件付取引（及び不当妨害）

排他条件付取引（及び不当妨害）に関連する事例としては、東洋精米機製作所事件（排他条件付取引）、神奈川生コン協組事件（事業者に対する不当妨害）、三菱電機ビルテクノサービス(株)事件（事業者に対する不当妨害）の三件がタイ側カウンターパートから関心の高いケースとして挙げられた。その理由としては、タイにおいては優越的地位にある者による排他条件付取引（特に小売業界）に関する苦情申し立てが多く見られるため、排他条

件付取引の定義（行為類型の紹介）及びその立証方法についてのニーズが高いとの回答が得られた。

②不当廉売

不当廉売に関連する事例としては、東京都と畜場事件、私製年賀葉書業者による損害賠償請求事件の二件が挙げられた。排他条件付取引と同様に、タイにおいて比較的多く見られかつ申し立ての多い事例であることが関心の高い理由として挙げられている。具体的には、不当廉売の不当性の判断基準や略奪的価格設定の判断基準に関するニーズが多かった。

③抱き合せ販売

紹介事例の中から具体的な事例は挙げられなかったものの、タイにおいて多く見られる反競争的商慣行として、抱き合せ販売についても関心が寄せられた。現地では、多数の抱き合わせ事例に係る申し立てや、テレビとミキサーの抱き合わせなどに代表される両製品に技術面・用途面で関連性の低い事例が多いとされた。但し原則的には、タイにおいて問題となっている抱き合わせ販売事例も、主たる財をテコにした従たる財の販売促進を目的としたケースが中心となっている。

④並行輸入

上記三つの行為類型に加えて、並行輸入に関連する事例としてホビージャパン事件にも関心が示されている。

2.4.2 日本とタイの不公正な取引方法に関する規定の比較

独占禁止法の下では、不公正な取引方法は独占禁止法の第2条（9）を通して、不公正な取引方法に関する一般指定（1982）によって禁止される。

一般指定が禁止する行為は以下のとおりである。すなわち (i) 共同の取引拒絶（Art.1）、(ii) その他の取引拒絶（Art.2）、(iii) 差別対価（Art.3）、(iv) 取引条件等の差別取扱い（Art.4）、(v) 事業者団体における差別取扱い、(vi) 不当廉売（Art.6）、(vii) 不当高価購入（Art.7）、(viii) 欺瞞的顧客誘引（Art.8）、(ix) 不当な利益による顧客誘引（Art.9）、(x) 抱き合わせ販売（Art.10）、(xi) 排他条件付取引（Art. 11）、(xii) 再販売価格の規制（Art.12）、(xiii) 拘束条件付取引（Art.13）、(xiv) 優越的な地位の濫用（Art.14）、(xv) 競争者に対する取引妨害（Art.15）、(xvi) 競争会社に対する内部干渉（Art.16）である。

タイにおいては、卸売・小売事業における不公正な慣行を検討するガイドライン草案において以下のとおり禁止行為が列挙されている。すなわち (i) 不当廉売（Art.1）、(ii) 強力

な交渉力の濫用（以下の行為を含む：a) 購入の強制（Art. 2.1）、b) 販売要員の派遣要請（Art. 2.2）、c) サプライヤーに対する利益供与要請（Art. 2.3）、d) サプライヤーに対する一定量の商品販売の要請（Art. 2.4）、e) サプライヤーの契約上の優位性を奪うような契約条件の採用（Art. 2.5）、f) サプライヤーの事業機会を制限するような事業条件の導入（Art. 2.6）、g) 顧客に対して一定価格での商品販売の要請、(iii) 差別待遇（Art. 3）、(iv) 営業情報の不公正な取得（Art.4）、(v) 欺瞞的な顧客誘引/不正な利益による顧客誘引/抱き合わせ販売（Art.5）である。

2.4.3 留意点

日本のシステムとタイの制度とを比較すると、不公正な取引方法に関するタイの規則に関して以下の特色を指摘することが可能である。まずガイドライン制定の背景として、当該ガイドライン草案が卸売/小売会社分野に焦点を合わせている点に注意が必要である。すなわち同ガイドライン草案は、ロータスやカルフルといった外国の大規模な小売業者と国内中小小売業者の利害対立を調整することを期待されて起草されたという背景が存在する。第二に日本で禁止されている活動と比較すると、タイのガイドラインは「取引拒絶」を違法としていない点が注目される。他方でガイドライン第 4 条によって禁止される「不当に営業情報を得ている行為」は、日本では他の法令（例えば「不正競争防止法」）の下でカバーされている¹⁴。

なお上述のとおり、一部有識者からは、TCA 第 29 条の規定があいまいなものであることから、日本における一般指定のような下位法を制定し、その内容を明確化することが必要との意見も見られる。カルテルの項においても指摘したとおり、競争法制定後、間もないというタイの現状を踏まえると、運用者側（TCC）と被運用者側（産業界）との間で運用基準・内容を可能な限り明確化し、双方の恣意的な解釈の可能性を小さくすること、さらにはそれにより TCA の法安定性を高めることには一定の意義が認められる。他方、下位法を定めると第 29 条の解釈・運用に一定の制限が課されることになる。第 25 条や第 26 条の運用をはじめ、未だに「片肺」運転の状況にあるタイ競争政策の実情を考えると、まずは第 25 条・第 26 条のガイドライン・手続法、さらには第 31 条に基づく行政手続を整備することが第一の優先課題と考えられる。但し第 29 条に関する一般指定類似の下位法制定も、中長期的課題として、認識される必要があるであろう。

¹⁴ 但し JFTC も研究会を設立して、競争政策と企業秘密の関係を調査している。

表 3-2-2: 日本独占禁止法とタイ取引競争法の比較

	日本		タイ	
	条文	ガイドライン	条文	ガイドライン
独占	Art.2.5 Art.3	<ul style="list-style-type: none"> ・独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について（1977年） ・独占禁止法第18条の2（価格の同調的引上げ）に関する運用基準（1977年） 	Art. 25	2003年、TCCは「支配的地位」の基準（案）を発表。同案は「支配的地位」の一般基準と産業別基準（卸売/小売産業、自動二輪産業等）とに分類。しかし Wattana 新商務大臣は同案を取り上げ再検討を指示。2004年にタイ取引競争委員会は新草案を再度策定。
企業結合	Art.15 (合併) Art.16 (営業譲渡・ 経営受任) Art.13 (役員兼任) Art.10&14 (株式保有)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業支配力が過度に集中することとなる持ち株会社の考え方（2002年） ・企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（2004年）等 	Art.26	タイ取引競争委員会は、企業結合届出の基準（案）を策定。しかし企業結合届出の基準は「支配的地位」の基準値に左右されるため、現在同草案の内閣への提出はペンディング中。
不当な取引制限	Art.2.6 Art.3	<ul style="list-style-type: none"> ・行政指導に関する独占禁止法上の考え方（1994年） ・流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（1991年）等 	Art.27	関連ガイドラインは未策定（かつ未検討）
不公正な取引方法	Art.19 一般指定(1982 年公正取引委員 会告示) 特別指定	<ul style="list-style-type: none"> ・フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方（1983年） ・不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（1984年） ・不当な返品に関する独占禁止法上の考え方（1987年） ・特許・ノウハウライセンス契約における不公正な取引方法の規制に関する運用基準（1989年） ・特許・ノウハウライセンス契約に係る事前相談制度について（1989年） ・銀行・証券等の相互参入に伴う不公正な取引方法等について（1993年） ・共同研究開発に関する独占禁止法上の指針（1993年）等 	Art.29	タイ取引競争委員会は第29条に係るガイドライン（流通・取引慣行に関するガイドライン）草案を検討する特別小委員会の設置。但し同ガイドラインには法的強制力はなく、政府執行指針に留まる模様。

出所：UFJI 作成

IV. キャパシティ・ビルディング活動

IV. キャパシティービルディング活動

本調査におけるワークショップをはじめとする各活動の企画運営にあたっては、当局職員の実務面での能力向上支援に注力すると共に、TA チームからの一方的プログラム提供・技術支援という形ではなく、カウンターパート側でもプロジェクトチーム（DIT チーム¹⁵）を組成し、双方で協議を重ねることで、最もニーズに合致しかつ実現性のある計画を策定するためのプロセス及びそのノウハウを共有することで、今後の自助的かつ継続的活動を可能とする実施体制の強化に係る支援協力を実施した。

1. ワークショップ

1.1 活動計画策定手法の開発と共有化

活動計画策定では、以下のステップを回すことで継続的な活動の充実を図る設計を行い、マトリクス・ワークシートとして手法を定型化した（表 4-1-1 参照）。基本的なコンセプトは、当局内の問題意識の共有化とそのプライオリティー付けを明確化すると共に、活動での対応状況と網羅性を把握し、対応不十分である課題については次段階で手当することを想定しやすくすることに主眼をおいた。なお、同マトリクスは、本調査内で活用するだけでなく、今後の活動計画策定のためのモデル手法の一つとして、今後も DIT チーム内で活用することとなっている。

ステップ1：当局内（ユニット間）でのディスカッションを通して課題となるテーマを選定する。

ステップ2：ユニット毎に各テーマのプライオリティーを選定した後、ユニット毎の結果を集計し当局内のプライオリティーを特定する。

ステップ3：焦点を当てるべきポイント並びに事例等参考となることが想定できる情報源を選定する。（今回は、判例百選から主要な事案を TA チームが提示しそれを選定する形をとった。）

ステップ4：上記ステップ3で選定したポイント・情報源選定の理由（何を明らかにしたいか）を明確化する。（今回は、DIT チームから取りまとめの表が提示され、これに基づき TA チームが各ユニットからのヒアリング調査を実施した。）

¹⁵ TCB 内の部長職代理を含む各ユニット長（Senior Trade Officer）5名と事務官（Trade Technical Officer）4名の計9名からなるプロジェクトチーム。

ステップ5: 実際にプログラムとして取り上げられた教材・プログラムから上記ステップ4の解決度を評価する。(今回は、ワークショップ後の質問票及び事後評価会議によるヒアリングから評価を出している。)

ステップ6: 上記ステップ5で不十分と評価された点及び取り上げられなかった点を次段階で再度取り上げる。(この段階で新たな課題が生じた場合は、同課題に対してステップ1の段階からのサイクルを回す。)

ステップ7: 当初の想定された課題が解決したか否かを全体のマトリクスの評価状況から判断し、対応が不十分であった課題についてステップ1からのサイクルを再度回す。

1.2 本調査における実施プロセスの概要

1.2.1 ステップ1~4

本取り組みの初期段階として、DIT チーム内で現状のTCBにおける関心分野についての協議を実施した結果、(i) 不公正取引 (TCA29 条)、(ii) 私的独占 (TCA25 条)、(iii) カルテル (TCA27 条)、(iv) M&A (TCA26 条) の各分野に対する関心が提起された。TA チームからは、同結果について、各ユニットにおいて実務面から今回ワークショップで取り上げる上でのプライオリティーの検討、また、分野のプライオリティー付けと並行して、該当する日本における主要な事例を紹介し、各分野において特に焦点を当てるべきポイントを事例との関係で明らかにするよう要請した。

DIT チームから提起されたプライオリティーは、不公正取引及びカルテルに係る分野で高いという傾向にあった (AnnexIII(1)4)。特に不公正取引については、TCB に寄せられる苦情 (申告) の多くが同分野に該当するものであり、これに係る調査・審査手法等の充実に関するニーズが高い傾向にあることが明らかとなった。また、同様にカルテルに関しても公正取引委員会における審査・立ち入り検査実務に関するノウハウの共有化ニーズが示された。総じて、経験の少なさから、実務面におけるノウハウの共有化ニーズが高いが、私的独占及びM&Aの分野では、独占や不公正となるM&Aに係る基準・ガイドラインといった判断基準の考え方に対する関心が相対的に高いことも明らかとなった。

ワークショップ・プログラムの設計に関しては、上記プライオリティー、焦点を当てるべきポイント・ニーズに対応できるよう、公正取引委員会における最近の事例を選定し、実際に当該事案の担当者を講師とする形での講義形式のプログラムを初回のワークショップ

プとしてスタートした。

1.2.2 ステップ5～7

本取り組みでは、4回のワークショップの各回後、アンケート及び評価会議を実施し、各回毎で積み残した点、新たな関心ポイント等の洗い出しを行い、次回のワークショップ・プログラム設計に反映するというプロセスをとった。これにより、各回毎で、前回の評価に対応した適切なプログラム設計が可能となった。

第1回ワークショップでは、日本の独占禁止法と公正取引委員会の機能を概観した上で不公正取引に係る事例分析を行ったが、質疑応答を効果的に活用し、より踏み込んだ議論の展開。第2回では、右を踏まえ、擬似裁判を行い、グループ演習を通して概念的な知識を実践することで問題点の具体化がはかられた。また、第3回では、ロール・プレイング演習を取り入れることで、更に踏み込んだ実務手法の検証をし、第4回では、日・タイ双方のプレゼンテーションを取り入れた比較分析を実施した。なお、第2回以降は、学分野からの視点も取り入れ、対比を通して実務面での経験ノウハウの共有化に資するプログラム対応を行った。

第1回：概説→事例分析→実務レベルでの知見の均点
第2回：学術的視点での整理→事例分析→実務レベル→擬似裁判演習実践
第3回：学術的視点での整理→事例分析→実務レベル→ロール・プレイング演習実践
第4回：学術的視点での整理→ガイドライン検討→事例分析→実務レベル →タイ側ガイドライン検討→比較分析ラウンドテーブル

また、今回のプロセスの成果は、回を重ねる毎に日・タイ両国の制度及び競争環境、競争当局の体制・能力の相違点を具体化することができたことにもあろう。日・タイ双方で相違点を把握することで、タイ側の関心がどういった経緯・背景から生じているかという点も明らかになり、的確にこれに応える形で日本の経験ノウハウの共有化が実現できたと考えられる。例えば、日・タイ双方での事前調査から審査の流れの相違、タイにおける審査手続きの開始決定で求められる相対的に高いレベルでの違反事実の蓋然性の提示といった背景が明確になることで、タイ側の関心が審査・調査手法に傾倒する理由が理解され、日本側からは、ニーズに対応した、より具体的な実務における手法（経験）の技術支援ができたと考える。タイ側にとっても、双方の相違点を認識できたことで、現状の実務で取り入れられる点と、タイの実情に合わせて応用すべき点との峻別が容易であったため、非効率な混乱を最小限に留めることができたといえよう。

Subject Issues	Unit 1	Unit 2	Unit 3	Unit 4	Total	Focus & Referential Resources (ie.cases)	Initial Interests	Related Latest Available Resources								Individual Program Evaluation	Subject Issue Evaluation						
						Points of Interests & Cases	Initial Interests	JFTC's Suggestion of Cases & Programs and TA Team's Programs															
								WS 1		WS 2		WS 3		WS 4									
								Program	Result	Program	Result	Program	Result	Program	Result								
Unfair Trade Practices	1	1	2	2	6	Occasion: JFTC/CIET Workshop																	
						Over-all: Guideline	- to understand its structure - to study Japanese guidelines for creating the idea in order to adopt Thai's guideline	Guideline on Distribution Systems and Business Practices	- structure: ○ - guideline: Δ														
						Case Target: Tie-in Sales (goods+goods) Case		The Japan AMA and the General Designations of Unfair Trade Practice	- structure: ○ - guideline: ○													14.7%	
						Case: Toyo Rice Cleaning Machine Case		Introduction on tie-in practices	- structure: ○ - examination methods: ○														
						Case: Tokyo Public Slaughter Case		Case: Mr. Max Corp. Case	- structure: ○ - examination methods: ○														
						Case: Damage Suit by Private Greeting Card Makers Case	- to understand its structure - to examine the evidence method in proving the offenses	The Japan AMA and the General Designations of Unfair Trade Practice	- structure: ○ - examination methods: Δ														14.7%
						Case: Kanagawa Cement Producers Assn. Case		Case: Mitsubishi Techno case	- structure: ○ - examination methods: ○														14.7%
						Case: Mitsubishi Techno Services Case		Case: Yonex case	- structure: ○ - examination methods: ○														35.0%
						Hobby Japan Case																	
						Over-all: General Designations	- to study Japanese guidelines for creating the idea in order to adopt Thai's guideline																
Dominant Position	4	3	4	3	14	1st Cycle	Over-all: Principles	- to understand its structure - to understand the competition in the markets and the reasons for creating the idea in order to adopt criteria of private monopolization in Japan - to learn structure (criteria) for adopting P/M vs Unfair Trade Practice - to learn structural difference between P/M and monopolistic			Lecture: "Private Monopolization" in Japanese AMA Lecture: Hokkaido Newspaper case	- structure: ○ - guideline: Δ											
						Over-all: Criterion		Group Work: Moot Court Practices	- structure: ○ - guideline: ○											27.3%			
						Case: Pachinko Machines Manufactures Case		Case: Yusen Broad case Case: NTT East case	- structure: ○ - examination methods: ○												36.4%		
						Case: Paramount Bed Case	- to learn about trade practices and how to prove the offenses																
						Case: Mr. Max Corp. Case																	
Cartels	2	2	1	1	6	1st Cycle	Over-all: Investigation Technique	- to understand JFTC's investigation and interrogation techniques			Case: Graphite Electrode case (International Cartel) Case: Vitamin Case (International Cartel)	- investigation methods: ○							35.7%				
						Over-all: International Cartels / Leniency Program	- to learn about types of international cartels and its remedies			Lecture: "Prohibition of Cartels under the Japanese AMA"	- structure: ○												
						Case: Triple Transport Fare Case		Case: Iwamizawa City case (Bid Rigging) Case: Cold-Rolled Stainless Steel Sheets case (Price Fixing)	- investigation methods: ○ - guidelines: Δ											28.6%			
						Case: Kubota Case		Role-Playing practice	- Stressed Interests												39.3%		
Case: Maruzen Case	- to study how to prove the anti-competitive offenses																						
M&A	3	4	3	4	14	1st Cycle	Over-all: Principles	- to know the basic idea and factors to be considered for Japanese Merger guideline											25.9%				
						Over-all: Criterion	- To learn the analytical technique and case studies of transnational Merger			Lecture: "Introduction of Japanese Competition Policy -M&A-"	- structure: ○												
						Case Target: Horizontal Collusion in Banking Sector	- To learn about types of merger under AMA including Merger guidelines			Lecture: "Introduction of M&A Guidelines (2204)"	- structure: ○ - guidelines: ○										37.0%		
						Case Target: Vertical Collusion in any business				Case: Electric Power Line Case Case: Dai-Nippon Ink Chemical - Asahi Life & Living Case: PS Japan - Dai-Nippon Ink Presentation: Thai Guideline Comparative Analysis: Round Table	- investigation methods: ○ - guidelines: ○										88.8%		
Hypothetical case study						for further task																	
Actual Reporting Procedure at JFTC						for further task																	
Key Factors/Aspects of Analysis						combined with programs																	

Note: Smaller number represents higher priority

1.3 第1回ワークショップ

1.3.1 活動内容の概要

(1) ワークショップ・プログラム

第1回ワークショップのプログラム

■議題：不公正な取引方法 ■日付：2005年1月25日～27日 ■場所：国連カンファレンス・センター ■対象：取引競争委員会事務局（OTCC）職員 ■言語：タイ語（日泰同時通訳）	
第1日	セッション1：日本における競争政策（1）「日本の独占禁止法について」 講師：佐島審査長（公正取引委員会） セッション2：日本における競争政策（2）「流通取引慣行ガイドラインについて」 講師：佐島審査長（公正取引委員会）
第2日	セッション3：ケーススタディ1「ヨネックス事件」 講師：横島主査（公正取引委員会） セッション4：ケーススタディ2「ミスター・マックス事件」 講師：佐島審査長（公正取引委員会）
第3日	セッション5：ケーススタディ3「三菱ビル・テクノ事件」 講師：横島主査（公正取引委員会） セッション6：不公正な取引方法「抱き合わせ販売について」 講師：佐島審査長（公正取引委員会）

注：場所、対象、言語については第四回ワークショップまで同じ。

(2) ワークショップの内容について

1) セッション1：日本における競争政策（1）「日本の独占禁止法について」

本セッションにおいては日本において公正取引委員会（JFTC）が社会と産業界の信頼を勝ち取ってきた経緯に焦点を当てつつ、独占禁止法の歴史が解説された。とりわけ講義では、競争当局である公正取引委員会及び独占禁止法が市民権を獲得するには長い時間がかかったという事実が強調された。講義では、歴史的背景に加え、日本の独占禁止法の構造とフレームワークについても説明がなされた。特にその目的については、1974年の最高裁判決を引きつつ、「（消費者利益を含む）自由経済秩序の維持」とされていることが紹介された。参加者からは、「中小企業保護」、「消費者保護」、さらには「価格政策」といった

政策目標と独占禁止法の関係、及びそれ以外の政策目標についての質問がなされた。

2) セッション2：日本における競争政策 (2)「流通取引慣行ガイドラインについて」

当セッションにおいては、流通取引ガイドラインの歴史と概要が説明された後に、同ガイドラインのなかでも特に「再販売価格維持」、「排他的取引制限」、「優越的な地位の濫用」と「並行輸入」に焦点を合わせて、詳細な説明がなされた。これに対して参加者からは、大規模小売業者による廉価販売に関する審査基準、フランチャイズ契約における再販売価格維持規定の違法性などにつき質問が寄せられた。こうした質問の背景としては、TCC が現在、大規模小売業者による廉価販売に関する問題に直面しており、当該の行為に関するガイドラインを起草中であるということが挙げられる。

3) セッション3：ケーススタディ1「ヨネックス事件」

当セッションにおいては、ヨネックス事件に関する (a) 事件の概要、(b) 違反行為の概要、(c) 法律の適用と排除勧告、そして (d) 本件における重要な問題についてという4つのポイントから事件の概要が説明された。セッションの後の質問では、調査・審査方法に関する具体的な質問が多く寄せられた。特に、審査手続・立証手続において公正取引委員会が利用する証拠や証人の種類や数、供述調書の取り方、審査・立ち入り検査に関する公正取引委員会の権限等、審査開始前の調査手法および審査自体の手法について高い関心もたれた。これは、OTCC の主要な役割として、審査開始の可否について TCC に対して報告書を提出すること、さらには TCC 審査開始を決定した後に小委員会の事務局として実際に OTCC が審査を実施することが含まれ、実務上のニーズが存在するためと考えられる。加えて、独占禁止法における合理の原則 (rule of reason) と当然違法 (per se illegal) の考え方に関する質問もなされた。

4) セッション4：ケーススタディ2「ミスター・マックス事件」

当セッションにおいては、講師より本事件の(a)違反行為、(b) 審査における情報収集の手法、(c) ミスター・マックス・ケースの構造、そして (d) 市場定義について解説がなされた。セッションの後に寄せられた質問としては、ミスター・マックス・ケース詳細内容に関する質問のほか、公正取引委員会におけるプレス・リリースを用いた公表方法、公表時の証拠の開示範囲、公表の法的根拠、証人保護に関する規定等が含まれていた。プレス・リリースの方法について質問がなされた背景としては、立証手続や立証内容を社会に提示してゆくことにより競争政策に関する信頼を高めてゆく日本のプロセスについて、参加者が高い関心を有したためと考えられる。最後に、ヨネックス・ケースに関する追加説明として、横島主査から審査時における質問事項や事情聴取のノウハウに関して説明がなされた。

5) セッション5：ケーススタディ3「三菱ビル・テクノ事件」

当セッションにおいては、(a) ケースの概要、(b) 違反の概要、(c) 法律の適用と排除措置、及び(d) 本件における争点、という四つの観点から事件が説明された。これに対し参加者からは、公正取引委員会が違反事実を審査する方法と基準を中心に質問が出された。主なポイントとしては、三菱ビル・テクノ事件においては、同社が自社顧客と競争者とに対する価格設定に関して約 1.5 倍の価格差を設けたことが公正取引委員会により違法と判断されているが、同判断について、1.5 倍という数値を違法と判断する際の判断方法について質問が寄せられた。これらの質問はタイにおいても競争相手に対する差別的待遇が問題となっていることを背景としており、三菱ビル・テクノ事件はタイ競争当局にとって貴重な事例となったと考えられる。

6) セッション6：不公正な取引方法「抱き合わせ販売について」

当セッションでは参加者より質問が多く寄せられた「抱き合わせ販売」について講師より解説がなされた。抱き合わせの慣行は、OTCC が現在直面している最も重要な問題のうちの 1 つである。また起案中の卸売/小売慣行に関するガイドライン案においても、抱き合わせ販売は違法行為のうちの 1 つとして規定されている。参加者からは、抱き合わせ販売の審査基準（期間・規模・価格）、従たる市場へ影響を及ぼさないような抱き合わせ販売の審査基準等につき質問がなされた。

上記質疑応答に続き、講師より誇大広告事件およびその立証手法につき紹介がなされた。本事例における経験を通じて、「方法論が限られているときにこそ、新しい立証手段を生み出すチャンスである。日本の経験も参考にしつつ、タイの競争当局が独自の調査手法を開発することを期待する」とのメッセージが発せられた。

1.3.2 評価

ワークショップの評価を実施する為、TA コンサルタント・チームはワークショップ終了時に参加者に対してアンケートを実施し、34 名のワークショップの参加者全てから回答を得た。

アンケートの結果からは、約 80%の回答者がワークショップのトピックを抽出する方法について「良い」又は「非常に良い」と回答している。他方、ワークショップ前に提供された事前情報の妥当性については、約半分の参加者のみが「良い」又は「非常に良い」と回答した。これはワークショップ当日まで全ての資料を配布出来なかったことに起因すると思われる。なお、プログラム全体の構成が参加者の期待に適合していた程度については、60%以上の回答者が「良く適合していた」又は「非常に適合していた」と回答している。アンケート結果の詳細については下記の通りである。

(1) ワークショップのトピックを抽出する方法 (Single Answer: SA)

	回答者数	(%)
非常に良い	2	5.9%
良い	25	73.5%
普通	7	20.6%
悪い	0	0.0%
非常に悪い	0	0.0%
合計	34	100.0%

(2) ワークショップ前に提供された事前情報の妥当性 (SA)

	回答者数	(%)
非常に良い	4	11.8%
良い	14	41.2%
普通	11	32.4%
悪い	5	14.7%
非常に悪い	0	0.0%
合計	34	100.0%

(3) プログラム全体の構成が参加者の期待に適合していた程度(SA)

	回答者数	(%)
非常に適合	2	5.9%
良く適合	19	55.9%
普通	13	38.2%
あまり適合せず	0	0.0%
全く適合せず	0	0.0%
合計	34	100.0%

(4) 最も有益であった講義(Multiple Answers)

最も多くの参加者が「最も有益であった講義（トピック）」として挙げたものは「ヨネックス・ケース（35%）」であった（講義の内容が具体的かつストーリー立てが良かったとのコメントもあり）。次いで「日本の独占禁止法と不公正な取引方法に関する一般指定（14.7%）」、「三菱ビル・テクノ・ケース（14.7%）」であった。

(5) ワークショップで配布された資料について (SA)

	回答者数	(%)
非常に良い	2	5.9%
良い	23	67.6%
普通	6	17.6%
悪い	3	8.8%
非常に悪い	0	0.0%
合計	34	100.0%

1.4 第2回ワークショップ

1.4.1 活動内容の概要

(1) ワークショップ・プログラム

第2回ワークショップのプログラム

■議題：私的独占	
■日付：2005年3月7日～10日	
第1日	セッション1：「日本の独占禁止法における私的独占について」 講師：瀬領教授（同志社大学） セッション2：ケーススタディ1「北海道新聞事件」 講師：瀬領教授（同志社大学）
第2日	セッション3：ケーススタディ2「有線ブロード事件」 講師：豊原主査（公正取引委員会） セッション4：ケーススタディ3「NTT東日本事件」 講師：石塚主査（公正取引委員会）
第3日	セッション5：質疑応答
第4日	セッション6：模擬裁判

(2) ワークショップの内容

1) セッション1：「日本の独占禁止法における私的独占について」

本セッションでは、独占禁止法における私的独占に関する概要、歴史、対象行為等について講義がなされた。タイにおいては現在、「支配的地位」の定義に関する基準が検討されており、参加者からも公正取引委員会が私的独占事例を判断する際に利用する基準について高い関心が示されたが、日本においては私的独占を適用する際の明確な数値基準は設け

られておらず、事例毎に個別の判断が下されているとの説明がなされた。またタイにおいては、支配的地位を判断する基準が規定されていないため、支配力を有する事業者による一定の行為を禁じている TCA 第 25 条を実際の独占事件において適用することができない。このため TCC は同条項に代えて不公正な取引方法を禁じる第 29 条により独占事例を裁いている。このため、日本における「私的独占」規制と「不公正な取引方法」規制の違いについても、参加者から多くの質問が寄せられた。加えて、競争の実質的制限効果の考え方、私的独占と独占的状态の違い、私的独占に関する罰則規定等について多くの質問がなされた。

2) セッション 2 : ケーススタディ 1 「北海道新聞事件」

本セッションにおいては、(a) 競争者による市場参入コストの引き上げ、(b) 広告宣伝費の引き下げ、(c) 商標権の濫用、そして(d) 上記三行為の総体として構成される北海道新聞社の行為の違法性等につき解説がなされた。これに対して参加者からは、審査の方法・手法に関する具体的質問、地理的市場および商品市場それぞれの市場定義、ニュース配信サービスを業とする通信社による配信拒否行為自体が不公正な取引方法に該当する可能性等につき質問がなされた。

本セッションにおいて参加者から出された高水準の質問は、タイ側参加者の競争政策に関する高い知識水準を裏づけた。これまでのワークショップのスタイルは基本的に講義形式による情報提供が中心であったが、今後は双方向型の議論と意見交換に軸足を移したプログラム構成に力点を置くべき方向感を得た。

3) セッション 3 : ケーススタディ 2 「有線ブロード事件」

当セッションにおいては、(a) 立入検査前の押収予定証拠に関する推定、(b) 実際に立入検査において収集された証拠等、特に同事件の立入検査と審査に焦点を当てつつ解説がなされた。これに対して参加者からは、本件において考慮された競争の実質的な制限に関する客観的な基準（市場占有率の計算方法等）等につき質問がなされ、講師からは審査の過程では契約件数ベースのみならず売上高に基づく市場占有率も積算され、立証にあたって信頼性及び説得性のより高い数値が利用されるとの審査実務が紹介された。そのほか、有線ブロード社の意図の立証方法、同社が行ったキャンペーン自体の違法性の判断基準等についても質問がなされた。

4) セッション 4 : ケーススタディ 3 「NTT 東日本事件」

本セッションでは、(a) 客観的な事実から違法性を立証すること重要性、(b) 技術が急速に進歩する分野における法適用等の観点を交えつつ事件の紹介がなされた。これに対して多くの参加者がテクノロジーと競争の関係について質問を行った。加えて、市場占有率の測定方法、本件を巡る公正取引委員会と総務省との関係についても関心が寄せられた。こ

これはタイ競争当局が同様な事例の審査にあたって、当該産業を所管する官庁との調整が生じるためと考えられる。

5) セッション 5：質疑応答

ワークショップの第 3 日目は、質疑応答セッションとして会場からの質問を広く受け付けた。参加者からなされた主な質問としては、市場占有率の測定方法、独占禁止法第 3 条と第 19 条の関係、実際の審査開始前の段階における情報収集の手法・方法等が含まれる。当セッションにおいては、日本側とタイ側がそれぞれ自国の調査・審査手続きについて紹介する時間を持ったことが特徴的である。特に講師はタイ側手続きにつき審査手続きの公開性が必ずしも担保されていないことを指摘しつつ、競争当局による判断に対する社会的な信頼と産業界からの信頼を確保するためには、審査手続きを公開すると同時に被疑企業に対して反論の機会を担保することが不可欠であるとの指摘がなされた点は重要である。

6) セッション 6：模擬裁判

当セッションにおいては、実務トレーニングとして参加者による模擬裁判が実施された。参加者はグループ A とグループ B の 2 グループに分けられ、グループ A が原告として競争当局の立場を、グループ B が被企業の立場を演じた。午前中は、TA チームが提示した仮の事例（NTT 東日本ケースを元に作成）に基づき、各グループ内で議論を行い、それぞれの訴えを書面にて準備した。

午後の部では、準備された書面に基づいて冒頭陳述と反対陳述、さらにはそれぞれの陳述に対する反論がなされた。議論にあたっては、グループ A とグループ B がそれぞれ会場の両側に座り、レフリーが会場中央に着席し議事進行を担当した。模擬裁判時になされた議論は、市場定義、支配的地位の有無、当該行為の違法性といった広範囲に及ぶ非常に高度なものであった。模擬裁判の最後に、両グループの議論を踏まえ、レフリーからコメントがなされ模擬裁判を終了した。

なお、サンプル・ケースにおいては TCC が支配的な地位に関するガイドラインを制定したと想定し、同ガイドラインには市場占有率、売上高という TCA 第 3 条に規定されている要件に加えて市場参入等のその他の要素も考慮されるとの文言が盛り込まれた。現行の TCA は TCC に対して支配的な地位に関する基準として二つの要件（市場占有率、売上高）のみを定めるように求めているが、模擬裁判の演習を通じて、支配的地位を認定する際に、市場占有率と売上高に加えて第三の「その他の要件」を検討することの重要性について参加者自身が認識することが本模擬裁判演習の一つの目的であった。また支配的地位の基準に関する検討に加え、TCA 第 25 条に基づいて独占事例をどのように審査してゆくかにつき、本模擬裁判演習を通じて参加者が分析・議論するきっかけを得たことも重要である。例えば、ある事業者の支配的地位が基準に基づき認定されたとしても、「当然違法 (per se illegal)」

ではなく「合理の原則 (rule of reasons)」の考えに基づいて競争への実質的影響を分析・審査し、当該行為の違法性を判断することの重要性を参加者が認識することが出来たと考えられる。

1.4.2 評価

ワークショップの評価を実施する為、TA コンサルタントチームはワークショップ終了時に参加者に対してアンケートを実施し、ワークショップ参加者のうち 22 名から回答を得た。

アンケートの結果からは、約 95%の回答者がワークショップのトピックを抽出する方法について「良い」又は「非常に良い」と回答しており、第一回ワークショップ時よりも改善が見られた。ワークショップ前に提供された事前情報の妥当性については、約 7 割の参加者が「良い」又は「非常に良い」と回答し、前回から改善が見られた。これはワークショップに先だって資料を配布するなどの改善に努めた結果であると思われる。プログラム全体の構成が参加者の期待に適合していた程度についても、78%の回答者が「良く適合していた」又は「非常に適合していた」と回答し、前回から改善が見られた。こちらについても、DIT チームとの事前調整を更に充実させたことの結果であると思われる。アンケート結果の詳細については下記の通りである。

(1) ワークショップのトピックを抽出する方法 (Single Answer: SA)

	回答者数	(%)
非常に良い	5	22.7%
良い	16	72.7%
普通	0	0.0%
悪い	0	0.0%
非常に悪い	0	0.0%
NA	1	4.5%
合計	22	100.0%

(2) ワークショップ前に提供された事前情報の妥当性 (SA)

	回答者数	(%)
非常に良い	4	18.2%
良い	13	59.1%
普通	4	18.2%
悪い	0	0.0%
非常に悪い	0	0.0%
NA	1	4.5%
合計	22	100.0%

(3) プログラム全体の構成が参加者の期待に適合していた程度(SA)

	回答者数	(%)
非常に適合	6	27.3%
良く適合	11	50.0%
普通	4	18.2%
あまり適合せず	0	0.0%
全く適合せず	0	0.0%
NA	1	4.5%
合計	22	100.0%

(4) 最も有益であった講義(Multiple Answers)

最も多くの参加者が「最も有益であった講義 (トピック)」として挙げたものは「有線ブロード事件 (36.4%)」であった (分かりやすかった、との評価が複数あった)。次いで「模擬裁判 (27.3%)」であり、他の3件のケーススタディが並んだ (18.2%)。

(5) ワークショップで配布された資料について (SA)

	回答者数	(%)
非常に良い	4	18.2%
良い	16	72.7%
普通	1	4.5%
悪い	0	0.0%
非常に悪い	0	0.0%
NA	1	4.5%
合計	22	100.0%

1.5 第3回ワークショップ

1.5.1 活動内容の概要

(1) ワークショップ・プログラム

第3回ワークショップのプログラム

■議題：カルテル	
■日付：2005年5月30日～6月2日	
第1日	セッション1：日本における競争政策「カルテル」 講師：瀬領教授（同志社大学） セッション2：ロール・プレイング・プラクティスの準備 講師：瀬領教授、TA チーム
第2日	セッション3：ケーススタディ1「岩見沢市入札談合事件」 講師：今野主査（公正取引委員会） セッション4：ケーススタディ2「人造黒鉛電極カルテル事件（国際カルテル）」 講師：大矢補佐（公正取引委員会）
第3日	セッション5：ケーススタディ3「冷間圧延ステンレスカルテル事件」 講師：今野主査（公正取引委員会） セッション6：ケーススタディ4「ビタミンカルテル事件」（国際カルテル） 講師：大矢補佐（公正取引委員会）
第4日	セッション7：ロール・プレイング・プラクティス 講師：瀬領教授、大矢補佐、今野主査、TA チーム

(2) ワークショップの内容

1) セッション1：日本における競争政策「カルテル」

当セッションにおいては、日本の独占禁止法におけるカルテル（不当な取引制限）関連規定の解説、カルテルの種類、適用基準、国際カルテルに対する独占禁止法域外適用の可能性、違反に対して採りうる措置（排除命令、課徴金、刑事告発）、審査の一般的な流れ等について解説がなされた。これに対して参加者からは、具体的な価格引上幅に関する数値については取り決めない場合の違法性、ある行為が「公共の利益に反していない」ことの立証責任の所在（企業側にある）、業界団体主導による生産量決定の違法性、輸出カルテルに関する規定、競争の実質的制限の立証方法の基本的考え方等について質問がなされた。

2) セッション2：ロール・プレイング・プラクティスの準備

当セッションにおいては、四日目に実施される「ロール・プレイング・プラクティス」の為の準備が行われた。参加者を7つのグループ（企業A、B、C、D、証人X、Y、TCB）に分け、TA チームから各グループに対して「ミッションレター」が配布され、それぞれ「想定問答集」の作成に取りかかった。

3) セッション3：ケーススタディ1「岩見沢市入札談合事件」

はじめに講師より日本における入札談合の実態につき若干の解説がなされた後に、本ケースの概要、事件審査の流れ、独占禁止法適用の際の要解明事項、実際の立証方法（仮説の立て方、立証の具体的方法）等につき説明がなされた。これに対し参加者からは、立入検査の規模や予算、発注者側の市が事件に関与していたのに企業側が独占禁止法上の責任（課徴金という行政処分）を問われた理由、談合に参加した126社が課徴金の納付同意に至った決定的な証拠内容等につき質問がなされた。

4) セッション4：ケーススタディ2「人造黒鉛電極カルテル事件（国際カルテル）」

本セッションでは講師より人造黒鉛電極の用途等につき写真を交えながら解説がなされた後に、本件に関連する事実（関係人、市場規模、ユーザーの選好、取引・流通形態、市場動向等）、国際カルテルに関する独占禁止法上の規定（第3条及び第6条）、本件における問題行為と法適用の可能性、公正取引委員会による措置内容（警告）、国際カルテル事件を審査する際の留意点等について解説がなされた。これに対して参加者からは、収集した証拠の具体的な内容、本件で最終的に課徴金納付命令を出せなかったことの主たる理由、需要が極端に少ない市場におけるカルテルの適用除外制度の有無、外国企業からの証拠収集の可能性、警告を出した後で証拠が十分収集された場合の措置等につき質問がなされた。

5) セッション5：ケーススタディ3「冷間圧延ステンレスカルテル事件」

冒頭講師より冷間圧延ステンレスの用途等につき写真を交えながら解説がなされた後に、本件の概要（対象製品、市場規模、取引形態、被擬事実の内容等）、事件審査の流れ、事件審査上の要解明点と結論、審決の内容等について解説がなされた。これに対して参加者からは、本件の端緒（新聞報道）及立入検査の方法、立入検査前の調査実施時の留意点、立入検査実施時の計画立案方法、立入検査に協力してもらえない場合の方法等につき質問がなされた。

6) セッション6：ケーススタディ4「ビタミンカルテル事件」（国際カルテル）

本セッションでは、はじめに講師より本件における審査の経過、関連事実（関係人、需要動向、価格動向、流通経路等）、被疑事実、本件における問題行為と法適用の可能性、公正取引委員会による措置内容（警告）につき解説がなされた後に、論点として独占禁止法

の域外適用の可能性、有効な二国間協定、調査手法等に関する外国当局との相違と事件以後の独占禁止法改正について追加的な補足が行われた。これに対して参加者からは、海外事業者が課徴金を支払わない場合の対応、(海外事業者の)国内輸入代理店に対して課徴金を課すことの可能性、米国における司法取引に関する情報を証拠として利用することの可能性、当局と立入検査の結果違反事実が確認されなかったケースの有無等につき質問がなされた。

最後に、講師より日本の課徴金が6%とされていることの根拠につき解説がなされた。具体的には、6%とは大企業の売上高利益率の平均であること、実務的に不当利益を事件毎に把握することは困難かつ費用対効果が低いこと、また独占禁止法では罪の重さに応じて企業に課徴金を課す制度になっていないこと、ただし6%という数字は将来変わる可能性も高いこと等につき説明された。

7) セッション7: ロール・プレイング・プラクティス

本セッションでは、参加者が7つのグループに分かれ、グループ毎に事前に作成した想定問答にしたがって、立入検査を実施する前の事前審査に関するシミュレーションが行われた。当実習を通じて、立入検査前に被疑企業と接触することにより証拠が隠滅されることへのリスク、委員会による立入検査実施の承認基準が過剰に高すぎる場合、なかなか立件が難しいこと等につき参加者はTCB、カルテル参加企業それぞれの立場から再確認することが出来た。また、実証終了後、講師より匿名の証人との連絡方法を確保することの必要性、立入検査前に社内でカルテルに関与した人物を特定しておく事の重要性、被疑企業に接触せずに実施可能な市場調査の項目、事情聴取をする際の具体的なテクニック等につき解説がなされた。加えて、カルテルを摘発するにあたり、タイにおいても刑事事件としてではなく、行政手続きによる審査を行うことにより、より少ない証拠で立入検査を行えるようなシステムを採用することを検討することの重要性についても指摘がなされた。

1.5.2 評価

ワークショップの評価を実施する為、TA コンサルタントチームはワークショップ終了時に参加者に対してアンケートを実施し、ワークショップ参加者のうち28名から回答を得た。

アンケートの結果からは、約89%の回答者がワークショップのトピックを抽出する方法について「良い」又は「非常に良い」と回答した。前回ワークショップ時よりも若干低下したものの、依然として高い数字を得ることが出来た。また事前に提供された事前情報の妥当性についても、85%の参加者が「良い」又は「非常に良い」と回答し、前回から更なる改善が見られた。プログラム全体の構成が参加者の期待に適合していた程度についても、81%の回答者が「良く適合していた」又は「非常に適合していた」と回答し、これも前回か

ら改善が見られた。

(1) ワークショップのトピックを抽出する方法 (Single Answer: SA)

	回答者数	(%)
非常に良い	8	28.6%
良い	17	60.7%
普通	1	3.6%
悪い	0	0.0%
非常に悪い	0	0.0%
NA	2	7.1%
合計	28	100.0%

(2) ワークショップ前に提供された事前情報の妥当性 (SA)

	回答者数	(%)
非常に良い	7	25.0%
良い	17	60.7%
普通	3	10.7%
悪い	0	0.0%
非常に悪い	0	0.0%
NA	1	3.6%
合計	28	100.0%

(3) プログラム全体の構成が参加者の期待に適合していた程度(SA)

	回答者数	(%)
非常に適合	6	21.4%
良く適合	17	60.7%
普通	3	10.7%
あまり適合せず	0	0.0%
全く適合せず	0	0.0%
NA	2	7.1%
合計	28	100.0%

(4) 最も有益であった講義(Multiple Answers)

最も多くの参加者が「最も有益であった講義（トピック）」として挙げたものは「冷間圧延ステンレスカルテル事件（39.3%）」であった。次いで「黒鉛電極カルテル事件（35.7%）」、「岩見沢市入札談合事件（28.6）」であった。

(5) ワークショップで配布された資料について (SA)

	回答者数	(%)
非常に良い	8	29.6%
良い	18	66.7%
普通	0	0.0%
悪い	0	0.0%
非常に悪い	0	0.0%
NA	1	3.7%
合計	27	100.0%

1.6 第4回ワークショップ

1.6.1 活動内容の概要

(1) ワークショップ・プログラム

第4回ワークショップのプログラム

■議題：企業結合	
■日付：2005年7月11日～14日	
第1日	セッション1：日本における競争政策「M&A」 講師：瀬領教授（同志社大学） セッション2：「企業結合ガイドライン（2004）について（1）」 講師：五十嵐調査官（公正取引委員会）
第2日	セッション3：「企業結合ガイドライン（2004）について（2）」 講師：五十嵐調査官（公正取引委員会） セッション4：ケーススタディ1「電力用電線事業の統合」 講師：細井主査（公正取引委員会）
第3日	セッション5：ケーススタディ2「大日本インキ化学工業㈱と旭化成ライフ&リビング㈱による二軸延伸ポリスチレンシート事業の統合」 講師：細井主査（公正取引委員会） セッション6：ケーススタディ3「PS ジャパン㈱及び大日本インキ化学工業㈱の

	ポリスチレン事業の統合」 講師：細井主査（公正取引委員会）
第4日	セッション7：「タイにおける M&A ガイドライン草案について」 講師：スマリー・ユニット長（TCB/OTCC） セッション8：「M&A に関する日泰法令比較」 講師：細井主査、五十嵐調査官、TA チーム

(2) ワークショップの内容

1) セッション1：日本における競争政策「M&A」

当セッションにおいては、日本の独占禁止法における M&A 関連規定の解説、目的、適用基準、届出制度とその歴史、事前相談制度等、ガイドラインの概要等について解説がなされた。講義に引き続き日本側、タイ側からそれぞれ自国の M&A 規制に関する解説がなされた。特に日本の講師陣からは、日本では届出基準が定められているが、基準を下回っていても法の適用が可能であること、日本では事前相談制度が活用されているために許可制の形態を取らずとも届出後に問題解消措置（remedies）が採られるケースは殆どないこと、また事前相談制度に関する透明性を確保する為に同制度の対応方針が公表されていること等が説明された。タイ側からは（日本と異なり）原則として M&A は許可制であること、起草中の M&A ガイドラインの中で定めようとしている基準に満たない案件については、少なくとも TCA 第 26 条で規制することは困難であること等が確認された。

2) セッション2：「企業結合ガイドライン（2004）について（1）」

本セッションでは、企業結合ガイドラインの構造、目的、一定の取引分野に関する一般的な概念、企業結合の各種類型（垂直、水平、混合型）とその効果等について解説がなされた。現在タイでは M&A 関連のガイドラインが起草されており、その中で違法性推定基準を定めようとしている。こうした背景の下、日本における M&A の各態様に関する概念（特にタイにおいて馴染みのない企業分割の概念等）、株式取得と営業譲渡の場合において届出基準値が異なっている理由、各種届出基準の閾値の根拠、商法と独占禁止法との有機的な関連性等につき活発に質問がなされた。

3) セッション3：「企業結合ガイドライン（2004）について（2）」

セッション2に引き続き、本セッションでは企業結合ガイドラインの解説がなされたが、ここでは特に実際の審査手続（事前相談制度、審査の流れ、必要書類、市場画定の方法、企業結合の反競争的効果を審査する際の考慮事項等）についてより詳しく解説がなされた。これに対して参加者からは、届出にあたっての企業負担を減らす為の工夫の方法、市場画定の方法と画定を行う主体、市場占有率の計算方法、混合型合併の場合の審査方法等に対

して質問がなされた。

加えて、瀬領講師よりタイ側に対して、TCA 第 26 条が想定している反競争的効果が独占と不公正な取引方法のみであり、カルテルに近い効果を持つ協調型の反競争的行為を如何に規制し得るかを検討する余地があるという指摘がなされた。

4) セッション 4：ケーススタディ 1「電力用電線事業の統合」

当セッションにおいては、まず講師より本ケースの特徴（参入の困難性、限定的な需要）、一定の取引分野の考え方、考慮事項（需給状況、単独/協調行動の可能性）、実際の審査手続きにつき解説がなされた。これに対して参加者からは、提出資料内に虚偽の報告が合併後見つかった場合の対処方法、本ケースにおける協調行動の可能性等につき質問がなされた。加えて、市場集中度に加えて HHI も算定することの意義および数値の信憑性についても質問がなされ、講師より、HHI 算出の意義は違法性ではなくセーフ・ハーバーへの該当性を判断することにあるということ、及びそれ故に必ずしも全ての企業のシェア・データがなくとも利用可能であることが確認された。

5) セッション 5：ケーススタディ 2「大日本インキ化学工業㈱と旭化成ライフ&リビング㈱による二軸延伸ポリスチレンシート事業の統合」

はじめに講師より本ケースにおける関連製品の特徴、市場の状況（生産余力、他製品との代替関係、需要者側の価格交渉力の強さ等）、本ケースで当事会社が採用した問題解消措置、公正取引委員会の判断等につき説明がなされた。また、追加情報として、公正取引委員会は判断の客観性を担保する為に、当事会社の取引先や競合先に対してアンケートやヒアリングを実施することがあるということも述べられた。これに対し参加者からは、問題解消措置が不履行の場合の対応、代替性の判断基準、事前相談を受理してから回答までにかかる一般的な期間、一般的な競合他社へのヒアリング項目等具体的な内容につき質問がなされた。

6) セッション 6：ケーススタディ 3「PS ジャパン㈱及び大日本インキ化学工業㈱のポリスチレン事業の統合」

講師より本ケースにおける関連製品の特徴（用途、グレード、種類等）、関連の市場の規模や構造、市場の状況（稼働率、生産費用、輸入品の有無等）、考慮事項（供給余力、新規参入、輸入、代替可能性）、最終的な公正取引委員会の判断等につき解説がなされた。これに対して参加者からは、役員兼任を禁止する基準の有無、生産設備のみを譲渡する場合の法適用方法、営業譲渡時の負債の扱い、固定資産の評価方法等につき質問がなされた。

7) セッション 7：「タイにおける M&A ガイドライン草案について」

本セッションにおいては、TCA における M&A 関連規定及びその解釈、および現在タイ

で起草中の M&A ガイドラインの草案の中身につき、TCB 職員によるプレゼンテーションが行われた。その中で、M&A ガイドラインを起草するにあたり、OTCC は主要先進国の M&A 関連ガイドラインの比較研究を行い、経済規模が比較的近い台湾の基準値（結合前で市場シェア 25%）をタイで採用しようと考えていること、売上基準については非金融機関の場合 50 億バーツ以上という基準が検討されていること、株式保有比率基準についてはタイにおける株主構成を調査し、それを反映した数字（50%）にしようとしていること、総資産基準については今後の検討課題であること等が説明された。

8) セッション 8：「M&A に関する日泰法令比較」

日本の M&A 関連法令および前セッションにおいて発表されたタイの M&A ガイドライン草案の内容を踏まえ、本セッションにおいては日泰双方の参加者がタイの同ガイドラインにつき意見を交わした。個別の基準につき議論がなされる前提として、(i)日本においては届出基準に満たない案件でも競争を実質的に制限すれば規制の対象とすることに対して、タイにおいては現在の草案の中で規定されている基準（市場シェア、総売上等）に満たない案件については、少なくとも TCA 第 26 条で規制することは困難であること、(ii)また日本と異なり、タイにおいては独占や不公正な取引方法をもたらす恐れのある結合についても、公の利益に合致すれば第 37 条に基づき合併を認めることが出来るということ、及び(iii)ガイドラインの中で定められようとしている売上高・市場シェア等の基準は「届出基準」と同時に「違法性推定基準」であることが確認された（日本では届出基準とセーフ・ハーバーの為の基準は設定されているが違法性推定基準は存在しない）。

次に、タイが定めようとしている個別の基準について日本側講師および TA チームからコメントがなされた。まず「総資産」の基準値については、総資産という客観的な数値を M&A 審査において用いることは原則として望ましいこと、低すぎると企業負担が増えるが高すぎると競争制限的な結合を監視できないため適切な基準を定めることが肝要であること等につき指摘がなされた。次に「市場シェア」については、企業・行政双方にとって極めて動的に変化する市場シェアを届出の基準として用いることは混乱を招く恐れがあること、市場の画定方法によっても市場シェアは変化し得ること等から審査の際の参考値として用いることはあっても日本では届出基準には含めていないこと、合併前後のシェアの絶対値のみならず変化の大きさも見るのが重要であること等が指摘された。「株式取得」の基準については、日本は株式保有比率から議決権保有比率に基準値が変更されていること、タイの会社法における各種基準値（例えば株主による議決権保有率等）との関連を担保することが重要であること、株式取得については事後の届出制度になっているが、これは事前相談制度が存在し、かつ営業譲渡等と異なり違法の場合には事後的に処分させることが可能であるためであること等につき説明された。「資産取得」基準については、日本では会社全てを譲渡する場合には直近の決算で計算された総資産の値を用いているが、部分的な譲渡の場合には売上の値を用いているので、資産評価上の問題は生じていないこと、これら

の基準値は固定するのではなく経済実態に合わせて適宜可変可能であることが望ましいこと等につきコメントがなされた。

1.6.2 評価

ワークショップの評価を実施する為、TA コンサルタントチームはワークショップ終了時に参加者に対してアンケートを実施し、ワークショップ参加者のうち 27 名から回答を得た。

アンケートの結果からは、回答者全員（100%）がワークショップのトピックを抽出する方法について「良い」又は「非常に良い」と回答した。また事前に提供された事前情報の妥当性についても、92%の参加者が「良い」又は「非常に良い」と回答し、前回から更なる改善が見られた。プログラム全体の構成が参加者の期待に適合していた程度についても、89%の回答者が「良く適合していた」又は「非常に適合していた」と回答し、これも前回から改善が見られた。

(1) ワークショップのトピックを抽出する方法 (Single Answer: SA)

	回答者数	(%)
非常に良い	11	40.7%
良い	16	59.3%
普通	0	0.0%
悪い	0	0.0%
非常に悪い	0	0.0%
NA	0	0.0%
合計	27	100.0%

(2) ワークショップ前に提供された事前情報の妥当性 (SA)

	回答者数	(%)
非常に良い	7	25.9%
良い	18	66.7%
普通	1	3.7%
悪い	1	3.7%
非常に悪い	0	0.0%
NA	0	0.0%
合計	27	100.0%

(3) プログラム全体の構成が参加者の期待に適合していた程度(SA)

	回答者数	(%)
非常に適合	11	40.7%
良く適合	13	48.1%
普通	2	7.4%
あまり適合せず	0	0.0%
全く適合せず	0	0.0%
NA	1	3.7%
合計	27	100.0%

(4) 最も有益であった講義(Multiple Answers)

最も多くの参加者が「最も有益であった講義（トピック）」として挙げたものは「企業結合ガイドライン（2004）について（2）（37.0%）」であった。（「企業結合ガイドライン（2004）について（1）」も 29.6%と高い関心を集めている）。次いで「タイにおける M&A ガイドライン草案について（33.3%）」、「日本における競争政策『M&A』（25.9%）」であった。

(5) ワークショップで配布された資料について (SA)

	回答者数	(%)
非常に良い	11	40.7%
良い	13	48.1%
普通	1	3.7%
悪い	0	0.0%
非常に悪い	0	0.0%
NA	2	7.4%
合計	27	100.0%

2. アドボカシー活動

2.1 DIT によるアドボカシー活動の現状

2.1.1 ラジオ放送による広報

DIT では 2003 年より、ラジオを通じた広報を行っている。2003 年は AM および二つの FM の 3 局を使って、10 分から 15 分間のインタビュー/トーク（司会者の質問に DIT のスタッフが答える）番組を週に 3 回放送した。2004 年は、対象をよりビジネス層と都市の消費者に絞る目的で、全国放送である AM からバンコク首都圏の FM のみに切り替え、FM 二局により、同様のインタビュー/トークに加え、30 秒のスポット、2～3 分のドキュメンタリーを毎日放送した。FM 放送は局によって主なりスナー層が異なることから、よりビジネスと消費者を意識して局を選定した。2005 年は、15 秒のスポット CM に切り替え、全国各都市地域の FM 局を通じて TCA の紹介と消費者向けのホットラインの紹介を行なっている。（下記表参照）

表 4-2-1: DIT によるラジオ放送プログラム（2003-2005 年）

Year	Radio Wave	Program	Remarks
2003	AM 1107 KHz FM 101.5 MHz FM 92.5 MHz	Title: "Open the competition world" -Interview/talk (10-15 min) program with DJ+DIT official, Mon-Fri (3 times/day)	Cost: Bht 2,550,000 (4months)
2004	FM 96.0 MHz FM 89.5 MHz	Title: "We do take care of consumers" -Interview/talk (10-15 min) program with DJ+DIT official, Mon-Fri (1 time/day) -Documentary (2-3 min), Mon-Fri (1 time/day) -Spot(30sec), Mon-Fri (1 time/day)	Cost: Bht 1,000,000 (6 months)
2005	10 FM stations all over Thailand	15 seconds spots announcing TCA and consumers' hotline at DIT.	Total: 10,000 times in one year

出所: DIT

2003 年に放送された番組のテーマは別表の 21 テーマであり、いずれも DIT のスタッフがインタビューに答える方式で出演している。内容的には基礎的なもので、これらの内容は現在（2004 年）放送されている番組でも同様のようである。

2004 年のラジオ放送の事例として、現地調査中の 2004 年 12 月 15 日の午後 4 時 30 分か

ら放送されたインタビュー/トーク番組では、DIT のソムサック課長が電話でインタビューに答え、TCA の概略と「市場での支配的地位」に関する説明を行い、視聴者に対して、「商取引の法制度はあまり馴染みがないかもしれないが、皆様の日常生活にも関連があるので、もっと市場のルールについて関心を持ってもらいたい」とのメッセージを送った。出演者はテーマによって、DIT のスタッフが交替で担当した。

表 4-2-2: 2003 年に放送されたインタビュー/トーク番組のテーマ

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 取引競争法をもっと知ろう 2. 1999 年の取引競争法に基づく諸活動の紹介 3. TCA に基づく規則について 4. 市場の支配的地位の定義 5. 事業者が市場で禁止されている諸行為 6. 企業の合併と取引競争法に違反するか? 7. 不正な非商業的取引行為について 8. 不正な商業的取引行為について 9. 抱き合わせ販売の問題 10. 国際入札および国内入札での談合について 11. 卸売りと小売業の発展経緯、現状と将来 12. ディスカウント・ストアの影響について 13. 新しいタイプの卸売り・小売業への管理について 14. 消費者や一般市民にかかわる取引競争法 15. 取引競争法の効果と利点 16. 自由取引と取引競争法 17. 取引競争法に関する解説 18. 取引競争法を持つ世界の 51 カ国 19. 韓国の競争法の紹介 20. 取引競争法と大学の役割 21. 取引競争の専門家の育成について |
|---|

出所：DIT

メディアとしてのラジオの活用は、広く多くの消費者に知らせるという目的にはなっていない。DIT は市場における商品の価格をモニターしており、特に生活必需品の物価動向には毎月対象品目を見直し価格の監視を行っている。また、消費者の価格に関する苦情についても電話によるホットラインで受け付けており、法外な値段設定や押し売りなどの商行為に対し行政が対応している。このような「消費者の味方」としての DIT の PR のツールとしては、ラジオは有効なメディアとなる。これまでの DIT でのヒアリングでは、競争法のなかでも、特に「不公正取引」に関心が高い。しかし、取引競争法の説明の内容が法律や制度の詳しいものとなると、リスナーの理解には限度があると思われる。制度の詳しい理解という目的であればウェブ・サイトの拡充の方が効果的と考えられる。ラジオによる広

報は、一般消費者には馴染みのない新しい制度なので、その存在を PR することの価値はある。この意味から、2005 年度からは、ラジオを 15 秒スポットに絞り、TCA の内容に関する解説はウェブ・サイトへシフトするという傾向が見られる。

2.1.2 ニュースレターの発行

2002 年 3 月より、月に 1~2 回 (monthly or semi-monthly) の頻度でウェブ上に掲載する方式でニュースレターを発行しており、2005 年 5 月時点では 55 号まで発行されている。ニュースレターのタイトルは”Open the competition World”としている。ハードな印刷物は作成せず、DIT 内部での回覧用に 30 部ほどのコピーを毎回作成している。DIT ではニュースレターの目的および方法として以下の点を挙げている。

- 目的：1) 組織内における知識の拡充
2) タイの競争法制度を広く国内に知らしめる
3) IT のスタッフの意識を高め、学習能力を高める

- 方法：1) 外国における取引競争の事例を調査し、タイ語で紹介する
2) 競争法の考え方、理論を紹介する (情報源としてはセミナーや諸会合)

表 4-2-3: ニュースレターの発行号数

発行年	発行号数
2002 (3 月より)	20 (月 2 回)
2003	10
2004	13
2005 (5 月まで)	12
合計	55

出所：DIT

なお、これまでの号の中で、日本のケースが紹介されているものが次の 2 号である。

- 1) 2002 年 7 月 2 日発行の第 10 号：日本の航空会社の合併について (JAL/JAS)
- 2) 2002 年 12 月 2 日発行の第 20 号：日本のコンビニエンス・ストアの支配的地位の濫用について(ローソン)

ニュースレターは 2~3 ページの簡略なもので、上記のいずれのレターでも経緯、概要と

公正取引委員会の見解を紹介している。

2.1.3 DIT によるアドボカシー・セミナーの開催

DIT では競争法に関連した一般への普及・啓蒙を目的としたアドボカシー・セミナーを2003年より開催している。2003年、2004年は各一回開催し、2005年は本事業の協力によるセミナーに加え、独自事業として、バンコクおよび地方都市におけるセミナーを合計4回開催する計画を持っている。以下はその概要である。

2003年セミナー

- 1) 主催：DIT/MOC
- 2) トピック：卸売りおよび小売業のガイドライン
- 3) 日時：2003年9月19日
- 4) 場所：Sofitel Central Hotel
- 5) 参加人数：480名
- 6) 参加者の構成：政府（MOC、消費者保護局など）
NGO（小売業協会、商工会議所、FTI、TDRI）
法律事務所、製造業者（Supplier）
卸売りおよび小売業者（ディスカウントストア、
デパート、スーパーマーケット、コンビニ、専門店）
マスコミ
- 7) 講演者：OTCC、学識者、専門委員会
- 8) 配布資料：B5版41ページ（卸・小売ガイドライン、タイの卸・小売業の概要、TCA1999(タイ語および英語)

2003年セミナー・プログラム

08:00-09:00	受け付け
09:00-09:15	DIT 局長の挨拶
09:15-09:45	開会式および特別講演「構成取引の下での小売政策」：商務大臣 Dr. Adisai Potharamik
09:45-10:00	コーヒーブレイク
10:00-10:30	「タイの小売業構造と1999年取引競争法」：DIT 局長 Mr. Siriphon Yotmuangcaroen
10:30-12:00	「Guideline in Wholesales and Retail Business」：卸売り・小売事業に関する専門小委員会（Special Sub-committee）
12:00-13:00	昼食

13:00-15:00	「Wholesales and Retail Business」：卸売り・小売事業に関する専門小委員会、卸売・小売事業者代表、製造業者代表、専門家 司会：Mr. Krairut Bunyakiat, PCIC Ltd.
15:00-15:15	コーヒーブレイク
15:15-16:00	閉会式

2004年セミナー

- 1) 主催：TCB/DIT
- 2) トピック：市場の定義 (Market Definition)
- 3) 日時：2004年9月28日
- 4) 場所：Narai Hotel
- 5) 参加人数：220名
- 6) 参加者の構成：政府 (MOC、消費者保護局、BOI、工業省)
NGO (商工会議所、FTI、TDRI、建設業協会)
法律事務所
ビジネス関係者
大学・教育機関
- 7) 講演者：OTCC、TDRI、ビジネス界代表
- 8) 配布資料：A4版50ページ (市場メカニズム、市場の定義の解説、TCA1999 (タイ語)、ウェブサイトの紹介)

2004年セミナー・プログラム

08:00-09:00	受け付け
09:00-12:30	開会式および講演 (1) 「タイの取引競争法」：Mr. Siriphon Yotmuancaroen, DG DIT (2) 「外国の取引競争法」：Dr. Duenden Nikhomborirak, TDRI
12:30-13:30	昼食
13:30-17:00	講演 (3) 「Market Definition の理論」：Duenden Nikhomborirak, TDRI (4) 「Market Definition の規定の実践」：Mr. Pen Yimyuu, TCB (5) 「ビジネス面での市場の定義」：Mr. Khachapuum Siritchanachai, デヴィット・アンド・ルイス社社長

備考：コーヒーブレイクは 10:30-10:45 及び 15:00-15:15

2005年

後述する本調査の一環として開催したセミナー以外に下記の独自予算によるセミナーを計画している。いずれのセミナーもスピーカーとしては、DIT、大学教授、商業会議所関係者で、参加者は政府（地方では 24 地方事務所）、民間企業、法律事務所など専門家の参加を予定している。

- ・バンコクでのセミナー：2回、180名規模
- ・地方都市でのセミナー：チェンマイおよびコンケン各1回、120名規模

2.2 アドボカシー・セミナーの開催

2.2.1 活動内容の概要

(1) アドボカシー・セミナー・プログラム

アドボカシー・セミナー “取引競争法と社会への利益”

開催日：2005年5月27日（金）

主催者：タイ商務省国内取引局（DIT）および国際協力機構（JICA）

セミナー・プログラム	
09:00-10:00	参加者受付
10:00-10:30	開会セッション ・ 歓迎の挨拶：JICA タイ事務所 所長 佐藤幹治 氏 ・ 開会の挨拶：DIT 総局長 Mr. Siripol Yodmuangcharoen
10:30-11:00	基調講演（1）「タイの取引競争法」：DIT 総局長 Mr. Siripol Yodmuangcharoen
11:00-11:15	コーヒーブレイク
11:15-12:15	基調講演（2）「日本の独占禁止法の経験」 ・ スピーカー：公正取引委員会 企業取引課 粕淵 功 氏
12:15-12:30	質疑応答
12:30-13:30	休憩
13:30-15:30	パネル・ディスカッション 「取引競争法が如何に事業者および消費者に利益をもたらすか？」 モデレーター：Mr. Manut Soiploy, Senior Expert on Trade Measures, DIT

<p>パネリスト：1.JFTC 粕渕 功 氏</p> <p>2. Mr. Korrakod Pandungjitt, Secretary Genral of Thailand Steel Industry Club, The Federation of Thai Industries (FTI) (タイ工業連盟)</p> <p>3. Mr. Viroj Na Bangchang, Chairman, The Consumer Force Association of Thailand (消費者団体)</p> <p>4. Ms. Pornapa L. Thaicharoen, Attorney at Law, Baker and McKenzie (法律事務所)</p>	
15:30-15:45	コーヒー・ブレーク
15:45-16:30	質疑応答
<p>16:30-17:00 閉会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JICA による閉会あいさつ：TA Team 石田団長 ・ DIT による閉会あいさつ：Mr. Manut Soiploy, DIT 	

(2) アドボカシー・セミナーの内容

JICA と DIT の共催による「アドボカシー・セミナー：取引競争法と社会への便益」は JICA タイ事務所佐藤所長および DIT シリポール局長による開会の挨拶で始まり、続いてシリポール局長より「タイの取引競争法」に関する説明がなされた。基調講演は日本の公正取引委員会企業取引課粕渕課長より、「日本の独占禁止法の経験」と題する講演を1時間にわたり行い、質疑応答に応えた。

午後はパネル・ディスカッションが行われ、パネリストとして、タイの産業界、消費者団体、法律事務所からそれぞれ参加があり、DIT のモデレーター、JFTC 粕渕課長の参加も得て、活発はパネル・ディスカッションが行われた。以下は各セッションの概要である。

(a) DIT シリポール局長挨拶兼講演（発言要旨）

このセミナーは6年前に制定された TCA について、企業および消費者の理解促進を目的に開催した。現在タイの経済規模は大きくなり、グローバルな競争にさらされ、各国との FTA も進んでいる。ここに参加されている企業関係者の皆様の活動も国内だけでなく、このような国際競争のなかで生き残ることが迫られている。一方で、競争環境のなかでは、技術の革新のための活動を活発にすることも必要で、その結果、コストを下げ品質を高くすることにより、消費者に便益をもたらすことができる。この意味から競争は消費者にとってもメリットのあることである。競争法の狙いは、民間企業の競争によって、事業者がより良いかつ安い商品を提供する点にある。

欧米、日本、オーストラリアなどの先進国では以前より、国内市場における競争法制度を制定し、施行している。タイの取引競争法は 6 年前に制定されたが、これまでのところ有効に活用されているとは言い難い。昨今の FTA による外国との経済の連携が高まるなか、TCA を有効に使い経済の活性化に役立てる必要がある。

本セミナーには、JICA 佐藤所長、JFTC 粕渕課長、UFJ 総研の石田団長のご参加をいただき、また、パネル・ディスカッションには、法律家、消費者代表、鉄鋼産業代表のご参加を得ている。各参加者にはそれぞれの立場からの発言を行ってほしい。

以上で、開会の挨拶とするが、続いて、TCA の背景について若干説明を行いたい。

諸外国の競争法を見ると、米国には反トラスト法があり、かなり古い歴史を持っており、他の先進国も制定されて久しい。それに比べると、タイの競争法は比較的最近、6 年前に制定されたものである。これについては、外国政府や国際機関からの圧力で制定したという説があるが、これは正しくない。私が務めている DIT は、国内の流通・小売業を管理してきているが、30 年前に比べて、最近の取引・流通の形態はかなり変わってきている。かつての限られた数の事業者と消費者の関係においては、競争的に価格が決められる仕組みは機能する余地が少なかった。しかし、10 年ほど前から国内の市場が進化し、DIT としては、競争的環境のニーズが高まったことを認識し、物流・小売の発展にあわせて、この TCA を草案した。

TCA の各法律項目を見ると、まだ不明確な点もある。例えば、同調値上げなどの不公正な取引形態とは具体的にどのような行為を指すのか、まだ詳細が定められていない部分もある。米国の場合は、国内に独占的企業があったので、そのコントロールを目的にしたが、これは市場規模の大きな米国特有のニーズから発生したものである。タイの市場規模は米国ほど大きくはないので、タイの市場規模を国内の製造業、流通事業者、小売業者、消費者の実態に合わせ、公正な取引がなされるような市場制度を目指して、TCA が作られた。

タイの国内企業のなかには、国際競争に参入できるほどの経済規模に至っていない企業がある。草案当時、競争法の分野の専門家はまだ少なく、不当廉売、優越的地位の濫用などの問題が DIT に苦情として持ち込まれたが、法律が制定されていなかった当時はタイの社会が受け入れる公正さをよりどころに個別の行政指導を行ってきた。現在は TCA が制定されており、法律に基づいた適切な判断ができるような制度にして行く必要がある。

本日は、TCA をタイにとってより有効な制度にして行く努力の一環として、JICA および公正取引委員会からの技術協力を受けることとなった。TCA については、より詳しい説明をするための資料も準備し配布したので、参考にさせていただきたい。

(b) JFTC 粕淵課長基調講演

JFTC 粕淵課長からは、日本の独占禁止法の歴史的変遷、世界の競争法、最近の日本における流通小売業へのルールに関する話題、アジアでの協力について、日本の経験の紹介を主に講演が行なわれた。とりわけ、日本の独占禁止法は制定後 50 年以上が経過しており、戦後の不況期から様々な経済の変化と発展とともに、独占禁止法制度も変遷を経てきた。このような経済発展と競争法の変遷の経験の共有は今後のタイにおける競争法のあり方の参考になるものと受け止められた。講演の主なポイントは下記のとおり。(パワーポイントで示した項目)

JFTC 粕淵課長基調講演要旨

1 日本の独占禁止法の歴史

- (1) 第二次世界大戦前
 - 巨大な財閥とカルテル組織に経済力が集中
 - 国家の経済統制の強化
- (2) 第二次世界大戦終了後(1945～)
 - 米国を中心とする連合軍が日本を占領
 - 日本経済の民主化の推進
 - 財閥解体、経済力集中の排除
 - 独占禁止法の制定(1947年):米国の反トラスト法をモデル
- (3) 1950年代
 - 厳しい規制内容の独占禁止法に産業界から不満
 - 独占禁止法の緩和改正(1951年, 1953年)
 - 不況カルテル, 合理化カルテルの制度を導入(1953年)
 - 個別の法律に基づく適用除外制度の導入(1950)
- (4) 1960年代
 - 日本の高度経済成長の時代
 - 競争政策に対する関心が希薄
- (5) 1970年代
 - 第一次石油危機(1974年)
 - ・ 物価の高騰, 便乗カルテル
 - ・ 高度経済成長の終焉
 - 独占禁止法の強化改正(1977年): 課徴金制度の導入等
- (6) 1980年代
 - 構造不況業種についての設備処理カルテル
 - 貿易摩擦問題
 - 日米構造問題協議のスタート(1988年): 日本の商慣行がターゲット
- (7) 1990年代～現在
 - 独占禁止法の強化改正
 - ・ 課徴金の算定率を4倍に引上げ(1991年)
 - ・ 法人に対する罰金の上限額の引上げ(1993年) 500万円 → 1億円
 - 不況カルテル, 合理化カルテルの廃止, 適用除外制度の大幅削減(1999, 2000)
 - 独占禁止法の強化改正(2005年)

課徴金の算定率の引上げ, リーニエンシー制度の導入, 犯則調査権限の導入

2 世界における競争政策

- 企業活動のグローバル化
- 競争政策の国際調和の必要性
 - ・ 国際競争の公正さを担保
 - ・ 国際企業の不当な行為の排除
 - ・ 企業による円滑な国際活動の推進
- 様々なレベルでの国際協力
OECD, ICN(International Competition Network), 東アジア

3 競争政策に対する国民の認識

- 1990年代に入って, 競争政策の重要性を認識
- 企業間の競争に対するイメージ(世論調査 2001年)
良いイメージ 73.0% 悪いイメージ 15.0%
- 公正取引委員会の立入検査等が新聞記事として大きく取り上げられる。
- 入札談合について地域住民が損害賠償請求訴訟を提起

4 競争の必要性

- 競争が企業の競争力を強化する。
「全体的にみた場合, カルテルは成功産業ではほとんどみられなかった。・・・カルテルは, 日本の失敗産業において一般的であった。したがって, 合法カルテルは競争力の源泉ではなく, 競争力の欠如をもたらしたのである。」
マイケル・ポーター教授, 竹内弘高教授共著「日本の競争戦略」
- 競争が消費者の利益を確保する。
競争による良質で安価な商品の提供 → 合理的な商品選択

5 日本の独占禁止法

(1) 規制内容

- 不当な取引制限の禁止
- 私的独占の禁止
- 不公正な取引方法の禁止
- 企業結合規制

(2) 執行機関

- 公正取引委員会
 - ・ 独立の行政委員会
 - ・ 本局と8つの地方事務所
 - ・ 定員は706名(2005年度末)
- 公正取引委員会の執行
 - ・ 排除措置命令
 - ・ 課徴金納付命令

6 最近のトピック

ー流通分野における新たなルール作りー

(1) 背景

- 大規模小売業者と納入業者の取引におけるトラブル

- 大規模小売業者がバイイングパワーを利用
- 優越的地位の濫用行為
- (2) 現行の規制
 - 百貨店業告示(1954年に制定)
 - 規制対象は百貨店・スーパー等
 - 7つの行為類型を禁止
- (3) 新しい大規模小売業告示
 - 規制対象小売業者を拡大
大規模小売業者の定義 ①売上高 100 億円以上 又は ②一定の店舗面積以上
 - 10の行為類型を禁止

① 不当な返品	⑥ 押し付け販売等
② 不当な値引き	⑦ 納入業者の従業員等の不当使用等
③ 不当な委託販売取引	⑧ 不当な経済上の利益の收受等
④ 特売商品等の買ったたき	⑨ 要求拒否の場合の不利益な取扱い
⑤ 特別注文品の受領拒否	⑩ 公正取引委員会への報告に対する不利益な取扱い

7 アジアでの国際協力の取組み

- 東アジアでの経済関係の緊密化
- 競争当局間の相互理解の重要性
- 競争政策会合の開催(5/3～5/5)

(c) パネルディスカッション

各パネリストの発言要旨を発言順に下記に示す。

1) Mr. Manut Soiploy, DIT (モデレーター)

TCA はタイ経済のグローバル化の急速な進展により、急いで制定した経緯があり、十分な準備ができていなかったため、まだ詳細が明確になっていない。例えば 25 条の独占的地位の条件にしても、市場占有率が当初 25%だったものが 33%になり、さらに見直して 50%で売り上げ 10 億バーツ以上と OCC で決めたが、閣議で差し戻されたため、結局は決まっていない。また、28 条の不公正な取引については、国内のみならず、海外での取引にも適用することとなっているが、実際には機能していない。今後は WTO や FTA の協定に合わせ、現実のニーズにあったように詳細をつめて行く必要がある。

2) Ms. Pomapa L. Bangchang, Baker and McKenzie (法律専門家、パワーポイント使用)

1999 年に制定された TCA には次の 3 つの特徴がある。1) 自由・公正な競争市場を目指している、2) 全ての産業を対象としている、3) 民間企業も公営企業も対象としている。

(しかし、石油資源関連および農業共同組合は対象外) 次の 5 つの条項が重要である。

25 条 (優越的地位の濫用)、26 条 (M&A)、27 条 (談合の禁止)、29 条 (不公正な取引の禁止、同業他社や消費者への悪影響がある場合)、30 条 (市場の占有 : 75%)。市場の独占

的状況そのものは違反にならないが、取引制限などの不公正な行為があると違反になる。法律的な手続きとしては、違反の理由を明確にする必要があり、違反者は刑事責任を負うこととなる。市場の独占割合は売り上げ額で計算するということだが、この方法についてもまだ閣議決定に至っていない。

29 条の不公正取引については、その商行為が公正な競争を妨げたか、あるいは被害者ができた場合に適用されるもので、悪影響をもたらさなければ違反にはならない。不公正取引の事例としては、抱き合わせ販売、取引先に自社ブランド以外を売らせない（ルイ・ビトンの例では他社のブランドを制限した）、などがあるが、代理店との関係では自社ブランドのイメージを維持するための行為自体は不正にはならない。コンピューター・ソフトの例では、市場占有率の極めて高い（90%）ソフトの場合、その販売方法が他のソフト・メーカーの製品の販売を制約していないか、が拠り所となる。

その他に、タイでよくある事例としては、リベート制度（日用雑貨と食品に多い）、パッケージ販売（フィルム会社の例、売れない映画との抱き合わせ販売）、Reciprocal Dealing（ブローラー、卵などの農産物加工業者が契約先の農家に対して、肥料購入を条件にする）、フランチャイズ契約の不当ライセンス料、これらの違反への罰則は 600 万バーツ、禁固 3 年を上限とするが、初犯の場合は執行猶予となる。企業の代表者も処罰され、他の犯罪に比べると、これらの罰則は厳しいと思われる。

3) Mr. Korrakod Padungjitt, Federation of Thai Industries (FTI)（民間事業者）

TCA の制定から 6 年たったが、民間セクターからも高い関心を持っている。工業界の立場から言うと、タイの産業の現状では国内では大手といっても、国際規模になっていない企業がほとんどである。我々もこの法律のサポートを得て国際競争力のある産業に育っていくことを期待したい。しかし他方では、TCA の適用について不安を感じている企業もある。どのような商行為が違反になるのか、不公正取引とされる「抱き合わせ」販売についても、どのような行為なら違反になるのか、明確でないが、600 万バーツの罰金は大きい。この点、違反であるかの判断は民間側ではできないので、行政側とのコンサルテーションが必要ではないか。企業側で「不正」ですることに気がつかないこともある。

鉄鋼業界の立場からいうと、我々の企業がタイでは大手であるとは言え、世界の製鉄業に比べれば小規模である。日本では、4 大メーカーが合併を経て 2 大メーカーに集約され、規模は更に大きくなり、世界の 3 大メーカーに入っている。我々のグループはタイ国内の 40%を占めているが、世界ランクの 100 社にも入っていない。国際競争が激しくなるなか、ビジネスとして生き残れるか、という問題に直面している。TCA について、業界のなかでは、必ずしもよく知られているわけではない。

4) Mr. Viroj Na Bangchang, The Consumer Force Association of Thailand（消費者団体）

消費者保護活動を 27 年間やってきている。タイでは大手・独占企業と大臣や政治家との

つながりが深い。消費者団体の立場から、セメント、携帯電話、ビールなどの現実の市場での独占の現状を説明し、TCA についての意見を申し上げたい。

ひとつの事例として、4～5 年前のビールとウイスキーの抱き合わせ販売がある。これはメーカーがよく売れているウイスキーを小売店に卸す際に、人気のない同社製のビールを一定の割合で仕入れることを強制した。小売店ではウイスキーの値段を上げて、ビールの値段を下げて販売せざるを得なくなった。この問題について、消費者の立場から DIT にこの問題を持ち込んだが、当時は「ルールが整っていないので手が打てない」とのことであった。企業の経営者（CEO）の意見としても、TCA の本来の主旨が達成されるならば、企業はその施行を歓迎する、と聞いたことがある。

ケーブル TV のケースでは、2 社あったが合併して 1 社になったため、市場占有率は 100% になっている。料金が適正かどうかは不明。DIT は「放送委員会」にその判断を委ねている。また、携帯電話では Telecom Asia のシェアは 50%、飲料水では Chan が 66%、二輪車ではホンダが 75%、自動車ではトヨタが 36%、他にセメント、タイル、パイプ、タイヤなどいづれも 40%以上、衛星放送は 100%となっている。これらの独占企業のために、自由競争が阻害されているのではないか、消費者は不当な扱いを受けているのではないか、という疑問がある。

TCA による摘発は未だに実績がない。現在の競争委員会（OCC）の委員の構成を見ると、商務大臣が委員長を務め、民間企業の役員や FTI から委員が入っており、その独立性については疑問がある。この点は JFTC を見習うべきではないか。

5) JFTC 粕淵課長

パネラーから TCA の条文の解釈が難しいという問題が出されたが、これは日本でも同様の問題があり、JFTC では「ガイドライン」を作成して、その正確な理解に役立てている。現在、20 近くのガイドラインがあり、例えば、流通取引慣行ガイドライン、合併ガイドラインなどがあり、また電力・ガスなど業種別のものもある。これらのガイドラインにはどのような行為が違反に当たるかを「行為事例」によって示しているものが多い。ガイドラインの作成に当たっては、案を作成した上でパブリック・コメントを求めている。コメントを求める期間は 1 ヶ月程度だが、これには多くの意見が集まる。その上で、ガイドラインを JFTC の判断でまとめている。なお、このようなガイドラインは、他の国の競争当局でも作成されている。

個別企業に対しては、「事前相談」制度もある。相談は電話、面談、文書による場合などがあり、年間一千数百件の相談が寄せられている。相談案件の中で、他社の参考になりそうなケースは公表することもある。

委員会の構成員は 5 名で議決は多数決で決めることとなっている。仮に委員のなかで、事案にかかわる企業と利害関係がある場合は議決に参加できないが、現委員は役人 OB か学者で民間出身者はいないので、現実にはそのようなケースはほとんどない。

2.2.2 評価

参加人数は 150 名規模で計画したが、民間セクターからの参加希望が予想を上回り、最終的には 164 名の参加を得た。(JICA チーム関係者およびゲスト 13 名を除く) また開催後、会場で回収した参加者のアンケート調査では、86%が本セミナーに高い評価を示した。また、アンケートの記述回答では、主催者および日本側の協力への評価とともに、今後、タイの競争法が実効性を持つためには、更なる課題があることを指摘する声も散見された。

(1) 参加者の構成

下記表のとおり、政府関係者 43 名、民間および専門家等が 121 名、合計 164 名の参加となった。政府関係では DIT 以外に消費者保護局、中小企業振興局、DIT 地方事務所から参加を得た。また、民間セクターでは、企業からの参加希望が多く、1 社 1 名に制限を行なったが、94 名が参加した。

タイ政府関係者	中央政府機関： <ul style="list-style-type: none"> - 商務省国内取引局 (33) - 首相府消費者保護局 (2) - 中小企業振興局(3) - 中央銀行(1) 地方政府事務所： <ul style="list-style-type: none"> - DIT 地方事務所 (4) <p style="text-align: right;">小計： 43</p>
民間・非政府関係者	民間セクター： <ul style="list-style-type: none"> - タイ商業会議所 Board of Trade of Thailand (1) - タイ工業連盟 Federation of Thai Industry (4) - その他業界団体(14) - 民間事業者 (94) 専門家等： <ul style="list-style-type: none"> - 法律事務所 (5) - 消費者団体 Consumer Power Association (2) - マスコミ・放送関係者 (1) <p style="text-align: right;">小計： 121</p>
	参加者の合計： 164 名
	JICA 関係者、ゲスト・パネリストを含む合計： 177 名

(2) 参加者アンケートの結果

参加者 164 名のうち、79 名からアンケートの回答を得た。(回答率 47%) 回答者の属性は民間セクターが 77%を占め、参加者の構成を反映している。評価については、「大変参考になった」(Very useful) が 49%と半数を占め、「参考になった」(Useful)が 37%であり 86%が

高い評価を示した。また、記述コメントは 38 名(44%)から回答があった。下記にアンケートの集計結果と記述回答の代表的な内容を示す。

アンケート回答の集計結果

回答数合計: 79 (参加者164)
結果の概要

	Q-1: 回答者属性			Q-2: TCAの知識				Q-3: 本セミナーの評価				Q-4: コメント	
	1	2	3	1	2	3	4	1	2	3	4	タイ語コメント	英語コメント
	政府職員	民間	専門家/NGO	良く知っている	部分的に知っている	名称だけ	知らなかった	大変参考になる	参考になる	容認する	全く参考にならない		
回答数	14	61	4	6	41	27	5	39	29	11	0	35	3
%	18%	77%	5%	8%	52%	34%	6%	49%	37%	14%	0%	44%	4%

記述回答の代表的コメント

No.	記載言語	属性	コメント
1	タイ語	専門家/NGO	消費者および生産者の間のバランスをとるための公正なルールが必要であることが理解できた。
2	タイ語	政府	民間ビジネスセクターに対して強制力を持つ規制を定める前に公開ヒアリングを行ない、その影響を慎重に検討すべきである。
3	タイ語	民間	ビジネスセクターと人々との間の関係を律する法律の機能には限界があり、中央政府がその間の公正さを維持するための相談機能を持つ必要があるが、その機能はより独立性の高い協会のような組織が専門家の助けを得てケース・バイ・ケースで事案を扱うほうが良いのではないか。
4	タイ語	民間	TCAについては知っていたが、最近のいろいろな問題に対して明確に適用されたケースがない。タイに進出している外国企業は彼等同志の競争の結果、現在の寡占的な市場を形成し、その市場への地場中小企業の参入は不利になっている。もし日本政府がJFTCを通じてタイの競争環境を整備するというのであれば、良いかも知れないが、それはタイにおける日本企業の活動を円滑にもするだろう。
5	タイ語	民間	TCAは1999年に制定されながら、100%有効に活用されておらず、その有用性を実施に移すには、法の執行者、消費者および企業家の能力が充分でない。
14	タイ語	民間	配布資料は大変充実しており、セミナーも時間どおりに進められた。外国におけるケースの紹介は参考になったが、タイのケースに関する内容やクレームの紹介もカバーしてもらいたかった。いづれガイドラインが出来あがったら、再度このようなセミナーの開催を要望する。
15	タイ語	政府	事例紹介では、より国際比較が可能な事例の紹介が欲しかった。
16	タイ語	民間	次のセミナーではTCAに関する内容に加え、FTAの進展と市場の対外開放についてもカバーしてもらいたい。
17	タイ語	民間	将来の競争法の適用の方向とビジネス活動への影響について具体的な見通しを聞きたかった。パネリストに裁判所の関係者の参加があれば、法の執行についてより詳しく聞けたのではないか。
18	タイ語	民間	ビジネスと消費者間の公正取引、ビジネス同志の競争法の適用、さらに事案の調査方法に関することについて、次回は取り上げてもらいたい。
31	タイ語	政府	提供された情報がCDなどで電子化されていれば、主催者の負担も軽く、知識の普及には有利である。セミナーの開会が遅れたため、貴重な講演の時間が少なくなったことは残念である。通訳者は内容をよく理解しており、適切な言葉で内容を伝えてもらった。

36	英語	民間	セミナーの内容は大変参考になった。日本およびタイ主催者の企画意図を高く評価したい。JICAおよび主催者が将来このようなセミナーを他の分野においても開催されることを望む。ありがとうございました。
37	英語	民間	TCAの執行が将来どのように行なわれ、現在の政策とどう異なるかについての説明が欲しかった。
38	英語	民間	競争法の適正な執行は公正な商行為をもたらし、消費者に便益を与えることは理解できた。よってDITは早急にこの制度を完成させるべきであり、DITはより独立性の高い立場をとるべきである。JFTCとJICAの支援に感謝します。

2.3 ウェブサイトによる情報発信の拡充

アドボカシー活動の一環として、従来のラジオ放送が広く一般に概要を伝える機能であるのに対して、ウェブサイトはより詳しい情報を特定の関心を持っている消費者及びビジネス界へ伝えることが出来る。DITと検討の結果、本調査でのTAとして、ウェブサイトによる情報発信の拡充に取り組むこととなった。今回の調査では、現状のサイトをTCBの独立したホームページとして再構成し、より内容の充実したものにし、情報量を増やすこととした。

2.3.1 ウェブサイトの現状

現在のDITサイトはタイ語のサイトが主であり、図4-2-1に示す構成となっている(図4-2-1のサイトに関する内容は2004年12月時点のものであり、その後若干の変更が加えられている)。競争当局に関する部分は、同DITサイトの一部、「取引競争の奨励」のコーナーに過ぎず、現在の内容としては、法制度の詳しい紹介、社会・経済にとっての意義の概要、一部DITが価格管理する商品・サービスの情報であるが、情報充実の観点からは、事例の紹介(タイの事例は少ないので日本の事例をタイ語で紹介する等)も考えられる。なお、英語のDITサイトも設置されているが、内容的には極めて限定的なものとなっている。

運用面では、DITサイト全体としてシステム部門・広報部門が中心となり管理運営を行っており、TCBのイニシアティブ意識は必ずしも高いとはいえない。TCB内の一部担当者が、定期的にニュースレターをシステム部門に依頼しPDF化からアップロード更新するというルーティーンがあるものの、実態としては、ウェブの双方向性、情報蓄積機能等を活用した戦略的な運用体制は未整備の状況である。現状のDITサイトは、データベース機能も有し、IDパスワード管理により、バックエンドで各部署からアドミニによる操作が可能になっているが、こうした機能も十分に理解・活用されていない。

図 4-2-1: DIT ホームページ (和訳)

	局の紹介	局の管理者	掲示板	質問	ニュース	お知らせ
DEPARTMENT OF INTERNAL TRADE (DIT)						
	活動				広報ニュース	
	政策と計画	(写真イメージ)	(最近のニュースとして、2004年7月に開催された消費者のための安売イベントがデパート、スーパーマーケット等の協力で開催されたことが報じられている)			
	業務実績の要約(月刊)					
	局が所管する法律					
	農産物					
	取引競争の奨励					
	委員会からの公告					
	DITと消費者保護委員会事務局との相違点					
	生産統計	商品の価格			鉄板／鉄線の価格	
	- 籾(モミ) 04/05 (季節に田植えした籾) - 籾(モミ) 04(季節外に田植えした籾) - 肥料(とうもろこし) 04/05 - キャッサバ芋 04/05	- バンコクにおける生鮮食品の小売価格(日刊) - 重要農産物の卸売り価格(日刊) - 米の価格 - 生鮮食品の小売価格の比較 - 畑作物と飼料の原料の価格比較 - バンコクで消費した商品の小売価格(2003-04) - バンコクにおける重要商品の月別価格の平均(過去12年) - バンコクにおける重要商品の商品別価格の平均(過去12年) - 自動車販売価格(2004年7月28日)			- 鉄板の価格(2004.12) - 鉄線の価格(2004.12)	
	知っておくべき重要点					
	- 度量衡 - 商品の量と価格の体制 - ガス製品の保証計画 - 優秀な消費者のための生鮮市場の構造					
	サービス	商品、サービスの管理			2005年度第一回 公務員募集	
	- 図書館 - インターネットによる登録と情報 - 用紙のダウンロード - 電話番号 - 市民のための情報センター - 公開書類 - プラスティック(ハレット)の製造者メンバーリスト - 自動車の製造業者リスト(tel no.) - 公正なガソリン販売 - 消費商品の価格基準 (new!)	- DITが管理する商品及びサービスの重要度指定 (update) - 保護商品とサービスおよび管理基準 - 価格を不表示しなければならない商品 - DITが管理する商品とサービスの重要な基準の規制 - 保護商品とサービス及び管理基準			苦情センター	
	権利の委任	商品とサービスに関する委員会よりのお知らせ			苦情受け付け用紙	
	- 地方公務員への委任 - 命令の代行	- 管理期間の制限、特別時の商品、サービスの価格の動きのフォロー - についての中央委員会事務局からのお知らせ - 情報収集のための環境規制システム使用奨励に関する規定を制定する小委員会からのお知らせ			MEMBER	
	リンク				WEBSITE SERVICE	
	- 官庁 - 国営企業 - 新聞 - 電話 - テレビ				VOTE	
					DITのインターネットサービスに満足していますか? - とても満足 - 普通 - あまり満足していない	

取引競争の奨励
取引競争状況に関するレポート - No.1 2004.9 - No.2 2004.10 - No.3 2004.11
TGBへのコンタクト
構造、資格、権限
1999年取引競争法に基づいた委員会及び小委員会のメンバーリスト
1999年取引競争法/省令/公告
月刊ニュースレター「取引競争の世界へ」
卸売り・小売における不正取引の活動に関する検討方針 (Guidelines)
取引競争委員会での決定事項要約
取引競争法に関する業務実行結果要約
産業、経済、競争法の用語
他国の不正取引行為研究計画
セミナー、研修結果

委員会からの公告
取引競争委員会
取引競争委員会の公告: 独占的地位にある事業者に関する規則の検討小委員会の任命の件
取引競争委員会の公告: オートバイ関連事業に関する専門会合 (Expert Commission) の任命の件
取引競争委員会の公告: 卸売り・小売に関する専門会合 (Expert Commission) の任命の件
商品とサービスに関する中央委員会
農産物商品の事前売買を管理する委員会
市場農産物商品委員会
農業者救済政策および基準委員会

DITと消費者保護委員会事務局との相違点	
DIT	Consumer Protection Bureau
1. 管理法令: Goods and Service Act (1999) and Weights and Measures Act (1999)	1. 管理法令: Consumer Protection Law (1979)
2. 管理範囲: - 公正な価格 - 生産量統計 - 商品の供給の確保	2. 管理範囲: - (虚偽) 広告、(ニセ) 宝くじ、(不当) 契約および危険商品からの消費者の保護 - 直接販売事業 - 法律違反に関する消費者のための法的手続きの代行
3. 苦情ホットライン Tel No.1569	3. 苦情ホットライン Tel No. 1166

-DITが管理する商品及びサービスの重要度指定 (update)		
定義: - Sensitive List (SL) - Priority Watch List (PWL) - Watch List (WL)		
Year 2003		
Year 2004		
管理商品	管理サービス	
- Jan 2004	- Jan 2004	
- Feb 2004	- Feb 2004	
- Mar 2004	- Mar 2004	
- Apr 2004	- Apr 2004	
- May 2004	- May 2004	
- Jun 2004	- Jun 2004	
- Jul 2004	- Jul 2004	
- Aug 2004	- Aug 2004	
- Sep 2004	- Sep 2004	
- Oct 2004	- Oct 2004	
- Nov 2004	- Nov 2004	
- Dec 2004	- Dec 2004	
(商品)	(サービス)	
Sensitive List (SL)	ガソリン、ディーゼル、プラスチックバッグ、肥料、電線、亜鉛、材料鉄、鉄板、鉄線	(なし)
Priority Watch List (PWL)	PVC バイ、ヘルト、ゴビ用紙、合板、缶詰食品、密閉容器入り飲料	自動車修理、映画館入場料
Watch List (WL)	牛肉、卵、エビ、野菜、魚、牛乳、コーヒー、食用油、醤油、小麦粉、石鹸、洗剤、殺虫剤、紙、家電製品、自動車、トラック、電池、セメント、ガラス、釘、ハンキ、薬品、飼料、形態電話、など (全 85 品目)	電気器具の修理、クリーニング、散髪、洋服仕立、電気水道電話設置、コーヒー、駐車場、宅配便、運動施設、美容院、ビデオ/CD レンタル、ホテル、貸し本、など (全 18 項目)

出所: DIT、UFJI 翻訳

2.3.2 競争当局ウェブサイト（ホームページ）の開発

今回のウェブ開発にあたっては、TCB にとってのウェブの目的から基本コンセプト、これらに基づく設計を DIT チームと共同で検討することで、ウェブ運営に係る当事者意識の向上を目指した。また、現状のコンテンツの整備状況、情報のアップデート等とも関係する TCB の活動状況や運用体制・陣容の現実性、将来的な発展性等にも十分留意し、立ち上げ段階から運用を容易にする設計とした。

(1) 目的及び基本コンセプト

本ウェブは競争当局の競争政策・法令等に係る普及啓発活動（アドボカシー活動）の常設情報発信拠点とすることを一義的な目的とした。また、次ステップとして、競争当局内の情報集約・共有化のツールとして活用すること、産業界・一般等からの苦情情報・市場情報等の収集の場として活用すること等を、中長期的な目的としている。

基本的なコンセプトは、これまでの DIT ウェブの 1 コーナー的な色彩であった競争当局の情報を単独のホームページで発信することで、競争政策・法令情報、当局の位置づけや活動状況をより明確にアピールすることに重点を置き、内外の関心各方面にもタイ競争当局の情報発信を均点できるウェブとすることとした。今回の設計で、タイ語ページと英語ページ双方で同一のデザインを採用しているのも、このコンセプトによるものである。

ウェブのターゲットとしては、まずは産業界を第 1 のプライオリティーとし、今後の普及啓発のコアとなり得る法律の専門家、学識経験者等を順次ターゲットグループとして想定した。

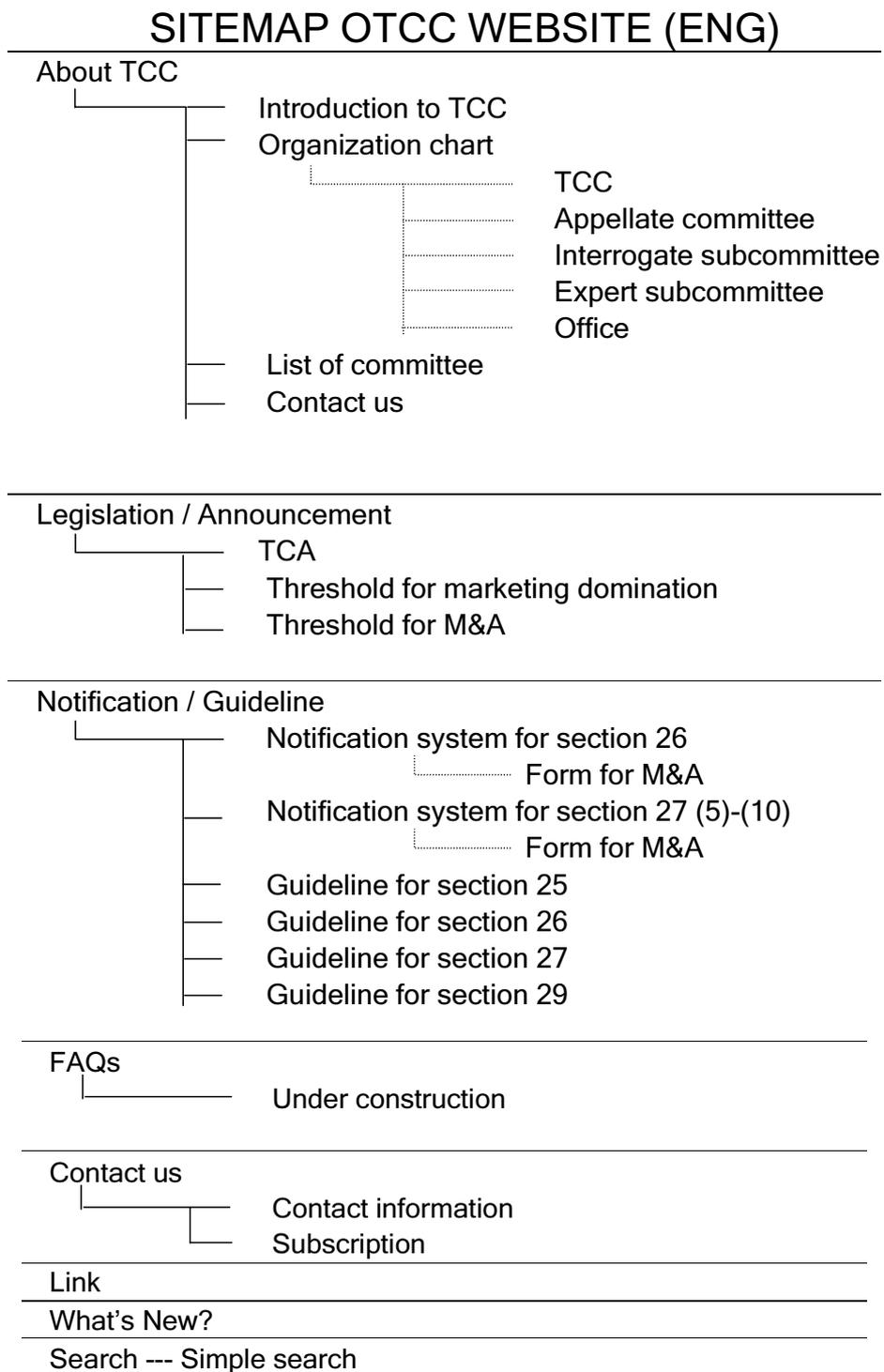
表 4-2-4: ウェブターゲットグループ

	1	2	3
1 Prioty	Business Associations	Business Society	
2 GP	Lawyers	Judges	Prosecuters
3 GP	Academics	Students	
4 GP	Foreign Competition Authorities	Thai Gov. Authorities	
5 GP	Investers	Foreign Companies	
6 GP	General Public		

(2) 基本構成

基本的な構成は、(i) TCC について、(ii) 法令・告示、(iii) 公告・ガイドライン、(iv) プレスリリース、(v) 競争に係る資料室、(vi) 活動報告、(vii) FAQ、(viii) 情報問い合わせ窓口、(ix) リンクといったカテゴリーを設定した。また、ページ内検索（本バージョンでは簡易検索）機能も搭載することとした。なお、情報問い合わせ窓口に関しては、TCB の権限範囲の問題から、直接苦情を受け付けることの可否が議論されており、最終的には、単に「contact us」に留めることも検討されている。以下は、本件ウェブの基本構成図であるが、英語バージョンのカテゴリー等が少なくなっているのはコンテンツの整備状況の差によるもので、実際の画面上は、デザインは同一でカテゴリー別の項目だても同様となる。

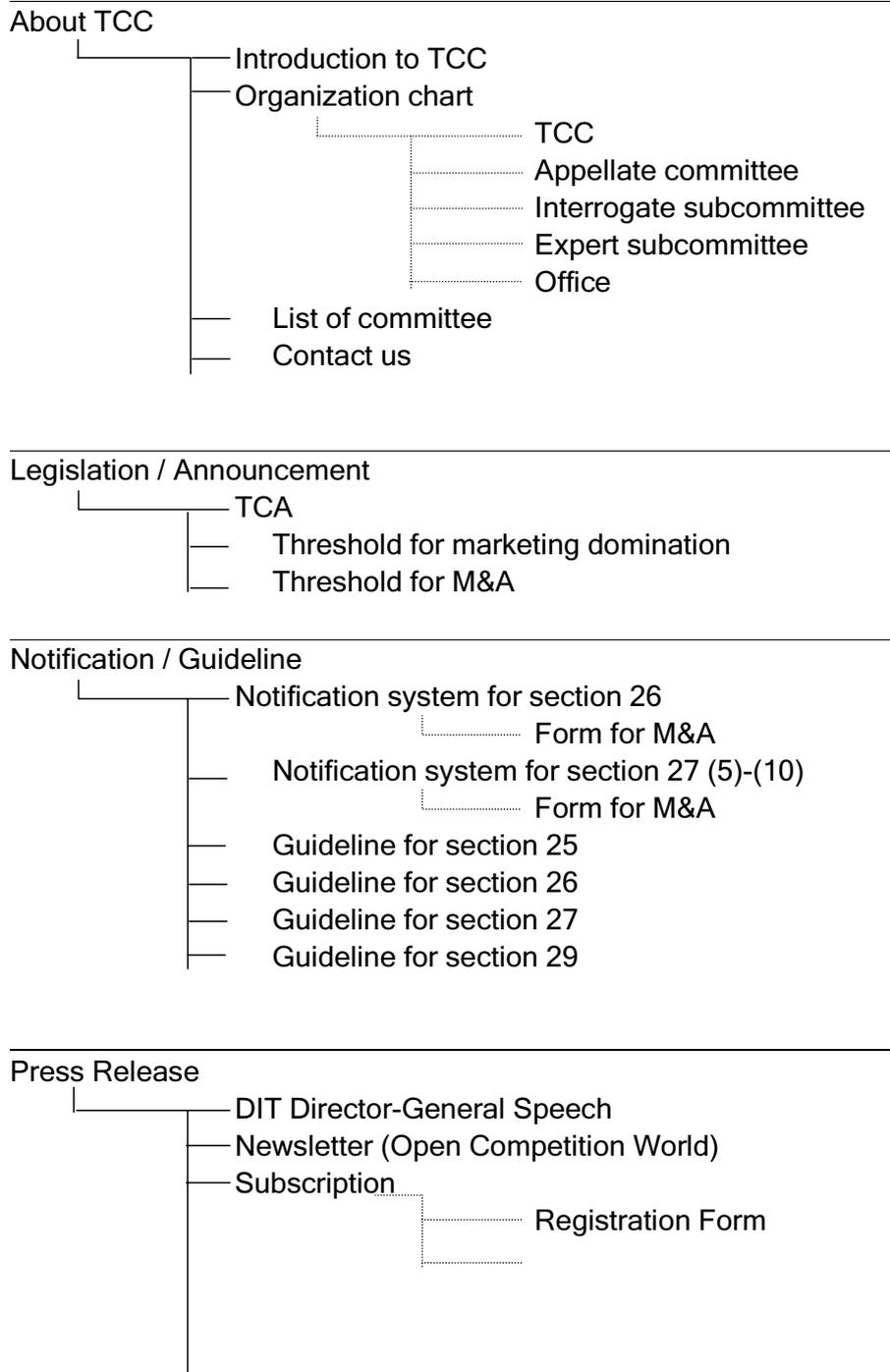
図 4-2-2: ウェブ基本構成 (英語)

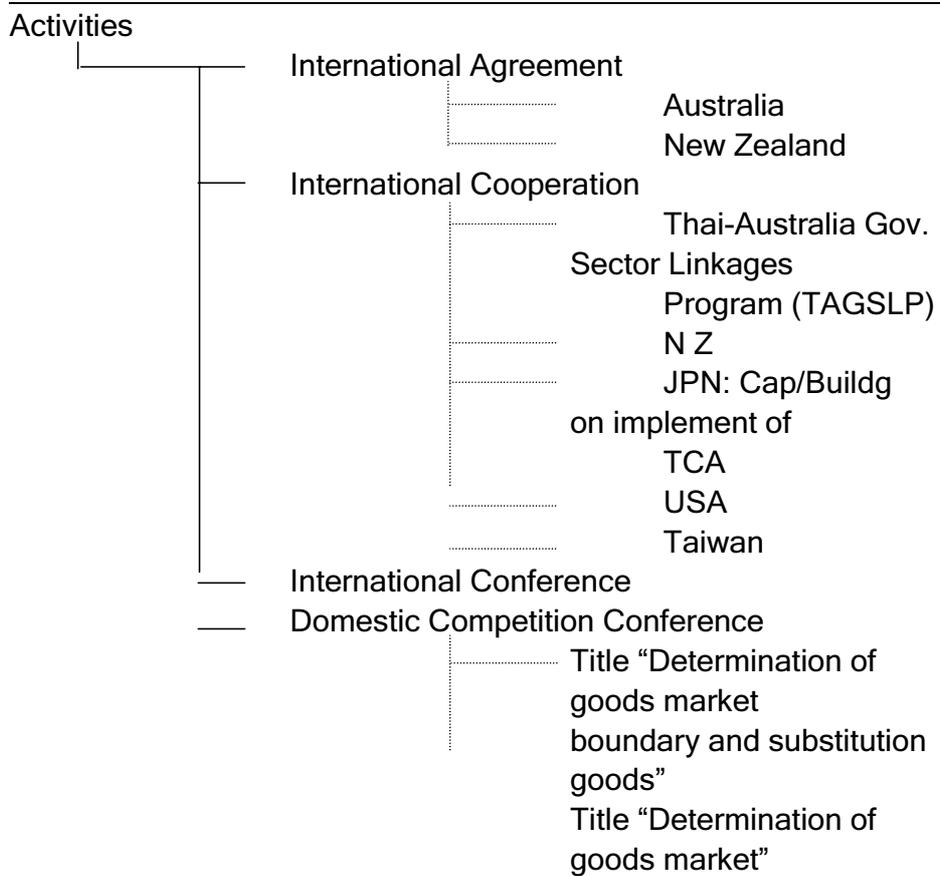
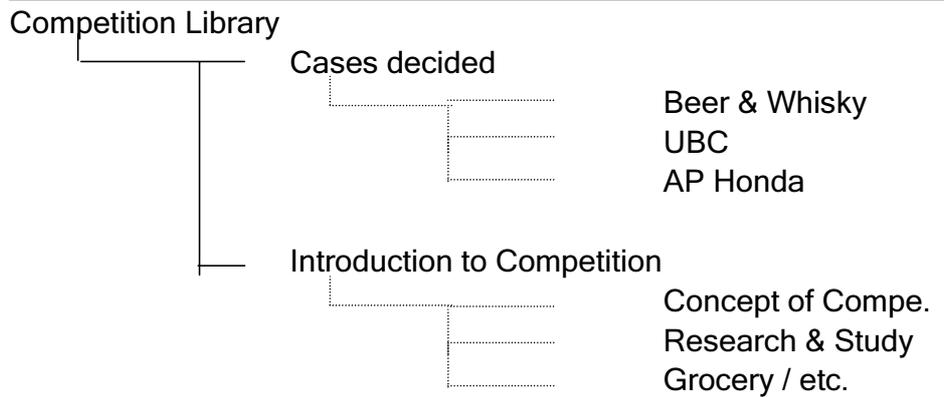


出所 : UFJI

図 4-2-3: ウェブ基本構成 (タイ語)

SITEMAP OTCC WEBSITE (THAI)





FAQs	Under construction
Giving suspicious information Channel	
Contact us	Contact information Subscription
Link	
What's New?	
Search --- Simple search	

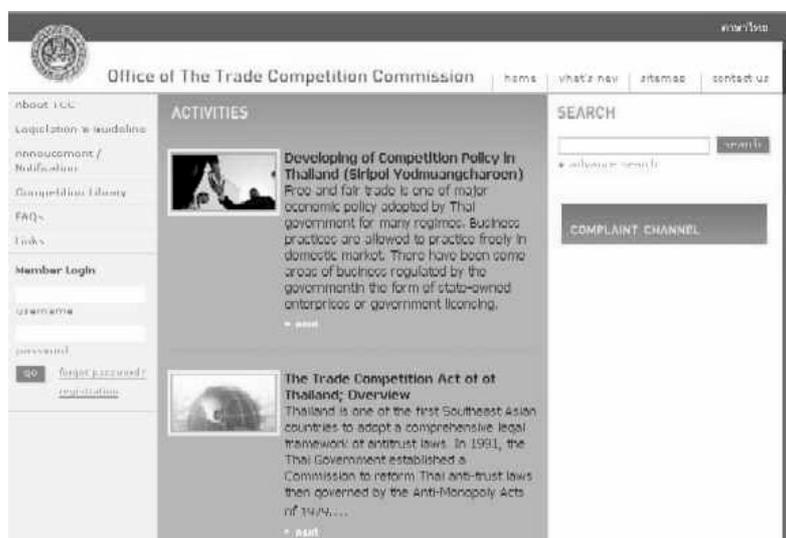
出所 : UFJI

(3) 開発スケジュール等

ウェブ開発のスケジュールについては以下の通りであるが、内部承認手続き等を踏まえると、最終的に実装され一般に公開されるのは、本年 10 月以降になると考えられる。なお、既に、GUI 版確定段階で、運用に係る体制整備の検討調整を進めており、TCB 内にウェブ管理チームの組成が期待される。β 版導入以降適宜ユーザー研修も予定している。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ①基本コンセプト確定・開発着手 | : 2005 年 6 月 15 日 |
| ②GUI 版確定 (プレゼンテーション) | : 2005 年 7 月 19 日 |
| ③β 版確定 (プレゼンテーション) | : 2005 年 8 月 25 日 (予定) |
| ④ホームページ完成 | : 2005 年 9 月 15 日 (予定) |

図 4-2-4: ホームページ GUI 版イメージ



3. スタディ・ビジット

2004年2月20日から22日にかけて、Mr. Siripol Yodmuangcharoen 国内取引局局長、Ms. Porntip Poovarodom 同上級取引専門官、Mr. Surinthorn Sunthornsanan 同取引専門官が日本を訪問し、公正取引委員会の制度・運用実態について研修を行った。プログラムの詳細に関しては、図表：スタディ・ビジット・プログラムを参照のこと。

表 4-2-5: スタディ・ビジット・プログラム

Date	Visits/Meetings	Questions/Points of Interest	Place	Stay
Feb 20 (Sun)	Depart from BKK in the morning			Tokyo
	Arrive at NRT in the evening			
Feb 21 (Mon)	9:30-10:30: Briefing/Program Orientation at JICA		JICA Tokyo	
	10:30-11:30 Transfer JICA Tokyo - JFTC			
	Lunch; Arrive at JFTC			
	13:00-14:00: (General Introduction) by Int'l Affairs Division (1) Power and Structure of JFTC (including the role of regional offices), (2) Enforcement issues of AMA		JFTC ^{2nd} meeting room on 11F	
	14:00-15:30: (Investigation procedures) (1) Initiation of investigation, (2) Investigation procedures			
15:30-16:30: (Hearing procedures) by Decision and Lawsuit Office				

	16:30- : (Division Tour) Library, Hearing Court, Investigation Bureau, Economic Affairs Bureau, Trade Practices Department, Etc.	To see working practices of JFTC officials and ask a few questions.	JFTC building
Feb 22 (Tue)	10:00-10:30: Courtesy Call to Chairman Takeshima		Chairma n's Office
	10:30-12:30: (Trade Practices Department) (1) Designation of Unfair Trade Practices, (2) Premiums and Representations Act and Subcontract Act, (3) Prior Consultation System		2 nd meeting room on 11F
	Lunch		
	13:30-14:00: Audit of a Hearing Case		Hearing court on 19F
	14:00-16:30: (Economic Affairs Bureau) (1) MA Regulations, (2) Coordination with Regulation Authorities, (3) Economic Survey		2 nd meeting room on 11F
	16:30-17:00: (Review) by Int'l Affairs Division	General questions and discussions	
Feb 23 (Wed)	Departure: TG6001 Dept. NRT at 17:35		JICA Tokyo
	Arrival BKK at 22:55		

V. 市場調査
